

令和5年3月第130回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和5年 3月 3日（金）
 ○開会年月日 令和5年 3月 3日（金）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

1番	城戸	司	君	2番	塩川	まゆみ	君
3番	関根	律之	君	4番	向井	一富	君
5番	久保	美博	君	6番	森永	和夫	君
7番	菊地	幸雄	君	8番	泉	浩壽	君
9番	大木	雄	君	10番	山本	徹	君
12番	下野	安彦	君	13番	林	博	君
14番	山崎	正史	君	15番	寺岡	保	君

○欠席議員（1名）

11番 才野俊夫君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	住民課長	西川安行君
税務課長	大竹浩一君	保健福祉課長	久保宮賢次君
保健福祉課付課長	上石由起恵君	こども支援課長	山本勝利君
会計管理者	田中哲君	建設デザイン課長	谷岡祐二君
町並・地域振興課	畑野亮一君	農林振興課長	山中保正君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	高嶋由久子君
政策調整班長	上山淳一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	宮田哲郎君	商工観光班長	大田陽市君
教育長	林純司君	学校教育課長	亀岡秀俊君
自治・学習課長	大久保裕記君	代表監査委員	赤穂英一君
農業委員会会長	堀本健二君		

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 前野良二君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第2号）

令和5年3月3日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
日程第 3 議長諸般の報告
日程第 4 招集あいさつ及び令和5年度施政方針
日程第 5 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

午前10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（菊地幸雄君） ただ今、出席議員14名であります。欠席届が才野俊夫議員から提出されております。ただ今から、令和5年3月第130回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありました者は、副町長及び総務課長及び各課長、班長等の19名であります。これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において14番、山崎正史議員、15番、寺岡保議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。本定例会の会期は、去る2月20日開催の議会運営委員会において協議され、本日から17日までの15日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月17日までの15日間に決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程第2号の通りであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、

お手元に配付している通りであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び令和5年度施政方針

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 招集挨拶及び令和5年度施政方針」を町長に受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに第130回令和5年3月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに大変ご多忙中にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に町長として提出いたします案件は、条例の制定6件、条例の一部改正8件、指定管理者の指定1件、補正予算8件、当初予算8件、人事案件17件の合計48件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、2月27日、町職員が酒気帯び運転で現行犯逮捕されましたことは、誠に遺憾なことであり、町民の皆様のご信頼を損ないましたことを、町長として深くお詫び申し上げます。職員に対しては、常日頃より地方公務員としての自覚を持ち、責任ある行動をとるよう、特に交通法規の遵守や飲酒運転を絶対にしないよう繰り返し戒めてきたところではありますが、このような不祥事を起こしたことは残念でなりません。今回の事件を重く受けとめ、今後このようなことがないよう全職員に指導を徹底するとともに、信頼回復に努めて参ります。なお、逮捕された職員につきましては、警察当局の取り調べ結果が確定しましたら、規定に則って厳正に処分いたします。誠に申し訳ございませんでした。

さて、冬の寒さが和らぎ、春の暖かい日差しが心地よい季節となりました。新型コロナウイルス感染症の第8波が収まったことで、3年ぶりに駅伝大会や、消防出初式が開催できたことを嬉しく思います。国は経済活動の本格的回復に向け、5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類に引き下げ、マスク着用についても3月13日から個人の判断に委ねることを決定しました。本町でも国に準じた対応を検討しているところですが、感染が再拡大することも考えられますので、引き続き感染防止対策に配慮したいと考えております。また令和5年度のワクチン接種については、国は接種可能な全年齢の方を対象とした秋1回の接種に加え、高齢者や基礎疾患のある方には5月の接種も実施する方向で検討に入りましたので、今後の国の動向を注視しながら適切に対応して参ります。

次に、令和5年度の町長としての施政方針を述べさせていただきます。国は去る12月23日に、令和5年度政府予算案を閣議決定いたしました。それによりますと、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り開くための予算として、安全保障や外交に加え、グリーントランスフォーメーション（GX）やデジタルトランスフォーメーション

ン(DX)といった成長分野へ大胆な投資を行うとともに、こども家庭庁を創設し、子ども・子育て支援を強化するとしています。本町では、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に緩和され、経済や消費活動が改善傾向にあるものの、物価高の影響により経常経費が増加し、財政状況は厳しさを増しています。そのような中で、令和5年度の予算編成につきましては、内子町総合計画後期計画に掲げた重点施策「ミライ・プラン」の着実な進展を図るとともに、社会の動向や行政ニーズの変化を的確に捉え、新たな政策課題に積極的に取り組むこと、またウィズコロナ、アフターコロナを見据えた中で、町民生活を守り、地域経済の回復を図ることを基本方針とし、人口減少対策や農林業及び商工業の担い手確保、防災対策、生活環境整備に積極的に取り組むための予算編成といたしました。その結果、令和5年度内子町一般会計当初予算(案)は、歳入・歳出それぞれ99億1,000万円となり、予算規模は今年度当初予算と比較して5億9,700万円の増額、率にして6.4%の増となり、3町合併以降で最大の予算額となっています。一般会計当初予算に充当いたします財源は、国庫県支出金11億9,669万8,000円、地方債6億3,260万円、その他特定財源12億1,957万1,000円、一般財源68億6,113万1,000円でございます。なお、現時点で国・県の内示が出ていない事業については、当初予算には計上せず、今後の補正予算で対応していく予定でございます。

まず、子育て支援についてです。本町の令和4年度における出生数(見込み)でございますが、45人となっております。少子化対策は最重要課題となっております。そのため、医療保険適用となった不妊治療についても、単年度の治療につき20万円を限度に補助を行い、経済的な理由で不妊治療を断念することがないように支援を行います。また、子育て世代が働きながら安心して子育てができる環境づくりといたしまして、今年度整備しております内子第2児童クラブ及び天神児童クラブの運営経費を計上しています。これにより、次年度から放課後児童クラブの待機児童は解消される見込みであります。その他、新川児童公園の改修工事も進めて参ります。

次に商工業及び観光の活性化についてです。新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高の影響により、町内の観光客数は伸び悩んでおりましたが、ウィズコロナへの移行に伴い国内の人流が活発化し、インバウンド事業も回復基調にあることから、内子町観光協会と連携し、観光客を取り込むための情報発信を積極的に行います。また、商工業の担い手を確保するため、町内における創業・起業、空き店舗の活用、事業拡大及び事業継承を総合的に支援する「内子町はじめる・つなぐ商工活性化支援事業」に継続して取り組むとともに、高校生の地元就職率の向上と町内企業の人材を確保するため、インスタグラム等による町内企業の情報発信を取り組みます。その他、森文工場跡地への小公園整備や森家など、歴史的建造物の活用を図るための検討を進めて参ります。内子座の保存修理工事については、補助事業が採択されましたら実施したいと考えています。

次に、農林業の活性化についてです。基幹産業であります農林業の持続的発展を支援し、次世代へ継承するため、親元就農支援事業や林業就業支援事業を継続して取り組むとともに

に、有害鳥獣による農林産物の被害軽減と捕獲体制を強化するため、地域おこし協力隊（有害鳥獣担当）の採用や、猟期中のイノシシ捕獲奨励金を猟期外と同額の1万1,000円に引き上げます。また、デジタル技術の導入といたしまして、衛星データとAI技術を活用し、耕作放棄地等の情報を把握することで、現地確認の負担軽減と作業の効率化を図ります。その他、昨年の大雪で被害を受けた農業用ハウスの復旧に対する補助事業、農畜産物処理加工施設（あぐり亭）改修工事、森林環境譲与税を活用した放置林の除間伐や自伐林家支援事業などに取り組みます。

次に、災害に強い安全なまちづくりについてです。防災拠点でもある柿原自治会館新築工事の設計が整いましたので工事に着手するとともに、立石自治会館新築工事の設計を行います。加えて、老朽化が著しい田渡分団第2部消防詰所の新築工事や、小田分団第4部の小型動力ポンプ及び積載車の更新を行います。また、民間木造住宅の耐震化、老朽空き家等除去事業を継続して取り組み、災害への備えを強化して参ります。

次に、生活環境のインフラ整備についてです。町民の皆様から要望のありました町道の修繕に対応するため、道路維持補修費を大幅に増額し、1億円を計上しています。加えて、町道除草等に伴う補助金や、生コン・補修材など原材料支給の予算についても増額いたしました。また、老朽化した五十崎小学校プール及び内子中学校武道場の改修工事を行います。

次に、沖縄県宜野座村との交流事業についてです。宜野座村とは、昭和48年に姉妹町村縁組を締結してから、青少年交流事業や伝統芸能交流事業を通じて交流を深めて参りました。今年はちょうど50年の節目の年となることから、宜野座村姉妹町村提携50周年記念事業に取り組み、未来に向けてさらにお互いの交流を拡充させたいと考えています。

以上、令和5年度の施政方針について述べさせていただきました。これらは、来年度計画している事業の一端でございますが、いずれも予算を伴うものでございます。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

ここで、内子町ゼロカーボンシティ宣言を表明させていただきます。今や、地球温暖化対策は世界共通の課題であり、各国にその原因とされる温室効果ガスの排出量削減が求められています。国は2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、翌年4月には、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減すること、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明し、ロードマップを示して全国における地域脱炭素の取り組みを強力に後押ししています。このような中、本町におきましても、今年度、国の補助事業を活用して脱炭素戦略を策定し、2050年カーボンニュートラルの達成に向けたビジョンを描いたところでございます。

本戦略を基に、今後、本町における脱炭素の取り組みを推進していくため、本日、ゼロカーボンシティ宣言を表明いたします。宣言書をご覧ください。

内子町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化の影響による気候変動は世界各地で深刻な自然災害を引き起こし、日本国内においても、猛暑や集中豪雨、大型台風などの頻発によって、私たちの生命と暮らしが脅かされる状況となっています。

2015年のパリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃に抑える努力をする」との目標が国際的に共有され、さらに気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「1.5℃特別報告書」において、「気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2030年までに二酸化炭素排出量を半減させ、2050年までに実質ゼロにすることが必要」との知見が示されました。

緊急の課題である気候危機に立ち向かうため、今、世界各国が取り組みを進めています。

内子町は、「エコロジータウン内子」をキャッチフレーズに掲げ、町民の皆さまと共にまちづくりの歩みを進めてきました。加えて2023年3月、脱炭素への取り組みを加速するべく「内子町脱炭素戦略」を策定し、再生可能エネルギー導入目標等を示したところです。

「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」を実現し、将来世代に希望ある未来を引き継いでいくため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティうちこ」を目指すことを、ここに宣言します。

令和5年3月3日

内子町長 小野植正久

○町長（小野植正久君） 本日の宣言、決意表明をもって、内子町は全力で取り組みを進めて参りたいと考えていますので、町民の皆様、また事業者の皆様にも何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは早速、当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、（1）地域おこし協力隊、（2）近畿圏営業活動についてでございます。

初めに、地域おこし協力隊についてご報告いたします。地域おこし協力隊は、全国で6,000人以上の隊員が活動していますが、総務省はこの隊員数を令和8年度までに約1万人にまで増やす目標を掲げています。本町でも外部人材の活用を積極的に推進しており、次年度から新たな協力隊として、「有害鳥獣担当」、「商品開発・情報発信担当」、「小田深山担当」の3人を採用することにいたしました。有害鳥獣担当は、農作物への被害を減少させるため、有害鳥獣捕獲やデジタル技術を活用した被害防除活動の普及など、有害鳥獣対策について取り組みます。商品開発・情報発信担当は、道の駅フレッシュパークからりて栽培する米（米粉）や小麦、町内産の落葉果樹などを使った新たな商品開発と情報発信について取り組みます。小田深山担当は、近年のスキー人口減少や雪不足で集客が減少しているため、スキーゲレンデのグリーンシーズン利用及び年間を通じた小田深山への誘客に取り組みます。着任後は、各隊員が住民の皆様と連携しながら円滑に活動が行えるよう、適切に指導して参

ります。

次に、近畿圏営業活動についてご報告いたします。1月22日に開催された「近畿県人会」への出席に合わせて、23日、24日の両日、企業への営業活動を実施しました。主な目的は、企業の動向調査及び内子町への誘致です。23日は、愛媛県大阪事務所で企業動向についてレクチャーを受けた後、大阪事務所の仙波所長とともに株式会社タケチを訪問しました。タケチには、今年初めて内子高校小田分校生を新規採用していただきました。そのお礼を述べるとともに、現在稼働している小田工場につきましても、引き続き存続していただけるようお願いしました。次に、鈴木薄荷株式会社を訪問し、高畑新一社長と面談しました。高畑社長は、現在の双日のルーツである日商を設立した内子町名誉町民、高畑誠一氏のひ孫にあたります。内子町には高畑誠一氏の寄付金をもとにした高畑奨学金があり、高畑社長とも内子座文楽にお越しいただくなど、交流が続いています。今後も変わらぬご交誼をお願いいたしました。24日には三井農林株式会社を訪問。以前、「内子茶」を共同開発したことがあり、今後も積極的に共同開発をさせて欲しい旨をお伝えしました。その後、内子バイオマス発電所を運営しているシン・エナジー株式会社を訪問し、経営状況等についてお話を伺いました。創業当初は機械の不具合で稼働状況が悪かったようですが、徐々に稼働率が上昇しているとのことでありました。

今まで首都圏での営業活動を主としてきましたが、近畿圏では愛媛県出身の学生が多いことなどから、Uターンの促進や企業の地方進出として愛媛県を選んでもらいやすいという面でメリットを感じましたので、継続した営業活動を進めていきたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。町長就任3年目に当たり、私の公約実現に向けてしっかりと取り組んで参りますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、招集挨拶及び令和5年度施政方針を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 一般質問」に入ります。質問は一問一答といたします。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により、30分以内とします。発言残時間は、右側の壁に設置しております残時間表示盤でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。質問通告者は7名であります。本日の質問者は5名とし、あとの2名は6日に行います。

それでは受け付け順に質問を許します。最初に森永和夫議員の発言を許します。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番(森永和夫君) それでは、3月議会にあたり、通告に従い質問をいたします。先程、小野植町長より、ゼロカーボンシティ宣言が行われました。9月議会で、私がぜひ1日も早くゼロカーボンシティ宣言をすべきということを申し上げまして、やっと宣言をしていただきました。これで内子町の脱炭素社会に向けての第一歩が始まったものと評価をいたします。

さて、今回の質問は年度当初にあたり、また小野植町長の任期4年の折り返し地点ということで、内子町の抱える最重要課題「どうする、人口減少対策」をテーマに、これまでとは違う視点で何点か質問をいたします。

10年前の平成25年6月議会、私の初めての一般質問の中で、「内子の良さは日本の原風景のような町並み、村並み、山並みの素晴らしさ、そして、そこに住む内子を愛する人たちの心の温かさであり、その故郷を守り、さらに良くしていくのが私たちに課せられた使命であると改めて感じています。そして、内子の抱える大きな問題点。それは、この素晴らしい故郷内子が、少子高齢化の波に飲み込まれようとしている現実がそこにあるということです。このまま、人口減少に歯止めがかからなければ、内子はどうなるのでしょうか。限界集落は消滅し、山は荒廃し、田畑は荒れ果て、町並みも村並みも山並みも、町の元気も、人々の笑顔もなくなってしまうかもしれません。今、私たちがこの事に取り組まなければ、取り返しのつかないことになってしまうと、危機感を持って対応していただければなりません。」と申し上げました。私はこれまでも、人口減少問題について何度か一般質問をしてきました。総合計画の中にも、合併当時から人口減少は内子町にとって大きな問題として捉えられてきましたが、なかなか歯止めをかけるには至っていないのが現状です。何とかしなければならぬ、避けては通れない大きな課題であると考えます。

内子の魅力を高め、町内からの人口の流出を止め、さらに内子に来ていただく人を増やしていくことが、内子の元気に繋がり、私たちの故郷内子が、これからも内子であり続けることができるものと考えます。このことは、私が町議会議員になってから一貫したものであります。

人口減少は、もちろん内子だけの問題ではありません。日本はもちろん、中国でさえ少子化に起因する人口減少時代に突入したとの報道もあります。2060年には、愛媛県の人口は78万3,547人になるとの新たな将来推計も出されています。2020年の133万4,841人と比較した減少率は41.3%、内子町を見ると、2020年が1万5,322人、60年の推計は5,825人。減少率は62%となっています。2060年、もう目の前に迫っています。しかし、これはあくまでも推計です。今からでも変えることは出来ると思います。これまでに緩やかな人口減少を見据えた取り組みをすとか、ある面、人口減少は仕方ないといった答弁もありましたが、それを変えるのが政策です。そして政治です。

全国には、独自の政策で人口増を遂げているところもあります。「母になるなら流山市」「父になるなら流山市」というキャッチコピーを掲げる千葉県流山市です。過去15年間で

1. 24倍。10歳未満の人口は、約1.5倍に増加しているそうです。もちろん、都市圏に近いといった地の利もあるかもしれませんが、私はそれだけではない、発想力と人の力だと考えます。その流山市に、大手勤務を経てマーケティングを担当し、「母になるなら流山市」の広告展開や、イベントの企画・運営などを手がける河尻和佳子さんがおられます。河尻さんは、「住んでいる方々の満足度を上げることが、結果的に外に向けたPRにも繋がると、ようやく気がついた。」とされています。

私の座右の銘に、「近きもの悦び、遠き者来る」という孔子の言葉がありますが、同じことを河尻さんもおっしゃっています。余所に出来ること、出来たことは、内子でも出来ると思います。内子町独自の、内子町ならではの発想力と行動力、そして町長のリーダーシップです。

さて、令和3年6月議会での私の質問に対し、町長は「現状では、内子町総合計画に掲げる将来人口の目標達成は難しいと考えている。」と答弁されています。さらに、「人口減少対策として、若い方が安心して働くことができる雇用の場の創出や起業・就農支援、移住・定住を促進する「うちこんかい事業」や、「うち婚活支援事業」の創設、「特定不妊治療費の助成」、「おむつ購入の助成」、「保育サービスの充実」など、いろいろな取り組みを実施してきたが、これらの対策では不十分であることから、さらに追加の対策が必要と考えている。」とも答弁されています。「追加の対策は。」との質問に対し、「人口減少対策、子育ての支援、まずは子どもを取り巻く環境、これを良くしたいと考えている。」として、「公園の整備やふるさと教育、そして内子の産業、農林業、商工業の実態を、子どもたち、あるいは保護者の方に向かってしっかりと見ていただく。」などと抽象的な答弁でした。町長はこれまでやってきたことでは不十分と認識されている。しかし、これまで以上のより具体的な有効な対策は、私には見えていません。そこで伺います。どうする、小野植町長ということで、新年度予算案の中に、人口減少に歯止めをかけるための具体的かつ有効な対策が盛り込まれているのか伺います。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。人口減少対策、これは総合的にですね、いろんな政策を使いながら実施をしていく必要があるというふうに考えております。その中でも、特に子育て世帯への支援、子育てに関する支援、そういったものについて、非常に重要なことだというふうに考えております。本年度における子育て支援の取り組みにつきましては、「放課後児童クラブ」の増設や「内子町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の給付などにより、子育て支援策を実施推進しているところでございます。新年度予算の中にですね、人口減少に歯止めをかける具体的かつ有効な対策を盛り込んだのかということでございますけれども、現在はですね、18歳以下の児童に対する子ど

もの医療費の無料化、これについては4,673万4,000円でありますとか、新生児の出生時に子育て応援券の配布事業に447万3,000円など、従来行って参りました子育て支援の予算に加え、新年度から稼働いたします2つの「放課後児童クラブ」の運営等にかかる経費として987万1,000円や、新川児童公園の改修工事に7,480万円、また森文工場跡地の小公園整備事業の設計等に597万円などを計上させていただいているところでございます。その他、不妊治療の費用助成に155万円、産後健診・産後ケアの委託費に86万5,000円などを計上させていただいております。妊娠から出産・育児にかけて伴走型の支援を行っていくこととしております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。先程の施政方針演説の中でも、そういったことに触れられましたけども、私はですね、やはりもっと踏み込んだ対策が必要だと考えています。今言われたようなことはですね、これまでもやってこられた。私はこれまでやってこられたことは、それはそれで十分必要なことだと思いますし、町長の公約でもある人口減少対策を何とかしなければいけないということであればですね、さらにつっこんだ対策を。まあ、町民の皆さん、例えば子育て世代の皆さん方は何を望まれておるかということですね、しっかりと踏まえた上で、それこそ新たな対策、異次元の対策が必要だと考えます。今日の新聞見てもですね、伊方町は、生後6ヶ月から3歳の児童を家庭で保育する世帯につきまして、1万円を支給するとかですね。鬼北町でも、中学入学時に10万円の子育て応援金を支給するといったようなことを打ち出されています。私はそういった補助とか支給だとか、経済支援だけが全てではないと思いますけども、やはり今必要なのは、そういったことだろうと私は思うんです。そういったことで、ぜひですね、今後そういったことも考慮いただいでですね、具体的な支援対策というのを打ち出していただきたいと思います。それとですね、これ、今何とかしなければですね、先程も言われましたけども、令和4年度の出生数45人ということですよ、ここ5年間の出生数を比べてもですね、例えば平成30年90人、31年80人、令和2年77人、令和3年74人、そして令和4年が45人と、極端に減少している状況。これももう危機的な状況だと思うんです。こういった数字、出生数が続くとはですね、本当、保育園、幼稚園、小・中学校の存続にも関わることであり、大きな課題ですよ。これはもう、本当何とかしなければいけないから、そういったことも考えてもですね。ぜひ具体的な、子育て世代、そしてこれから子どもを育てようとする人たちが、安心して子どもを産み育てられるような支援というのは、私は必要だと思いますが、町長もう1回、その点についてどう思われるか、お願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。議員さん言われる通りでですね、本当に通年ですとですね、通常ですと、子どもの出生人数ですけどもね、7、80人くらいだったんですが、45人

ということで、非常に危機感を持っています。おそらくコロナ関連ですね、ちょっといろんな病院の関係とか、いろんなことで控えられた方も、おそらくおられるんだろうというふうには思いますけれども、それにしてもですね、本当に大変な数字だなというふうに思っております。そういう意味ではですね、人口減少というのは、もちろんいろんな対策をですね、内子町の魅力作りっていいですかね、もちろん足腰の強い産業を作っていく、そこでしっかりと所得を上げていただく、これがベースにはなるんだろうと思いますけれども、やっぱりいろんな政策もやりながらですね、今言われました、例えば子育て世帯、そういった方々の支援・応援、こういうようなものも非常に大切なことだというふうに認識をしております。その中でですね、先程来、言われておりました子育て世帯の意見なんかもですね、実は2月にですね、15世帯の方からですね、意見聴取をさせていただき、いろんな要望も聞かせていただきました。その中ではですね、公園なんかはですね、やっぱり今まであまり整備してきていなかったもんですから、遊具ですとか、そういうのをやっぱりきちんと整備してほしいという意見もたくさん出ております。そういうことで、まだ当初予算は掲げておりませんが、龍王の遊具、広場ですね、そういったところの設計でありますとか、あるいは上町児童公園の整備でありますとか、いろんな公園の整備、あるいは先程言われましたいろんな給付金も含めてですね、いろんなことをやりながら、そういったことに少しでも寄与できればなというふうには考えておるところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○町長（小野植正久君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 次にですね、どうする人口減少対策、最初のキーワードは子育て支援です。東京都の小池都知事は、所得制限なしで18歳以下への月額5,000円給付を打ち出しています。岸田首相も異次元の少子化対策として、児童手当を中心に経済的支援を強化、学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質の両面から強化するとともに、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充、働き方改革の推進と、それを支える制度の充実を挙げました。また、岸田首相の施政方針演説でも、我が国の経済社会の持続性と包摂性を考える上で、子ども・子育て政策を最重要政策と位置付けています。さらに、「子ども・子育て政策は最も有効な未来への投資です。安心して子どもを産み、育てられる社会を創る。全ての世代、国民、皆に関わるこの課題に、共に取り組んでいこうではありませんか。」と結んでいます。これらを見ても、少子化対策には、いかに子育て支援の充実、経済的支援の強化が有効な手段として必要かだと考えます。令和3年6月議会で、「保育園、幼稚園、小・中学校の給食費の無償化にも取り組んでいただきたい。」との私の質問に対し、町長は「給食費の無償化については、ある程度効果はある気がするが、実施することは困難と思う。人口を増やしていくためには、いろんな政策がある。給食費の負担軽減もその中の一つではあると思うけど、中身の政策をしていきたい。」と効果を認めるが困難と、歯切れの悪い答弁をされています。私は町民の皆様が、先程も言いましたけども、何を望んでおられるのかをしっかりと見極め、必要なところ

に必要な予算を配分することが大切と考えます。そこで伺います。内子町の財政状況は、給食費の無償化が出来ないほどひどい状況、厳しい状況なのか、町民の皆さんが納得いく説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。本町の財政は、地方公共団体の財政状況を客観的に表す4つの指標全てにおいて問題ないことから、健全と言えますが、今後において経常経費が増加すれば財政が硬直化し、新たな政策に向けた財源が乏しい状態に陥ることも十分考えられます。このような状況の中、保護者からいただいている給食費については、給食物資、食材のことでございますが、この購入のみに要する費用でございます。施設の維持管理をはじめ、職員の賃金、光熱水費等については、内子町の一般財源で行っております。子育て世代の経済的負担を軽減するため、給食費を無償化することは子育て支援の一つではありますが、子育て支援策としての優先度の観点から、給食費無償化の取り組みについて、現時点で実施することは考えておりません。しかしながら、令和4年12月から実施しております給食物資購入に要する経費の予定については、期間限定にはなりますが、令和5年度も引き続き実施したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。以前からの答弁そのままですけれども、大変残念に思います。財政状況のことを、今、町長触れられましたけれども、町民の皆さん方はあまりご存知ないと思うんですけども、例えば基金の推移ですよね、私この10年間の基金の推移を見るとですね、毎年2億から4億、令和3年度は11億2,200万円、基金に積み増しをされております。私はこれだけ見てもですね、やはりその中から、子どもの給食費、だいたい6,600万円ですか、捻出することは、私は可能だと思っています。もちろん、その将来的な財政の関係もあるんでしょうけれども、私はそこはそれでですね、今の町民の皆さん方、先程の議論もそうですけれども、やはりまず人口減少対策をいかにどうするか。人口が増えることによって経済も良くなっていくんですけども。そういったことを踏まえてですね、やっていただきたいんですが、今までも財政状況厳しいとずっと言われてきましたけれども、じゃあ財政状況が厳しい、じゃあ行財政改革がどうするのかということ、町民は言われる訳ですよ。町長、この行財政改革っていうのは、具体的にどんな取り組みをされとるのか、伺いたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。ただ今のご質問でございますけれども、当然、健全な財政

をやっていくということでの取り組みは毎年ですね、支出、あるいは収入、そういったところを精査しながら予算の策定をしております。基金についてもですね、確かに積み増しがですね、出てきております。そういう意味ではですね、必要な事業等についてはですね、導入すべきところはしっかりと予算を入れてですね、実施をしていく。それはやっていきたいなというふうに、今後も思っております。そういう中で、今年もですね、当初予算6億ほどの増に、予算規模がですね、過去最大ということになっております。先程言いましたようにですね、必要な事業についてはしっかりと対応していくということでございます。その中でもですね、先程来の質問、給食費の関係などでございますけれども、これにつきましては、今、皆様、保護者の方からですね、集めさせていただいている給食費、これが6,000万円あまりでございます。これは本当に材料でございますので、じゃがいもであったり、にんじんであったりとかですね、そういう材料費でございます。町の方ではですね、それだけでは料理になりませんので、しっかりとそれを刻んで、煮てとかいう調理をしてですね、学校にお届けをして、終わればまた回収をしてということで、その分については町の方で対応しております。それが同額の約6,000万円あまりということでございます。そういう状況で、今の給食費は折半ぐらいな持ち出しになっておりますけれども、給食費には実際は2倍の経費がかかっているということでございます。そういう意味からもですね、今は給食費についても、町はそれなりに負担をして給食が成り立っているということ、まずご理解をいただきたいのと、先程来お話をしましたようにですね、今、非常に物価高ということでございますので、12月から1月はですね、それぞれ1食当たり15円の物価が上がったことによってしんどくなっていますので、町が負担しておりますし、また次年度の予算においてもですね、1食20円の負担をする予定にしております。ですのでですね、給食費についてはですね、なかなかですね、小さい子からお年寄りまで、食事に。

○6番（森永和夫君） 行財政改革はどうか。

○町長（小野植正久君） まあ、はい。すみません、それは。一応予算についてはですね、精査をしながらですね、しっかりと健全な財政が保てるようにですね、考えているところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 今、私が聞いたのは、財政が厳しいということ言われたので、じゃあ町長として、行財政改革にはどのような、具体的に取り組んだのかということ聞いたんですが。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 行政全般にわたっての改革ということなので、一つだけ言うと、かなり良いだろうと思いますけども、財政的な面で言えばですね、やはり毎年の予算編成については必ずゼロベースから構築をして、無駄のない、必要最低限の経費で最大の効果を生む

ような予算編成に努めていると。それから起債につきましては、起債計画をきちっと立てて、平年ベースで大体9億を超えない起債内で収めつつ事業を進めていくとか、そういうのはある程度、例えば公共施設の管理計画あたりをしっかりと立てながらですね、将来どのような、将来の負担がかかってくるか、そういったような一つ一つの計画にも基づきながら、財政を運営しているというようなところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。私がお聞きしたかったのは、前の稲本町長から今の小野植町長も言われましたけども、財政が大変厳しいというようなことを言われるので、それなら行政側としても身を切る改革、例えば町長の給料20%カットしますとか、そういう話を1回も聞いたことない訳ですよ。そういったことは言われなくて、ただ町民に対して、厳しい厳しいということを言われるので、あえて今申し上げてる訳ですけども。基金だけ見てもですね、近隣のある市では、1人当たりの基金が22万1,365円、内子町は51万809円。財政調整基金だけ見てもですね、近隣の市は6万5,533円。内子町はですね。8万9,396円という、1人あたりの基金を持つと。これだけ見てもですね、確かに財政状況は私は良好だと、県内でも財政状況が良いということで、私はそれは高く評価をしますけども、やはりお金というのは使って初めて意味があるので、その中からですね、私はもう少し使い道はあるんだろうと思います。それが、今の人口減少対策に対する子育て支援ということだろうと私は思います。

それでは次の質問にいきます。次にですね、「どうする、人口減少対策」、2つ目のキーワードは「移住者を増やす」です。私が議員になった10年前は、内子町は県内でも移住者が多い状況でしたが、最近では他の市町に遅れをとっているように感じています。なぜそうなったのか。PRの仕方でしょうか。引き寄せる町の魅力の低下でしょうか。先程、紹介した流山市の河尻さんのようなが人材がないからでしょうか。いろいろ要因があると思います。そこで町長に伺います。ここ近年の移住者の状況を伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、森永議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。内子町におけます、近年の移住者の実績でございますけれども、平成29年度から令和3年度までの5ヵ年間で31世帯、48名となっております。各年度の移住実績は、平成29年度、7世帯、14名。平成30年度、7世帯、11名。令和元年度、6世帯、8名。令和2年度、7世帯、11名。令和3年度、4世帯、4名となっております。なお、今年度におきましては、2月末時点で5世帯、6名となっております。また、本年度末までに新たに移住して来られる方も予定をしておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。今の数字言われましたけども、やはり以前と比べると移住者の数は減っておるというふうに私は思います。それは、なぜこれ減ってきたのかということなんですけども。移住者が減少した、なぜ減少したのかということをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 移住者の減少ですけれども、これ平成29年度からの、以降の数字を見ますとですね、一概に移住者が減ってきたということではないと思うんですけれども、ただこれ、カウントの仕方っていうのがあるんだらうというふうに思っております。それで、この後の移住者の定義のところでお答えをさせていただこうと思っておりますけれども、それぞれの市町、また県とですね、移住者のカウントの仕方が違うということが大きな要因になっている。他の市町ではかなり増えている。内子町では横ばいといった状況は、そういったところから原因があるんだらうというふうに思っております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。新聞報道なんか見るとですね、最近の傾向はやはり、一時収まっていたのは、東京一極集中の傾向があるというようなこととされています。ただ一方でですね、全国の20から50代を対象にした民間の調査では、地方移住に興味があると答えた人が60%に上ったという記事も出ています。特に働き盛りの30代が関心を示し、転職せずに引っ越しができるとの理由が多かったそうです。ということはですね、私は移住者を増やすというキーワードはですね、テレワーク、そして、サテライトオフィスだと思います。そういった事業者の、今後営業が必要になってこようかと思えます。先程の施政方針の中でも、関西圏の企業訪問をされたというようなことがありました。その企業誘致と併せてですね、そのテレワーク、サテライトオフィスでですね、「内子に来てください。」といった営業も必要かと思いますが、町長、そういったことはされてきたのかどうか、確認します。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。この活動についてはですね、当然愛媛県全体でも取り組んでおりますんで、内子にもですね、南予サインがありましてですね、南予一体のそこが拠点になっているということですね、当然ながら一緒になってですね、内子だけには限りませんけれども、そういう活動をしておりますし、内子にもそういう施設をですね、準備をしているというようなことですね、具体的にですね、5年度においてはですね、目に見える形で持っていけるのかなど。それは活動としてですね、そういうことも計画しております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。この移住を増やすということは、もう全国の市町村が取り組んでいますよね。またやはり、中には、例えば和歌山県の北山村あたりは、村営の英会話教室を立ち上げ、保育園に入園する3歳児から中学までを無料と考えているということで、自然豊かな紀伊の山あいでもグローバルな感覚を養えるとあって、子育て世帯を惹きつけるといった事例もありますし、北海道のニセコあたりもですね、そういった教育移住というようなことに力を入れて成功してる事例もあるようですので、テレワークとかそういったことだけでなく、幅広い発想で移住者を呼び込むということの努力をしていただきたいと思えます。

次に移住者を増やす、2問目です。昨年から移住コーディネーターを1名採用しています。1月「広報うちこ」に、内子への移住・定住の窓口、移住コーディネーターの募集が掲載されていました。内容は、採用人数2名、委託料350万円以下、応募資格は相談対応や、移住支援に相当の実績がある人という内容でした。そこで、3点伺います。まず、移住の定義について。2つ目に、昨年採用したコーディネーターの実績について。3点目に、今回移住コーディネーターの応募があったのか伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それではお答えをさせていただきます。まず、移住の定義でございますけれども、この定義につきましては、先程も少しお答えをさせていただきましたけれども、各自治体で様々異なっているのが現状でございます。内子町におきます移住者の定義につきましては、確実な把握ができるという点から、また移住してきていただいた方には地域の担い手になっていただきたいといった思いから、町の移住相談窓口を介して町内に転入してきた方を移住者と位置づけております。ですが、実際には町の窓口を介さず移住されている方もおられるものと考えております。2点目の、移住コーディネーターの実績でございますけれども、移住コーディネーターの活動は、内子町移住コーディネーター設置要綱に定めてございます。1つ目には、移住検討者に対する相談・対応に関すること。2つ目には、移住者の定着に向けた支援に関すること。3つ目には、空き家の情報収集や有効活用に関すること。そして、関係人口や交流人口の拡大に関すること。そういった活動を行っていただいております。昨年6月に採用いたしました移住コーディネーターの今年1月末までの実績といたしましては、移住相談が22件、相談者の町内の案内が24件、空き家所有者との活用の相談が6件、そして、実際に移住された方は2世帯、3名でございます。次に3点目の、今回の移住コーディネーター募集でございますけれども、町内から3名の応募がございました。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番(森永和夫君) はい。移住の定義というのもなかなか、内子町と愛媛県とも違わずし、なかなかこれ全国的にもですね、移住の定義を行うというのは難しい。要は、他所から転入して、住民票を移した方を含めるとですね、幅広いことになるので、なかなか難しいとは思いますが。ただ、今言われたように、移住という言葉を使う以上は、転入者とは区別をして、移住と、今言われたような定義に基づいた移住者ということだと、私も思います。それと、昨年採用したコーディネーターの実績ですけれども、いろいろと実績もあるようです。結果的に良かったのかなと思いますが、この令和4年全協の資料には、委託期間1年、1カ年あたりの活動の効果が認められた場合は、次年度の継続とありますが、この方は継続されるのか、お伺いします。

○総務課長(黒澤賢治君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 黒澤総務課長。

○総務課長(黒澤賢治君) 議員さんから評価をいただきました通り、大きな成果を残していただいたというふうに思っております。町としてもですね、できれば継続していただきたいという気持ちはございますけれども、ご本人の方から、もう次のステップに向かって退職をしたいというような申し出がございましたので、新たな方を採用する計画でございます。

○6番(森永和夫君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 森永和夫議員。

○6番(森永和夫君) はい。移住コーディネーターの応募があったのかということで、3名応募があったと。出来れば、最初に2名採用したということも言っていたかかったんですけども、2名採用されたようですけども、この応募要綱にもありますように、相当な実績がある方というような条件がありますが、この採用された2名は、相当な実績というのは具体的にあるということでしょうか。

○総務課長(黒澤賢治君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 黒澤総務課長。

○総務課長(黒澤賢治君) 相当な実績ということで、ちょっと抽象的な表現になっておりますけれども、今回採用させていただきました2名の方につきましては、1名が町内出身の方でございますけれども、今まで内子町に来られました地域おこし協力隊の方でありますとか、今年度の移住コーディネーターの方とですね、一緒になって活動を今までしていただいた方でございます。これまでに、移住促進に向けまして、多数の移住希望者の相談であったり、実際の移住支援を行って参りました。その方自身もですね、実際に10名を超える方の移住に携わってございます。もう1人の方につきましては、元地域おこし協力隊の方でございます。地域と外部を繋ぎます交流拠点の創出でありましたから、運営、そういった活動を通して、交流人口の拡大や移住相談にも今までのもってこられた方でございます。この方につきましても、10人以上の方の移住に携わってこられてるということで、実績としては十分ではないかなという評価をさせていただいたところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。その方に大変期待をする訳ですけども、1人は小田の方、1人は五十崎御祓の方ということのようですけども、この2人の方のですね、これからの活動の中で連携した活動というのはどういう形でされるのか。それぞれが、小田、御祓で、それぞれの活動をされるのか、どうなのかということをやっと、簡単に説明していただきたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。移住コーディネーターの制度を創設いたしましたのは約1年前ということで、その当ても2名募集をさせていただきました。その当時は、地域を区分けしてということも考えておりましたが、今回採用しました2名につきましては、地域を限定することなく2人とも、内子町内全域についての移住コーディネーターとして移住相談業務、また実際の移住支援に当たっていただくということにしております。また連携につきましても、2人が、地域おこし協力隊もおりますので、そういった方と一緒に連携しながら、また南予サインとも連携しながら、一緒になってですね、任務にあたっていたきたい、町内全域の移住にあたっていくということにいたしてございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） それでは次の質問です。どうする、人口減少対策、3つ目のキーワードは町民ファーストのまちづくりです。先程も言いました「近きもの悦び、遠き者来る」、これがまちづくりの基本だと私は考えます。内子町へ移住しようという人を呼び込むために、移住者を優遇した補助金や制度を否定するものではありませんが、まず町民ファースト、今住んでいる町民の皆さんが、内子に住んで良かったと感じていただき、明日に、未来に、夢と希望を持って、明るく笑顔で幸せに暮らせる町にすることが一番です。そのためには、若者の声、女性の声、子育て世代の声、高齢者の声も含めて、町民の皆さんの声を聞くことです。そこで町長に伺います。政策づくりにあたって、若者や女性、子育て世代、高齢者など、町民の声を聞くシステム、仕組みがあるのか伺います。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 現在、町の政策づくりの過程において、町民の声を聞くための統一したシステムや仕組みというものは特にございません。多くの町民の方の多様な声を政策に反映させることは、当然我々行政に携わる者にとって極めて重要なことであって、議員ご指摘の町民ファーストのまちづくりを進める上においては、我々職員は、常に日頃からアンテナを張りめぐらし、様々な場面において、時には耳の痛い発言にも真摯に向き合うこと、

これが何より必要であると私は常々思っておるところでございます。また先程、ご紹介のありました流山市の担当者の方、こちらの方は、やはり情報を待ってる訳ではなくって、自分からこう取りに行って状況を把握するっていう、そういう能力にも長けている方だろうと思いますので、これはやっぱり私たちに求められる職員像のひとつではないかなと感じております。そのことを前置きさせていただきまして、議員ご質問の町民の意見を聞くシステムを、どのように、どの程度まで仕組み化するかということ。これ方法にもよりますけれども、基本的には政策ごとに意見の把握方法も異なる場合が多いですので、一律にシステム化したり仕組み化することは、より柔軟な対応が求められている政策づくりにおいては、馴染まない場合もあるのではないかという考えで、これまで取り組んで参りました。今後も政策や課題となっている事例別に直接関係者から聞き取りを行ったり、行政職員と共同でプロジェクトチームを作って、町民の皆さんが直接政策立案に関わっていただいたり、あるいは広くアンケートを取ったり、パブリックコメントを行うことで、広く意見を聞くなどして個別に対応しながら、その都度、都度で政策に反映するように努めて参りたいというふうに今考えております。先程、町長も申しましたが、実際に町長が子育て真っ最中の方々と膝を交えて懇談をしたり、そういったような機会を、これからどんどん作りたいなというふうに思っています。ただし、そのシステムとか仕組みが全く馴染まないものというふうに判断している訳でもございません。これから引き続き議論とか、検討もさせていただきながら、その中で有効的、そして効率的なシステムや仕組みがあるようでしたら、もちろん積極的に取り入れて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。今、副町長言われるようなことだと思います。ただ、今言われるようなことが、私は仕組みだというふうに認識しております。やっぱりその都度その都度、固定化するのではなくて、その都度その都度、関係する人たちの意見を幅広く聞くということを含めての仕組みということを申しました。それと併せてですね、やはり役場職員の皆様方、たくさんいらっしゃいます。優秀な方、私はいつも言いますが、内子町の中では役場はシンクタンクだと思っています。ですから、役場内の若い人たちの政策提言、そういったことを聞く、これも仕組みという言葉使えますけども、そういったこともですね、併せて進めていただきたいと思います。

それでは次に、町民ファーストのまちづくり、2問目の質問です。先程の「移住者を増やす」に関連しますが、町長の公約である人口減少対策を推進するため、内子町への移住・定住を促進し、人口減少を抑制するとともに、地域経済の活性化を図るため、移住者が自己の居住を目的に住宅を新築する場合に、その経費の一部、最大で150万円を補助するとして、移住者住宅取得補助事業が実施されています。全協での資料には、令和2年度における戸建新築分析結果として38件、そのうち10件が移住者とあります。残り28件は、町内の働き手世帯となっています。令和3年度は新築件数30件、そのうち7件が移住者です。新築

住宅の大部分を占める町民にはこの補助事業は適用されません。私は全協の説明の時にも申しましたけども、大変違和感を持っています。町民ファーストの観点が欠けていると感じています。住宅取得補助事業は町民の皆さんに対する事業で、移住者にも適用されますよというのが本来のあり方と考えます。そこで町長に伺います。移住者を増やしたいという町長の考えは理解できますが、町民ファーストのまちづくりとは少し違うと考えますが、町長のご所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） この移住者住宅取得補助事業でございますけれども、これはですね、移住・定住促進というのを議員さんが言われましたように目的としております。移住者が住宅を新築する費用の一部をお出しをして、一定の条件のもと支援を行うという制度でございます。外部からですね、人を呼び込むことで地域の担い手になっていただいたり、起業をすることによってですね、経済効果をもたらしたりすることで、地域活性化に寄与することは、町民全体のメリットにも繋がるだろうということでの制度でございます。なお、町民の方が住宅を新築する場合には、町産材料木造住宅の建築促進事業補助金をはじめとする住宅に関連する各補助制度をご活用いただきたいというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 今、答弁の中で、最初もそうですけども、ということは移住者住宅補助、この事業を利用した人が町産材を使った住宅を建てても、その町産材の補助は出ないということですか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。現在、町産材を利用して家を建てられた場合にはですね、補助を出すように、補助金をお出しするようになっております。これは移住の方がですね、仮に木造で町内産を使って、大工さんを使ってということになりましたら、ダブルでですね、プラスでお出しするようになります。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。ということであればですね、私は町民には出さない、移住者には出す、この移住者もですね、先程、移住者の定義を聞きましたけども、この事業の移住者というのは、例えば隣の大洲市から内子が土地も安いし、災害も少ないから家を建てようとする人にも適用される訳ですよ。ということは反対に、じゃあ、隣の大洲市が、他の市町から来た人に200万の住宅補助を出すとしたら、内子からも大洲で家を建てる人が出

てくるかもしれない、ということにも繋がる訳ですよ。私は、やはり町民は、そのまちづくりというのがもうこれ、原則であるとするならば、やはり町民の方にも補助を出しますよと、他所から来た人にも出しますよというのが、本来のあり方だし、私ちょっとこの、まあ後で、もう1つは言いますが、これは私はですね、まちづくりの基本から外れてると思う。町民が一番ですよ。何回も言いますが、町民の皆さんが家を建てる、しかも今までの実績からいうと、もう若い世代の方が家を建てられてる訳ですよ。そこには出さない、他所から来た人には出すのはですね、これは私はちょっと、いかがなものかなと思います。そこで確認ですけども、先程、令和3年度は言いましたが、令和4年度の実績がどうなってるのかを教えてください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。移住者住宅取得補助事業についての、令和4年度の実績でございます。利用件数は5件でございます。金額にいたしまして600万円でございます。

○6番（森永和夫君） 全体の建築件数は。

○総務課長（黒澤賢治君） 今年度の全体、町内での全体での建築件数につきましては、申し訳ございません。ちょっと資料を用意してございません。申し訳ございません。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。5件ということですが、おそらく令和4年度も、例年通りであれば30件から40件の新築住宅が建ってると思います。残りの大部分がですね、町民の方、おそらく説明の時もありましたけども、働き手世代ということですよ。若い方が家を建てられとる。その方には出さないという訳です。私はおかしいと思いますので、そのことについては今後改善をいただくようお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

はい、これ最後の質問になりますけども、町民ファーストのまちづくり3問目です。移住者住宅取得補助事業では、建設会社への言及はありません。私はこのような事業を展開する場合、一つのところにだけ、今回は移住者が建てる住宅の部分ですが、スポットを当てるのではなく、地元の工務店・大工さんに発注するという条件をつけることも大切と考えます。そうすることで、町内の経済の活性化にも繋がるのではないのでしょうか。それも町民ファーストであり、それが政治だと私は思います。この点について、町長のご所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） はい。この制度のですね、設計を行う中ですね、町内の建築事業者を利用することを条件とすることについて議論をいたしました。移住者と町内業者との接点がなく、建築業者を選定することが困難で制度を利用されないといったことが想定をされました。そのため、移住者が利用しやすい制度にすることを考えて、町内建築事業

者に指定をしなかったということでございます。なお、この補助事業は、先程言いましたようにですね、町産材の利用住宅との併用が出来るという制度にはしております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。私はこの制度自体が、私は不備だと思います。これ今日のテーマ「どうする、人口減少対策」ということで、何点か質問いたしました。この人口減少対策はですね、もはや待った無しとの危機感を持って取り組んでいただきたいと強く要望いたします。流山市の河尻さんは、先程言いました「住んでいる方々の満足度を上げることが、結果的に外に向けたPRにも繋がるとようやく気がついた。」と言われております。まさに町民ファースト、この言葉に今回の私の質問のテーマ「どうする人口減少対策」の答えがあると考えます。もちろん人口減少対策は難しいかもしれませんが、ただ手をこまねいていたのでは内子町の未来はありません。これまでとは違う異次元の対策、思い切った対策が必要です。町長としてしっかりとこの問題に向き合ってください、具体的かつ有効な対策をスピード感を持って講じていただきたい、結果を出していただきたいということを申し上げ、質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。午前11時30分から再開します。

午前 11時 20分 休憩

午前 11時 30分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。次に関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。3番、関根律之です。それでは、通告に従いまして、私の一般質問を始めたいと思います。近年、LGBTQなど性的マイノリティーへの理解や人権尊重の流れが世界で広がってきている中、先日、首相が同性婚を認めると社会が変わってしまうと答弁し、首相周辺が「気持ち悪い。」と発言するという報道がありました。性的マイノリティ、少数者という存在に対して、社会に偏見や差別が根強く残っていると改めて感じます。私は大きな要因として、家族や知り合いなどに当事者がいないため、自分事として捉えることができない人が多いということがあってはと感じます。

さて、障がい者を取り巻く環境は、近年の障がい者差別解消法の制定などで、障がい者の人権が尊重される法整備が進み、差別や偏見は少なくなっているようにも感じます。し

かし、障がい者などのマイノリティ、少数者への理解が進むためには、多くの人当事者と関わりや関心を持ち、自分事として捉えられるようになることが大切だと感じます。全ての人の人権が尊重される社会実現のために、今回は障がい者関連の質問をいたします。

1 番目、心のバリアフリー実現に向けて。心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこととされ、2020東京オリンピック・パラリンピックで共生社会の実現のため推進する言葉とされました。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし、継続することが必要とされ、以下に3つのポイントが示されています。①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは、社会の責務であるということを理解すること。②障がいのある人及びその家族への差別を行わないよう徹底すること。③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションをとる力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し、共感する力を培うこととなっています。心のバリアフリーを推進するため、ユニバーサルデザイン2020行動計画では、その一つに学校に心のバリアフリー教育を実施するとあります。まず、学校での心のバリアフリー教育の取り組みとして質問をいたします。障がいのある子どもと障がいのない子どもが触れ合い、共に活動学習するために愛媛県特別支援学校が実施しているふれあい親善大使派遣事業について、町内小中学校の実施状況及び実施に向けた課題はいかがでしょうか。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員のふれあい親善大使事業の実施状況、またその課題についてのご質問にお答えいたします。特別支援学校ふれあい親善大使の活動は、愛媛県特別支援学校「友達いっぱいプロジェクト」の一環として実施されております。その目的は、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会を増やすことや、障がいのある子ども自身が、障がいや必要な支援について周りに伝えたり、自分が持っている力を積極的にアピールすることで障がい理解を推進する目的で実施している事業となります。対象となる児童生徒は、県立特別支援学校の小学生、中学生のうち、居住地等の小中学校で活動を希望する申し出があった者となっており、内子町においては、令和3年度に中学生2名、令和4年度には中学生2名、小学生1名の活動実績がありました。活動は年度に2日程度となっており、近年は新型コロナウイルス感染症に配慮して行われております。活動内容としては、内子町出身の児童生徒が町内の小中学校において、町内の児童生徒と共に学習やスポーツ交流、休み時間などを過ごします。学校現場からは特に課題となることは寄せられておらず、むしろ子どもたちが相互理解を図る良い機会となっていると聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 居住地に所属する特別支援学校の児童生徒がいた場合が対象ということで、もともと内子町から県内の支援学校に通う生徒がそう多くないということで、もともとちょっと難しいところもあるというところは理解します。ただ一方でですね、特別支援学級というところに在籍する生徒もいらっしゃる訳ですけども、同じようにですね、多様な障がい、特性があるということを理解するための取り組みが大切ということは認識があると思うんですけども、町内の特別支援学級の児童生徒、保護者に趣旨を十分に説明して理解をお願いをした上でですね、町内でそういったことを交流事業みたいなことをするっていうことは考えられないのかということをやちょっと改めてお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。特別支援学校の児童生徒ではなく、各学校にいる特別支援学級の子どもたちの交流ということでよろしいでしょうか。

○3番（関根律之君） はい。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） まずですね、今現在は特別支援学級の子どもたち、それぞれ目的を持って別の教室で授業を行っております。ただやはり交流も必要だということで、授業内容によっては一般の子どもたちと一緒に学校内では授業をしているところがございます。ただ今言われたような他校との交流、そういった集まりというのは、今現在のところは多くなっておりませんが、また多様な意見を吸い上げて、それぞれの特性を理解し合う場というのは大切だと感じておりますので、またそういうご意見、また学校等とかも相談しながら検討していきたいと思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 他校との交流も検討していきたいということだったんですけども、内子町は、まあ内子町に限らず、インクルーシブ教育という障がいのある子と障がいのない子が一緒に勉強するというのを推進するということを掲げてる訳ですけども、一応、中学校、小学校においても、授業の内容においてはですね、音楽とか体育とか美術とか聞いてますけども、そういう内容によっては、その障がい学級の子と一緒に授業を受けるというふうに聞いているんですけども、子どもから聞く話だと、それがどういうふうに、一緒に座って授業を受けたり、一緒に体育やったりということはあるんでしょうけれども、いわゆるその共同、協力して一緒に何かをやるっていうようなことまでが、そういったことができるのかっていうのを聞いても、なんかあまりこうピンとしない答えが返ってくるんですけども、そういったですね、いわゆる障がいが多かったり、特性があるってことを理解した上で一緒に何かを作り上げるっていうような、そういう趣旨で改めて何かをするっていうようなことをやるお考えはありませんでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） どういったらいいでしょうか。通常の授業におきましては、それぞれグループワーク的なことは、なかなか出来てないような状況があるのが現実だと思います。ただやはり、例えば道德の時間だとか学活だとか、そういう場面においては、例えばグループを作り、その中で何かを協議し、一つのものを作り上げていくようなことは可能ではないかと考えております。すいません、私も学校現場の隅々のことまではちょっと把握してないこともございますので、今、私が考えられる感じでは、今答弁してるようなことだろうかと感じます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。ぜひそういう観点でのプログラムなんかも検討していただきたいと思います。次に移ります。

障がい者雇用のことです。少し前ですが、障がい者代行ビジネスのことが新聞等で報じられました。企業は法律で課せられている障がい者雇用率2.3%を達成するために、本業とは関係ない異なる場所で障がい者を雇用し、代行企業が障がい者に農作業等を行わせて賃金を支払う仕組みがあるということです。企業で働く一般の人は、自社で働く障がい者の存在を知らず、関わりを持つ機会はありません。企業は障がい者雇用率をお金で買うことと同じで、制度の趣旨がねじ曲げられています。こういうことが行われているのを知ると、障がい者の社会参加や活躍などは、まだまだだなと感じます。行政には、法定の障がい者雇用率をただ達成すればいいのではなく、障がい者を雇用する意義を民間の手本になるよう示していく責任があると思います。そこで質問いたします。町の障がい者雇用数と雇用率はいかがでしょうか。障がい者活躍推進計画の現時点での評価はいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは関根議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。内子町役場の障がい者雇用数につきましては、法律に基づき、毎年6月1日現在の障がい者である職員の任免状況を愛媛労働局に通報してございます。通報の要領により、町長事務部局と教育委員会事務部局から行っており、令和4年度における町長事務部局での障がい者雇用数は3名、教育委員会事務部局も3名でございます。また、実雇用率につきましては、町長部局が2.45%、教育委員会部局が4.30%となっております。次に、障がい者活躍推進計画の評価でございますが、例年、障がい者の職員採用試験の応募者の確保は難しい状況でございます。地方公共団体は率先して、障がい者の雇用を行うべき立場でございます。今後におきましては、障がい者の活躍の場を確保するという観点から、障がい者の特性に合った業務、それから勤務時間などを設定して職員募集を行うことなども、検討も必要になるかと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。まあ、先程の障がい者活躍推進計画の中でですね、今、答弁で採用がなかなか近年難しくなってるというような答弁もあったんですが、その計画の中でですね、特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定することは行わない、募集採用にあたってですね、とされているんですね。2020年、共同通信が自治体に行ったアンケートでは、知的、精神障がい者を1人も雇用していないと回答した自治体が4割、731自治体があったという報道があります。具体的に、その募集採用活動ってのはどのように行われているのか、お答えいただけますでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。実際の職員採用の募集に当たりましては、例年、その年によって必要な職員違いますので、それぞれ募集を行う訳なんですけれども、障がい者雇用枠というような形で募集をしたこともございます。ですが、現実といたしましては、なかなか応募がないという状況でございました。またその実態といたしましては、そういった形で入口の部分、採用の部分で障がい者雇用枠と、それ以外の枠と設けても、中に入って仕事をし始めますと、同じ仕事というのではですね、やはりなかなか入ってから難しい状況も起こると思いますので、先程答弁させていただきましたけれども、今後におきましてはそういったところを配慮した上での募集、そういったことも検討しなければならないかなというふうに考えているところでございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。そうですね。なかなか難しいということはあると思うんですけども、厚労省のこういった障がい者活躍推進計画の手引きなんかを見るとですね、例えば知的、精神障がい者などは、なかなか長く働くことが難しいというようなことで、短時間勤務みたいなことも認めたりとか、そのカウントの仕方も1人じゃなくて短い時間の場合には0.5人でカウントするとか、そういったようなことも示されているんですけども、内子町の場合、先程6名の方が障がい者雇用ということで働かれているということですけども、雇用の形態ですね、短時間雇用とか、フルタイムなのかとか、正職員か、会計年度任用職員なのか、その辺りのことを教えていただけますか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。町長部局、教育委員会も合わせまして6人いまして、6人とは言いまして6人しかいないってことでですね、ちょっとあまり細かいお答えしますと個人が特定される恐れもありますので、大きく分けまして正規職員が2名、会計年度任用職員が4名といった状況でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。ということは、会計年度任用職員の中には短時間雇用という方もいらっしゃると思うので、先程の計算の中で短時間雇用の方もいらっしゃるということによろしいでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。議員さんご指摘の通りでございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。先程の町の計画の中でですね、同じく障がい者就労支援事業所等、特定のそういった事業所等の採用は行わないみたいなことも、一般論としてよく分かるんですけども、書かれてるんですけども、町内就労支援事業所というのが、3つあるんじゃないかなと思うんですけども、それぞれの事業所と連携といいますか、話し合いをして、その町でこういった仕事があるんだけど、できそうな方はいらっしゃるかとか、そういった日常のですね、何か障がい者の雇用に関してのヒアリング、やりとりみたいなことっていうのはあるんでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。こちら福祉の面、障がい者福祉の面ではですね、そういったやりとりは日常的に当然行っておりますけれども、採用に限って、そういったやりとりをしているということはございません。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。障がい者でそういった就労支援施設で働いてる方のお話なんかを聞くと、やはり自分の特性に合った仕事があつて就労ができれば、それはもちろんいいとは思いますが、なかなかそういった機会とかが無かったり、自分の特性に合ったということもあるんでしょうけれども、多くは就労支援施設でそのままずっと定年というか、働けなくなるまで働いているとかも多いというようなことは聞くんですけども、そういった意味で、やはりきめ細かなですね、相談・支援体制、内子町でやはり働いていただくために、どういったことができるのかとかですね、こちらの仕事がこうだから、これに合う人は来てくださいということだけではなくて、どういったことだったら働いていただけるのかっていうような、そういう視点でも相談していくことが大事じゃないかなというふうに思ったりするんですけど、そういった連携を深めていくという可能性について、もう一度伺えませんかでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。もちろんですね、今後の課題といたしまして、先程申しましたけれども、障がいの種類であったり、程度、また勤務時間といったことについては配慮が必要、そういったものを設定していくことも検討しなければいけないというふうに考えております。また、と申しましても、それで採用されましても実際に入ってきてからの状況っていうのは一人一人違うっていうのが、現在雇用している職員についてもいえることですので、入ってきてから、むしろ大切なのは入ってきてからのそういった配慮、そういったことがあつての雇用かなというふうに思いますので、そういった点にも注意をしながら取り組んで参りたいというふうに思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。次に3番目ですけれども、雇用での障がいの種別と仕事の内容などの具体的状況は、障がい者の雇用が職場内の心のバリアフリー実現にどのように寄与していくか。いかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。お答えをさせていただきます。障がいのある職員の障がいの種別につきましては、該当者が少ない障がいの種別もございますので、個人が特定される可能性を考慮しまして、答弁を差し控えさせていただけたらと思います。仕事の内容につきましては、一般的な行政事務と自動車運転手でございます。いずれの職員も日常業務を通して、また年に3回、所属長などで実施をします人事評価面談の際に、心身の状況や業務の進捗状況、また必要な配慮等の有無を確認しているところでございます。現在のところ、常時の介助等の支援が必要なものはおらず、必要に応じたサポートを行っているのが現状でございます。今後とも、職員相互で障がいについての情報共有を行うとともに、急な休暇取得などの場合のサポート体制の整備、また、相談窓口の周知、さらに人権学習会等を通じた障がいの理解を促進するなどの取り組みを通しまして、心のバリアフリーの実現を図って参りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。職員間でも情報共有をしたり、人権学習会に参加したりということで、様々な理解促進のためのこともやってるという答弁だったんですけども、先程のユニバーサルデザイン行動計画ではですね、行政でも心のバリアフリー推進のために研修や周知・啓発を求めています。共生社会実現のために、障がい者が働く職場での理解の増進は不可欠です。障がい者が健常者と協力して働き、健常者が障がい者の特性などを理解することで心のバリアフリーが推進されると思います。周囲の人が、障がいや様々な特性を理解出来るようになるためにも、障がい者をなるべく分け隔てたりせず、できるだけオープン

にしていく努力ということも大切ではないかと考えます。心のバリアフリーのためには、障がい者雇用を限定した部署に偏らないようにするっていう観点も大切ではないかと思えます。そのためには、関連する業務を行う周囲の職員に十分なヒアリングを行うなど、障がい者雇用を進める管理者と現場との意思疎通や、当事者とのコミュニケーションがしっかりできるような体制が大事だと思うんですけども、できるだけ部署が偏らないようにするとかですね、できるだけその職場全体で、そういったことも周知・啓発をしていくという観点で、再度お伺いしたいと思えます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。もちろん特定の部署に偏った採用、そういったことを現在も行っておりませんし、今後そういった予定もございません。重要なのは、やっぱり個人の適性でありますとか、希望、能力、そういったものを勘案した上での適正な人事配置、そういったものが需要ではないかというふうに考えてございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 次に移ります。障がいのある子どもへの支援です。厚労省の定義によれば、医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU、新生児特定集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこととされてます。全国で推計で2万人の医療的ケア児がいるとされています。医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援するために、2021年、医療的ケア児支援法が施行されました。一方の目的として、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、その家族の離職を防止することも目的としています。地方自治体は医療的ケア児への支援に対して、努力義務から責務を負うことになったということですが、対象となる子どもへの支援体制は、どのように変わりましたでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） はい。医療的ケア児とはということで、先程、もう関根議員の方から詳しく紹介がございましたので、このあたりの答弁は差し控えさせていただきます。いわゆる医療的ケア児の支援法なんですけれども、こちらについては、障がいや医療的ケアの有無に関わらず、安心して子どもを産み、育てることができる社会を目指すっていうのが大きな目的でございます。医療的ケア児を法律上でちゃんと定義、そして国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うというのは、先程ご説明があった通りでございます、これは日本で初めて明文化された法律でもあるというところでございます。具体的には、各自治体医療的ケア児が家族の付き添いなしで希望する施設に通えるように、保育士であるとか、助産師、看護師、准看護師、介護福祉士などの配置を行うということになります。内

子町では、恒常的に医療行為を受けることが不可欠となっている児童は今現在おりません。そういうことから、保育園や幼稚園、学校などに医療ケアのできる職員の人員配置は行っておりませんし、体制も変わってございません。しかし、医療的ケア児やその保護者がこうした施設の利用を希望された場合、こちらは当然、法の定めに沿いまして、対象児童の心身の状況に応じた適切な支援ができるよう、医療的ケアができる体制を整えていく必要があると考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。今現在、対象児童はいないということなんですけれども、医療的ケア児という定義に当てはまらないにしても、やっぱり障がい重いお子さんで、通常の保育、幼稚園では、通常の子どもたちとは一緒にできない、一緒にできないというか、支援が必要なお子さんってのはいるんだと思うんですけども、例えば町外に住む方、例えば町内に住む方の息子さんや娘さんたちが、東京や大阪に出てお子さんが生まれて、そういったケアが、特別なケアが必要な子どもを内子町で育てたいというような相談があるっていうことは、今後想定されるんじゃないかと思うんですけども、そういう、例えば来年度から半年後、1年後に、そういったことを内子町で、祖父母の手助け等を得ながら、そういった子育てをしたいという方は十分考えられるんじゃないかと思うんですけども、その時に、そういった相談があつてから、その体制を整えるということではなかなか難しいんじゃないかという気がするんですけども、そのあたりの体制を整えていくということについて、どのようにお考えなのかお聞かせいただけますか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） はい。まず、この医療的ケア児の対応については、医療的行為というところが一つポイントだろうと思いますので、こちらは医者からの指示がないとケアができない処置については、やっぱり専門的な資格を持っている職員ではないと対応できないというところがありますので、当然今言われますように、半年後、それからそこにすぐ対応できるっていうかという、それはもう当然、難しい部分もございます。先程の繰り返しでもないんですが、やっぱり一つ一つのケースが、もう当然違う訳ですから、それにどう対応していくかっていう、一つ一つの議論が必要になって参ります。なので、例えばですね、すぐに動けるような大まかな仕組みであるとか、例えばいくつかの例示をもとにパターンを示したガイドラインとかを作るとかっていう方法も、もちろんなくはないとは思いますが、やはりそれでも個々の事例に対応していくためには、なかなか十分な備えができないというのが多分現実だろうというふうに思っております。ただ、そうは言っても、この法で定められた以上は適切な対応をしないといけないということでもございますので、例えば学校現場でありますと、今、学校医という制度で、各学校には学校医さんもいらっしゃいますので、日頃からそういう学校医さんとの連携を密にとりながら、すぐに対応しないといけ

ない場合はどうしたらいいとかですかね、そういう相談も日頃からする必要がありますし、実際にケア児のケアにあたっては、保護者、それから今言いました学校医もそうですが、当然主治医さんも今いらっしゃるといふふうに考えられますので、そこら辺の連携辺りもですね、しっかり取った上で対応していく必要があるというふうにも我々も考えております。なので、基本的にはですね、やっぱり早めの相談、それから連携体制を築いていくかということが非常に重要だというふうに思ってますし、やっぱりそれにはある一定の期間が、やっぱり必要なんではないかなというふうには思うんですよね。ただ、そのある一定の期間をどう短縮させて、迅速に適切に対応していくかってのが我々に求められていることであろうと思います。やっぱり概念的なことにはなりますけれども、そうしていくためには今年の4月ですね、こども家庭庁が創設されますけれども、そういう趣旨の背景には、やっぱり切れ目のない出産から子育て、それから学童期、就学へと続いていく一連の子育ての中で、どう支援をしていくのかということがやっぱり根底にはあるんじゃないかなというふうに考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。本当になかなか難しいところあると思うんですけれども、地方自治体が責務を負うというふうには書かれてるんですけれども、全てのと書いてないので、ここはやっぱりなかなか対応できない市町村もあるのではないかと推測するんですけれども、そういった場合に、県、都道府県という単位も、やはり地方自治体になるので、そういった県等の支援を受けながらということもあり得るのではないかなと思うんですけれども、県の、すでに医療的ケア児を、愛媛県でもそういう方が存在するのではないかなと思うんですけれども、そういうケアをしているところを紹介するとか、例えば内子町でやる場合は、こういう看護師さん、こういうのが必要になるので、それを県に、内子町内ではそれは、なかなか現在いないので、県から派遣していただくとかですかね、そういうようなことってのは、相談できるんでしょうか。県と。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） そういうことも含めて、相談というふうに申し上げたつもりでございます。全て町内で完結できるっていう、その能力が町にあるかという、それは必ずしもないかもしれない、そういう時には専門の機関にご協力をお願いするとか、県の方にもお願いをします。例えば委託契約を結んで、そういうことができないとか、職員さんの派遣が可能かどうか、そこにいろいろな方法があると思うんですよね。そんなところ全般で相談をしながら、ケア児に一番必要なケアの提供ができる方向で検討してもらおうということになるかと思えます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番(関根律之君) はい。医療的ケア児でなくても、比較的重度の障がいのある方とか、医療的ケアが少し必要な児童なんかも、いらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、そのためにはやっぱり専門職ですね、専門人材、看護師さんで保育士さんの資格を持つ方とかですね、そういった方を町内で育成していくという観点も、私は必要ではないかというふうに思うんですけども、そういった専門人材を育成していくというような観点での計画というのがありますでしょうか。

○副町長(山岡敦君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 山岡副町長。

○副町長(山岡敦君) はい。先程のご質問から継続した形になるので、内容が一部重複することもあります。ご容赦いただきたいと思えます。まず医療的ケア児支援法では、医療的ケアを、人工呼吸器による呼吸管理、それから喀痰吸引その他の医療行為というふうに定義をされておられます。保育所については、保健師、看護師の他、喀痰吸引等の研修を受けた保育士等の配置、その他必要な措置を講ずるようにと規定はされておりますが、先程申しましたように、今現在、内子町で医療的ケア児は現在いらっしゃらないため、職員の確保は行っておりません。医療的ケア児の心身の状況っていうのは一人一人差がありますので、より専門的な人材を町内で育成をするというよりも、先程、ご説明させていただいたように、いろいろな専門機関に繋いでいく、あるいはご協力いただく、県の協力をいただく、ご指導いただくといったような方向で、多様な機関と連携をしながら、医療的ケア児の状態を見たと上で、看護師等の有資格者の雇用確保によって、体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。それから計画があるのかということですが、先程、説明したような方法の方が効果的ではないかということなので、現在そのような計画を立てる準備は行ってございません。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員。

○3番(関根律之君) はい。そうですね。連携するということですが、やはり常時必要な医療的ケアでなくても、医療的ケアが必要な児童などもありますので、そういった町内で育てていくという観点も忘れないで、必要な人材を確保していただきたいと思えます。

就学年齢の障がい児等が対象の、放課後や長期休暇時の居場所や支援をする放課後等デイサービス施設の整備に向けた進捗状況はいかがでしょうか。

○保健福祉課長(久保宮賢次君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 久保宮保健福祉課長。

[久保宮賢次保健福祉課長登壇]

○保健福祉課長(久保宮賢次君) ただ今の、放課後等デイサービス施設の整備の状況についてお答えをさせていただきます。内子町で障がい福祉サービスを利用している子どもは28名おまして、そのうち放課後等デイサービスの利用は、26名となっております。現在、内子町内で放課後等デイサービスを行っている事業所はなく、近隣の市町に受け入れを

お願いをしているところでございます。平日は事業所の送迎がありますけれども、長期休暇等の利用については、家族などの送迎が必要となりますことから、町内でのサービス事業所を求める声も出ております。整備につきましては現在、放課後等デイサービス開設に意欲のある法人がございます。その法人は今現在、他の福祉サービス施設の整備を進めておられて、それが完了した後に放課後等デイサービスの整備を進めていく計画のようでございます。放課後等デイサービスにつきましては、利用家族等からの町内でのサービス利用を求める声があり、利用者も一定数いることから、町内でのサービス提供に向けまして、町としても、事業者等の支援をしっかりと行っていきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。ぜひ、引き続きですね、町内整備に向けて支援をしていただきたいと思っております。

次に移ります。町が支援するペアレントメンター事業の活動状況と、当事者等への周知はいかがでしょうか。

○こども支援課長（山本勝利君）

○議長（菊地幸雄君） 山本子ども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） はい。関根議員のご質問にお答えいたします。内子町におけますペアレントメンター事業の活動状況と当事者への周知についてでございますが、ペアレントメンター事業は、令和4年度から愛媛県より各自治体へ業務が移管された事業でございます。内子町でのペアレントメンター事業については、令和4年度は8月27日にペアレントメンター愛媛が主催いたしますペアレントメンターカフェがうちこ福祉館で開催されております。参加者は1名で、町外からの参加であったと、町内からの参加はございませんでした。内子町が主催いたします事業につきましては、本年度は実施しておりませんが、令和5年度からはペアレントメンターカフェや個別相談事業の実施に向けて、南予圏域のメンター活動の取りまとめをご担当されております町内の団体にご助言、ご協力をいただきながら準備を進めているところでございます。当事者への周知についてでございますが、チラシの作成等を行いまして、こども支援課での個別配布や、乳幼児健診時の配布、また、町内の幼稚園、保育園、小中学校への配布を協議していきたいというふうに考えております。また、この他、町のホームページでありますとか、「広報うちこ」へも掲載などを行って、周知をしていきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） これまでなかなかできなかったということは分かりますけれども、今いろいろ準備をしているということを知って、非常に嬉しく思います。ペアレントメンタ

一の特徴っていうのは、障がいの、お子さんの保護者、当事者が相談役となるというところだと思っんですけども、非常にやっぱり共感を得られやすいとかですね、非常に困っている方はやっぱり先輩とか、実際に経験された方からのお話を伺ったりするというのは、非常にいろんな面で支援に繋がるんだと思っんですけども、こういった発達障がいのペアレントメンターに限らずですね、例えば様々な障がいのグループであるとか、不登校の保護者の方ですとか、本当に困っておられる方、保護者っていうのはおられる。保護者に限らずですけども、そういったその横の繋がりですね、今まではなかなかコロナで難しい状況もあったと思っんですけども、そういった当事者が集まる機会を支援していくっていうことも行政には検討をお願いしたいというところなんですけど、その点について一言お願いできますか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

○こども支援課長（山本勝利君） このメンター活動というのが、また5年度から活動始めるというところがございます、また他の障がいを持っておられる方の組織とも、また連携っていうのは、今後検討の中で協議をしながらですね、進めていける方向で、また考えていきたいというふうに考えてございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。障がい児を持つ保護者の方々からはですね、他の自治体に比べて、内子町は障がい者の施策がまだまだだっというような話をよく聞くんですね。近年の障がい者差別解消法の施行などで、障がい者には合理的配慮等を求めるなど、障がい者施策のより一層の充実っていうことが、実際に求められてきています。2020東京オリンピック・パラリンピックも契機として、障がい者の社会参加や活躍推進をしようという機運は社会的にも高まっています。障がい者、女性、高齢者などもそうですが、それぞれの特性を持った方が能力を発揮していただける社会というのは、町の発展に繋がります。こうした少数者、マイノリティの人権が尊重され、一人一人が輝ける町には人が集まる、移住者が増える、都会に出た息子や娘が内子町に、こういう町なら暮らしやすいかもと戻ってくる、というような相乗効果を生み、ひいては人口減少問題の解決に繋がっていくんだらうというふうに思っんですけども、最後に町長にお伺いします。障がい者などの人権を尊重し、こうした障がい者関連の予算を拡充していくということに関して、町長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。内子の魅力づくりと、そういう中でもそういう対応というのは大切ですよというご意見も伺いました。確かにいろんな意味でですね、人口減少対策の中にも、そういうのも入ってくると思っますので、しっかりとそういうところについてもで

すね、ちょっとこれから検討してみなければなりませんけれども、つけれるものはしっかりと予算対応してですね、やっていきたいというふうに考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。次に移ります。有志20人近くのボランティアで運営する「うちっこキッチン」さんは、2021年6月にオープンし、天理教内子分協会に月に1度、手づくり弁当を低額で提供しています。子ども地域食堂として、子どもたちに温かい食事や居場所を提供する予定でしたが、オープン当初からコロナ禍に入り、その場で食べていただくことができなくなり弁当の配布になっています。今では毎回予約で完売するなど、多くの人に活動が知られ、喜ばれているようです。一周年を迎えた昨年6月には、「広報うちこ」にも取り上げられました。この春には、当初予定していた温かい食事や居場所を提供するということを検討しているようです。子ども食堂は今や全国でも知られるようになり、今では子どもだけでなく、地域住民と子どもたちや保護者との交流の場になったりと、その社会的意義が知られるようになってきています。子どもの貧困対策や高齢者等の見守り支援として、こうした地域活動を行う「うちっこキッチン」との連携や支援はできないでしょうか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） ただ今の関根議員のご質問にお答えします。「うちっこキッチン」では、毎月1回130食程度のお弁当を、子ども100円、大人200円で申し込み制により販売をしております。令和3年6月に第1回目を行いまして、今年2月に21回目を迎えております。地域で精力的に活動をいただいているところでございます。まず、「うちっこキッチン」との連携ということでございますが、子ども食堂の活動の柱でございます子どもの貧困対策と地域の交流拠点という活動の中で、気になる子どもがあった場合には、その状況等について情報をいただくなど、子どもの見守りについての連携、また定期的な情報交換などを行いながら連携を図っていきたいというふうに思っております。次に、支援についてでございます。内子町においては、昨年3月に職員を対象に、フードドライブを実施いたしました。約72キロのお米や調味料、レトルト食品等を「うちっこキッチン」さんへお渡しをしたところでございます。また今年度は、内子自治センターの文化祭でフードドライブを実施しまして、集まった食材を「うちっこキッチン」さんへお渡しをしております。また、今月職員を対象にフードドライブの実施を予定しているところでございまして、今後も不定期にはなろうかと思っておりますがフードドライブを実施して、継続した支援を行って参りたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。活動についても、情報交換や連携をやっていきたいという答

弁だったんですが、こういった子どもの貧困対策であったり、高齢者の見守りであったりっていうのは、例えば自治会であったり、民生児童委員なんていう方もおられる訳ですけども、なかなかやっぱりそういう当事者の方と接する機会というのは難しいというのが現状、今の世の中と思うんですけども、そういった中で子ども食堂というね、有志で、こういったものを社会的意義のある活動をされているという方々に対してですね、やはり様々なこういった問題を全て行政がやるということはできないので、そういった活動されてる方を後方から支援するっていうことが、これからはやはり、より重要になってくるのではないかというふうに思うんですけども、行政から財政的な支援ということを行ってるような自治体なんかもあるようですけども、中にはそういった財政的な支援に対しての様々な制約というのが多くて活動しづらくなるというような話も聞いてはおりますが、やはりですね、大切な社会的意義のある活動をされてるということに対して、行政もちゃんと見てバックアップしていくんだよということを示す上でもですね、何らかの財政的な支援も含めてですね、何かもう一步踏み込んだ、町民の目に見えるような形でですね、内子町も関わってるんだよということを示していただくのがいいのではないかと思うんですけども、この天理教さんということで、なかなか統一教会の問題とかで、宗教に対する懐疑的な面を受ける方も多いと思うので、ぜひとも活動内容をよく知っていただいて、町がちゃんとしてる団体だよということを示す上でも、そういった町の支援が目に見えるような形でやっていただきたいと思うんですが、再度、その点についてお伺い出来ますか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

○こども支援課長（山本勝利君） はい。目に見える経済的な支援をどうだろうかというふうなご意見でございますが、「うちっこキッチン」さんのホームページなどを見ておりますと、お弁当を作った月には毎月こういうお弁当を作りました、こういうふうな活動をしておりますというお示しをされております。その中に、活動を支援している方の名前なども出てきております。ちょうど先程申し上げましたように、昨年行いましたフードドライブなんかでも、内子町役場さんというふうな形で紹介いただいておりますが、経済的な支援につきましては、また定期的な協議の場、意見交換といいますか、連携の場でまたいろいろお話をしていかなといけんのかなというふうなことは考えておりますが、現在のところは支援についてはですね、また支援というか、金銭的な部分についてはですね、また検討が必要ではないかなというふうに考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。もう最後になりますんで、ぜひ町長にお答えいただきたいんですけども、先程私が申しましたいい意義についてですね、行政のバックアップ、予算的な措置も含めて、金額が多ければいいということではないんですけども、町長から一言、最後にお願ひできますでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。このような活動をされているというのはよく存じておりますけれども、これまずは活動されている方がですね、例えば町が入ることによってですね、いろんな思いが逆の面ですね、あるのかないのか、その辺りもありますしね、いろんなことを話もさせていただきながらですね、行政としてこういうことを望みますよとかですね、そういうのがあればですね、それは協議の中でですね、町の方としてもバックアップなり、支援なり、そういうのはやっていきたいなどは思っておりますけれども、それは協議の中でですね、お互いで連携をしながら、やっていくことがまずは必要かなと思っております。

○3番（関根律之君） ありがとうございます。引き続き、協議・連携をしていただけたらと思います。以上で終わります。

○議長（菊地幸雄君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩します。午後1時30分から再開します。

午後 0時 30分 休憩

午後 1時 30分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、城戸司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

[城戸議員登壇]

○1番（城戸司君） 1番、城戸司です。通告に従いまして、質問させていただきます。よろしくお願いたします。6月の一般質問では、少子化対策が人口減少対策に繋がるのではないかという観点から、学校の統廃合について質問をさせていただきました。今回も人口減少対策についてとなり、同僚議員の質問と重複することもあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いたします。

令和5年2月19日に、岸田首相が岡山県にある奈義町を視察されました。奈義町は子育て支援に力を入れており、合計特殊性出生率が全国平均1.36なのに対し、2.95もあることから、「奇跡のまち」と言われ全国から注目されています。

首相は視察後に「多世代にわたり、地域ぐるみで子どもの成長を支えるまちづくりをしている。社会全体の意識を変えていくことが重要だ。」と語られており、異次元の少子化対策を掲げていることから、奈義町をモデルとした施策が出されるのではないかと考えられます。このような明るい話題が出た後ですが、2月28日に厚生労働省が出した出生数は初めて80万人を割り、コロナの影響があるとは考えられるものの、推計よりも11年も早い

ということに驚き、消滅可能性都市として名前が挙がっている内子町を地図から消さないためにも少子化対策は急務であり、早急に対応しなければ手遅れになるのではないかと危機感を抱きました。先日ある会で、内子町の出生数が40人台であることを聞き、「全国的に出生者数が減っているから、内子も減っていても仕方ないよ。」では済まないなと感じております。昨年だったか、「人口減少に対する特効薬はなく、減少のスピードをいかに抑えていくかだ。」と町長が言われたと記憶しておりますが、減るのを抑える対策では増えることはないので、増やすことを考えた結果、増えなかったけど減るのは抑えられたというような取り組みをしていただければと考えておりましたが、今回の当初予算に少子化対策として不妊治療に対する補助が上がっていることから、少し安心しました。

では最初の質問ですが、町長の後援会討議資料には、「人口減少や少子高齢化を食い止めるために重点的に取り組む施策を掲げ」と書いてありますが、具体的にはどういったものなのか伺いたいと思います。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今の人口減少、これを食い止めるために重点的に取り組む施策は、ということでございます。この施策についてはですね、何か一つのことをやれば、人口がどんどん増えてきますよということには、なかなかかなりにくいのではないかなというふうには私考えております。そういう中でですね、やっぱりその内子町の林業が基幹産業であったり、商工業ももちろんそうなんですけども、そういった産業をですね、まずはしっかりと元気にしていく、それがとても大切なことだというふうに思っております。所得をきちんと上げていただく、そのための応援をですね、私たち行政はしっかりとやっていく、そしてしっかりと稼いでいただく。それで子どもたちを、例えば大学とかですね、そういうところに行かせる、そういう資金をですね、所得をですね、上げていただく。そういうことがとても大切だろうと思っております。そういう中でですね、今までも、例えば農業の資材に対しての補助でありますとか、様々な、そういったことに対しての制度を作りながらですね、現在までやってきておりますが、その中で、そうは言いながらですね、担い手がないと当然、所得を上げることができないということですね、昨年ですね、農業で言えば親元就農に対する支援とかですね、林業でありますとか、あるいは商工業でありますとか、そういった方々に応援するような制度を、今年度ですけれども作らせていただきました。そういうのも使っていただきながらですね、ぜひ内子の産業をですね、まず地域の、あるいは地元の子もたち、あるいは孫がですね、内子に帰ってきてですね、そういう産業を担ってくれる、そういうことを期待をしております。ですけれども、それだけではいけませんので、やっぱり移住者の方にですね、内子に来ていただいて、そういった産業も担ってほしいということで、午前中の質疑にもございましたけれども、内子に入ってきて、移住・定住される方について

は住宅の支援ですとかですね、そういったこともやりながら少しでも担い手を増やしているということでございます。それでまた、観光もそうですね。農林業・商工業の中に入りますけれども、新たにですね、やっぱり多くの方にも来ていただきたいということがございますので、そういった地域の資源、観光の資源とかそういったところもきちんと整理をしながらですね、そして多くの方に来ていただいてそれを経済に繋げていくということも併せてやっていきたいというふうに考えております。稼ぐということ、それともう一つはですね、やっぱり住み続けられるということですね、私たちの身の回り、やっぱり環境良くしていかないといけないので、午前中も出されておりました子育て支援でありますとか、防災の関係もそうなんです、いろんな社会上のインフラの整備ですとか、いろいろございます。そういうものもやりながらですね、内子いいよねっていうふうに思っていたく、そして来ていただく。そういう環境づくりもですね、一方では稼ぐと同時にですね、やっていく必要があるというふうに思っております。そういう中でですね、子育て支援に関して言えば、今までですね、高校生まで、ちょっとあれですけども高校生までのですね、医療費の無料化でありますとか、あるいは午前中も少し言いましたけれども、子育て世代が非常に熱望しております公園の整備でありますとか、いろんなことをですね、幼稚園の受け入れの問題でありますとかですね、いろんなことがございますけれども、そういったこともですね、非常に大事な政策でありますので、これについてもしっかりとやっていきたいというふうに考えております。まだまだこれ2年ということですね、なかなか作った制度も上手く、何ていうんでしょう、まだ周知が十分図られていない面もございます。そういったことも踏まえましてですね、しっかりとそれも周知させていながらですね、しっかりとそれが実を結ぶようにですね、やっていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。子育て支援が人口増に繋がっている自治体というのは非常に注目されており、名前も出ているところが多いので、町長もしっかりと理解していると思いますが、成功事例に学んで、そういった取り組みをしてはどうかと思うんですが、そういったところの成功事例なんかは研究して、今年度当初予算に反映しましたでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。本当に今言われますようにですね、子育て支援に関してはいろんな自治体でですね、取り組まれております。それで、本当に成果をですね、上げておられるところもあります。それについてですね、それが例えば先程言われました、いろんな治療でありますとかですね、そういったところもそうだろうと思いますけれど、ちょうど次年度からはですね、愛媛県の方でも子育て世代の支援とか、様々な支援を県の方でもですね、考えておられますので、当初予算で十分でない分についてはですね、また補正予算対応には

なりますけれども、しっかりと検討してですね、また補正予算に上げさせていただきます。またそれをご審議いただいてですね、どちらにしてもしっかりとですね、令和5年度も引き続き、しっかりとやっていきたいなと思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 補正予算にということですので、しっかりと上げていただいて、同じく成功と言われるような町と一緒に目指していけたらと思うところなんですけど、移住者を呼び込むことは僕も非常に大切であるとは考えるんですけど、転入者よりも転出者の方が多い。私は常々言っておりますが、今いる町民を減らさないことはまず考えられないかというの思っております。進学などのターニングポイントであれば仕方ないなと思うんですけど、帰ってきたいと思えるような町、先程言われましたが、何が足りないか。今、現時点でどうお考えになってるか、少しお聞かせください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 議員言われましたようにですね、やっぱり子どもたちって出来るだけ1人でも引き止めたいし、出ていても帰ってきてほしいと思う訳ですね。ところが、やっぱりいろいろ生活するには、当然所得もある程度なければですね、厳しいのが現実だろうというふうに思っております。それと子どもたちって、やっぱりその違う世界といいますかね、内子から出たいという気持ち。例えば故郷を一度離れてみたいとか、そういう気持ちも多分、一方ではあるんだろうと思います。ですけども、やっぱり転出超過になってますので、そのためにふるさと教育とか、いろんなことを今すでにやっている訳ですけども、少しでも子どもを止めたい、あるいは帰ってきてほしい。そういうことについては、やっぱりさっきも言いましたけれども産業ですね、一番産業をやっぱり元気に、そういうこともとてもですね、所得を上げる、そういうことですよ。そういうことが、やっぱり一つの大事なことではないかなというふうに思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。所得を上げるということで生活費高騰しております、なかなか所得が上がらないと厳しいというところは若者に限らずなんですけど、内子町の産業が活性化し、所得が上がって困ることは何もありません。民間に対して口を出すということは公共の機関としてはいかなものかとは思いますが、内子町の民間企業が稼いで力をつけるということには、非常に大賛成です。他所の地区のことと比べますんで、なるべく民間、内子町の民間の企業なんかしっかりと儲けられるような仕組みづくりであったりですね、そういったことを、ブランド化であったりとか、そういうことをしっかりとさせていただいて、他地域よりも早く企業が力を取り戻す、コロナで疲弊している経営を改善化していくようなことに力を注いでいただければと思います。

次に移らせていただきます。若者の転出を抑える。進学などで出ても帰ってきたいと思えるまちづくりをすることが出来れば人口減少対策にも繋がるのではということで、この質問なんですけど、そのために若者がどのように考えているかということに、ヒントが隠されているのではないかと思います。若者の意見を聞き、取り入れているか伺いたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えいたします。近年において若い方の意見をお聞きした事例としましては、令和2年に策定いたしました第二期内子町総合計画後期計画策定時に学校でワークショップを開催し、中学生や高校生から意見を聞いたほか、幅広い年齢層に町民アンケートを実施しております。また、子育てに関しては令和元年度に策定した第二期子ども子育て支援事業計画では、未就学児童や小学生のいる世帯の保護者に対し、利用している保育事業や子どもの遊び場のこと、また行政の子育て支援策などについてアンケートを実施しております。コロナ禍においては直接、町民の皆様にお会いしてお話をお伺いするということが、あまり出来ておりませんが、先日、2月になりますけれども、子育て支援センターを利用されている方々に、15世帯であったんですけれども、直接お会いをして町が実施している子育てに関する事業や施設などについて意見交換をさせていただき、多くの意見、またご要望も含めてですね、お聞かせいただくことができました。ウィズコロナの時代となり、今後は若い世代の方々はもちろん、多くの町民の方々と直接お会いすることが可能になっていくと思います。その中で、またいろんなご意見・ご要望もお聞きし、必要に応じてまたアンケートですとかパブリックコメントを行いながら、政策に反映させていきたいというふうに考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。今回この質問をさせていただいたのはですね、2月に発行しました「議会だより」の新有権者の声を大変素晴らしく思ったからでありまして、ちょっと時間があるんで、ここで簡単に紹介させていただくんですけど、内子町についてということで内子高校3年生の女性の生徒の方なんですけど、「私は内子町で暮らしてきました。内子は多くの自然に囲まれ、事件や事故も他の地域と比べて少なく、生活もしやすい街です。しかし、問題点や改善した方が良い部分もあります。まず、少子高齢化です。進学や就職で若者が地元から離れていくケースが多いと実感しています。都会の方が、確かに交通面や地域の発展度が優れています。一方、町に帰ってきたとき、落ち着きや安心を感じられるのも確かです。しかし、子どもの数より高齢者の数の方がはるかに多い現状の中、経済をどうまわしていくのか。町をより活性化するにはどうしたら良いかなど、今後の町に関わる問題があると思います。次に、現在の町の改善点についてです。このことについて学校で話し合ったことがあります。町内イベントを増やしてほしい、夜道が暗いところがあるので、街灯を増やしてほ

しいといった意見が出ました。内子には町内外から多くの人を訪れる大凧合戦のほか、笹まつりや100円商店街など、楽しめるイベントがあります。しかし、笹まつりでは笹飾りを吊るす区間が昔と比べて狭くなりましたし、街灯については、商店街は比較的明るいものの、一筋中へ入ると暗く危険だと思います。町が抱えるこうした課題を地域の方々や地元の学生たちとで考え、解決策を見つける機会を設けるのも良いのではないかと思います。」と投稿していただいております。これ大変、非常に素晴らしいなと思って、この方とお話したいなと感じた次第であります。特にですね、最後「町が抱えるこうした課題を地域の方々や地元の学生たちとで考え、解決策を見つける機会を設けるのも良いのではないかと思います。」というところ、このような若者がいることを誇りに思いますが、町長いかがでしょうか。高校生や中学生と意見交換をしたり、その意見を取り入れたりはできないでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。確かに、有意義なことだというふうに思います。実現に向けて、どういう形がいいのかというのはちょっとあります。やっぱり、その子も地域に住んでいる訳なので、どういう場ですね、そういう意見集約をですね、やっていけばいいのかというのはあるんですけども、いずれにしても、そういう子どもたちがね、いろんなそういう問題とか、そういう抱えているのを、しっかりとすくい上げるというのは、どこかの段階ですね、大切な事だと思っております。今、どういう方法が一番いいのかというのは分かってないところもあるんですけど、ちょっと検討して見たいなと思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 検討していきたいということで、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。卵が先か、ひよこが先かといった答えの出ない問題、お話もありますが、地域が寂れるから人口が減るのか、人口が減るから地域が寂れるのか、6月の質問でしましたが、西条市なんかが選ばれるっていうのは、ちょうど良い田舎というところで選ばれているのではないかと質問させていただきました。町長、地域が寂れるのが先か、人口が減るのが先か。地域疲弊人口減少問題、どちら、どういったお考えをお持ちでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） これどっちが先かということよりもですね、私としては、そうならないようにですね、いろんな政策を持って少しでも子どもたちが増え、また人口減少が少しでも減っていく、増加が一番望ましいですね。そういう方向に持っていくのが私の仕事だろうなというふうに思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） どちらが先かと、ちょっといやらしい質問をしましたが、どちらも対策しないと、どちらも同じように廃っていくんじゃないのかなと、減っていくんじゃないのかなと感じますので、どっちを立てればという訳じゃないですけど、地域の活性化、そして人口増、両方同じようなスピードで、同じような力の注ぎ方で優先していただければいいのかなと思います。

最後の質問に移りますが、町長になられて2年が過ぎ、1期目の折り返しを迎えられましたが、この2年間の人口減少対策に対する評価と残り2年の課題があれば伺いたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。人口減少は地域経済が縮小して活力が失われるだけではなく、社会保障や地域コミュニティの崩壊など、町に関わる極めて重要な問題でございます。そのため、人口減少・少子高齢化対策を公約に掲げ、重点的に取り組んで参りました。これまでの取り組みといたしましては、子育て支援としてはですね、先程申しました子ども医療費の無料化を高校生まで拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図って参りました。また、育児のサポートでは、産後ケア事業の実施や、内子幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブの整備に取り組んで参りました。移住・定住では移住者住宅取得事業の創設、それから移住者住宅改修支援事業の拡充を行うとともに、愛媛県と連携した南予子育て移住促進協議会への参画や、移住コーディネーターを配置して取り組んでいるところであります。農業振興の分野では、担い手を確保するための親元就農でありますとか、林業就業支援事業を創設するほか、創業・起業、空き店舗の活用を進めるため、「はじめる・つなぐ商工活性化支援事業」に取り組んでおります。しかし、これらの取り組みは今年度から開始した事業が多く、まだ十分な成果は得られておりません。想定を超える少子化や転出が続いており、人口減少のスピードに対して対策が追いついていないのが現状であります。このため、先程申し上げましたさらに踏み込んだ対策が必要であると感じており、新たな施策を検討するとともに、愛媛県が次年度から実施します「愛媛人口減少対策総合交付金」こういったものも創設されますので、そういったものも活用しながら、オール愛媛で人口減少対策に特にしっかり今年度取り組んでいきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ありがとうございます。オール愛媛言われましたが、愛媛の中でも、特に内子町が抜きん出て内子に人が集まるように力を入れていただければと思います。そして、町長が就任以前より、先程言われました様々な対策、施策などを掲げて、今年度からですかね、やっていただいております。それを内外知らない方も、町民や人も多いの

で、それをしっかりとアピールしてですね、内子はこんなに住みやすいよと、それで人が増えたら、さらに出来ることも増えてくると思います。なんで、昔よりもさらに住みやすくなってきましたというアピール、町外に対する、町内に対するアピールをしていただき、人が増えた時には、さらに踏み込んだ、さらなる対策をしていただきたいと思います。このことだけ言わせていただき、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 次に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 議席番号2番、塩川まゆみです。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 3月定例会にあたりまして、私の一般質問を始めます。2011年3月11日に発生した東日本大震災及び福島原発事故から、今年で12年目になります。昨年11月に公開され、全国で大ヒットしたアニメ映画「すずめの戸締り」では、この東日本大震災が大きなテーマとなっていました。映画では、主人公の鈴芽たちが災害が起きて廃墟となってしまった全国各地を巡ります。この描写について、監督の新開誠氏はNHK仙台放送局の取材の中で次のように語っています。「廃墟になった場所でも、かつてそこに人がいた訳です。いろんな喜びや悲しみがあつた場所です。映画の中で、廃墟にたどり着いた鈴芽が「土地の声を聞け。」と語りかけられる場面がありますが、そういうことを通して、鈴芽は「この場所には今とは違う風景があつたんだ。」「かつては人の営みがあつたんだ。」と、人々の姿を想像していく訳ですよ。場所や他者への想像力だと思います。そしてこのような思いを抱え、鈴芽が東北に向かっていく旅を描きたかった。」というふうに語られていました。この「場所や他者への想像力」という言葉が、私にとって大変印象的なものでありました。

昨年の3月議会冒頭でも言及しましたが、3.11では多くの命が失われ、助かった人たちも故郷や生業を奪われ、生活の基盤が根底から覆されています。今もなお、困難を抱えながら生きる人たちが全国にたくさんいらっしゃいます。2022年12月29日のNHKニュースによると、福島県内の避難指示地域の居住者は事故前のわずか18.5%、30キロから40キロ圏内の町村でも23.2%から55.8%となっていました。どれだけの地域で人の営みが失われたのでしょうか。

「脱炭素社会の実現と電力の安定供給」を理由に60年を超えた原発まで動かそうとしている政府の中の人たちに、この「場所や他者への想像力」があるのかどうか、大いに疑問です。間もなく3.11を迎えます。福島の今は明日の愛媛、飯舘村の今は明日の内子町かもしれません。この3月に限ったことではありませんが、「場所や他者への想像力」を大いに働かせ、暮らしと命を守り、地域を持続可能にする方法を内子町の皆さんと共に考えていきたいと思っています。

さて、通告に従いまして、私からは3つ質問いたします。まず1問目は、「子ども関連」です。令和5年4月1日より、こども家庭庁が創設されます。その基本方針に、「常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて、(以下、こどもまんなか社会という。)子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰1人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、そうした「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する。」とあります。この庁が掲げる「こどもまんなか社会」について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○町長（小野植正久君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。「こどもまんなか社会」とは、子どもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据えること、また、子どもや子育てをしている人の目線で子どもの権利を大切にするなど、常に子どもにとって最も良いことは何かを考えていこうというものであると認識をしております。内子町においては、町長の公約に掲げる子育て支援策として、18歳以下の児童に対する子どもの医療費の無料化でありますとか、内子運動公園と併せて整備した内子の森公園、待機児童の解消に向けた放課後児童クラブの建設など、子どもの育ちのための環境整備に順次取り組んで参りました。引き続き、内子町の宝である子どもたちが安全で安心して暮らせるような施策の推進に積極的に取り組んで参りたいと考えております。また、こども家庭庁の動きを注視しながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けての町の施策と併せて、取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。このこども家庭庁は、そもそもの縦割り行政による弊害を解消・是正するために作られ、その所掌業務は、内子町においては、こども支援課、発達支援センター、学校教育課、保健福祉課、保健センター等に跨っております。この令和5年度からの体制は、この既存の課担当課においてはどのように分担されていくのか、組織再編の可能性も含めてお伺いいたします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） まず、結論から申し上げたいと思います。初年度となる2023年度は、現状の組織体制の中でどういった連携が必要になるのか、その方法や内容などを、国や他の市町の動向なども注視しながら、まず関係部署間で協議を進めることになるのかと

思います。これまで妊娠・出産期、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の子どもの一連の発達過程や状態等に応じて、保健や医療、教育、福祉などの各部署が、縦割りで関わってきた社会の仕組みを一部集約して、今後はより良質かつ適切なサービスを提供することが求められることとなります。そのためには、行政組織だけにとどまらず、地域における関係機関やNPO等の民間団体などとも連携することが重要かつ必要でございます。議員ご指摘の通り、こども家庭庁が所管することとなる事務事業は、多くの部署に跨っております。これまで以上の連携と、自治体の規模に応じた組織体制の見直しが必要になるのではないかと考えています。特に連携の部分ですが、物理的に事務所や組織が分散している現状で効率的に進めるためには、いろいろな手法が考えられると思いますけれども、例えばグループウェア上で新規のプラットフォームを構築するなど、ICT技術を活用したDX的なアプローチも考えられますけれども、その一方では各部署が保有している様々な個人データや情報の共有、場合によっては子どもやご家庭からの意見聴取なども必要であると考えており、個人情報を取り扱う上で、本人などの権利・利益の保護にも十分一層の配慮をしなければならなくなると思います。さらにその先には、サービスとして町民に還元できる、しっかりとしたエビデンスに基づく多面的な政策を立案することができる職員の能力を高めていくことも重要だと考えております。以上です。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 次の担当各課の現在の情報共有体制に、もう今の答弁でかなりお答えいただいたという認識なので、ここの部分はちょっと割愛させていただきます。ということですね、こども支援課と発達支援センターは比較的新しく作られた組織だと思うんですけども、今後いろんな再編の可能性はあるんですが、こども支援課が主にリードしていくというような理解でよろしいでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） はい。リーダーシップを取る部署が必要なのかなというふうには考えてますが、おそらく、こども支援課が中心となって関係する部署の連携をする、連携体制を築いていくという方法が一番望ましいのではないかと現時点では考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。こども家庭庁、続いて4つ目です。こども家庭庁の主な事務内容の一つとして、「子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案総合調整が挙げられ、子どもや若者当事者への意見聴取審議会等への参加促進、子どもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映」とありますが、これ先程の午前中の同僚議員の質問に対して副町長の方から答弁がありまして、町民の方々からのヒアリングについては、ある程度お聞きできたので、ここでは子どもに限ってお伺いしたいと思

います。子どもたちの意見を具体的に吸い上げる方法は、どのようなものを現段階では想定されてますか。お聞かせください。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） 塩川議員のご質問にお答えいたします。現在、内子町において、子ども、子育て当事者の視点に立ち、政策の企画立案に向けた子どもや若者当事者の意見聴取審議会等の参画につきましては、第二期内子町総合計画後期計画策定の際に学校でワークショップを開催いたしまして、中学生や高校生の意見を聴取してございます。令和5年4月に施行されます基本法におきましては、第3条第3号及び第4条で年齢や発達の程度に応じた子どもの意見表明の機会の確保、子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられると共に、第11条では子ども施策の策定等にあたって、子どもの意見の反映にかかります措置を講ずることを、国や地方公共団体に義務付ける規定が設けられております。内子町においては、今後の政策形成の中で子どもの意見をどういった形で、そしてどういったテーマを聴取するか、聴取した意見をどのような政策にどのように反映していくかというのを、この手法をですね、今後検討して参りたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。子どもの聞き取りを、その「みらい計画」などでも、学校を通して行うことが多くなるとは思うんですけども、やはり学校というものを介すると、必ずしも子どもたちの本音が取りにくいといえますか、聴取の仕方にも工夫が必要かなと思ってます。また、例えば年に1度などではなく、いろんな機会を捉えて柔軟に、機動的に聞けるような仕組みづくりを心がけていただけたらなと思います。その中の一つとしてはやはり第三者機関、行政と学校以外の第三者機関、例えば子どもの専門家やNGOなどの外部の人材を活用されて、子どもたちの意見が正しい形で、より良い形で聴取できるような工夫をお願いしたいと思います。

続きまして、5つ目は、内子町子ども読書活動推進計画についてです。ホームページでは平成26年から31年の5ヵ年、第二次計画が公開されています。町をあげて読書活動、子どもにとどまらず進めていってる訳ですけども、この図書館業務の専門職としては、国家資格でもある司書資格があります。内子町内において、図書館情報館における司書の配置状況及び学校図書室における学校司書、または司書教諭の配置状況についてお伺いいたします。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

〔大久保裕記自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（大久保裕記君） はい。内子町では、2019年から2023年の5ヵ

年内子町子ども読書活動推進計画を執行中で、令和5年度が第三次計画の最終年度となります。令和5年度には、第4次の内子町子ども読書活動推進計画を策定するために策定委員会を開催し、令和6年度施行の予定です。また司書の数ですが、図書館には現在、司書3名を配置しております。学校図書室の現況としましては、学校によって規模も蔵書数も違いがございますが、読書活動を推進していく上で、図書館と連携を図りながら子どもの読書推進に向けて取り組んでいるところです。また司書教諭についてですが、学校図書館法では、12学級以上の学校には司書教諭を置かなければならないとしていますが、内子町立学校管理規則では、7以上の学級を有する学校に司書教諭を置くことを定めております。小学校3校、中学校1校の4校が標準学級数7以上となっており、各校に1名ずつ4名の司書教諭が配置されております。なお、学校司書につきましては、現在のところ配置されておられません。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） その図書館に配置されてる司書の方というのは、これは正職員でしょうか、会計年度任用職員でしょうか。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治学習課長。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 正職員1名と会計年度任用職員2名でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。各学校では学校司書という形ではなく、図書館と連携されているということですが、具体的にはどの程度の頻度で、例えば学校図書、図書館資料の選択や読書案内などについては、教職員や自治センター職員の方も取り組まれていると思うんですけれども、それについて司書の方々が専門的な見地からアドバイスをするような形での関わりは成されているんでしょうか。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

○自治・学習課長（大久保裕記君） はい。例えば一つの事業といたしまして、ブックトークと申しまして、希望校から提示されてるテーマに沿って関連書籍を司書が選書し、その本の紹介を行う事業でございます。実施のほとんどが国語、または生活社会科の単元に関連した内容を指定された学習支援を兼ね備えた事業になっております。紹介した本は1ヶ月間、貸し出しをいたします。ちなみに令和4年度の実施状況としましては、29回実施しております。以上です。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 司書というのはですね、国家資格でありまして、高い専門性を持

った人たちであります。都道府県や市町村の公共図書館等で、図書館資料の選択・発注及び受け入れから分類、目録作成、貸し出し業務、読書案内などの業務に携わっておられますけれども、町民、子どもたちも含めた、町民の知的活動を下から支える大切な専門員の方たちでありますので、今後もこの読書活動を推進する中でですね、例えば正職員の数を増やす、またその学校司書も検討するなど、広げていく可能性はお考えでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。学校司書につきましては、先程申し上げた通り、現在は配置しておりません。ただ、司書教諭の方を配置しておりますので、今のところは司書教諭の方で対応したいというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） この後の質問にもちょっと絡んでくるんですけども、今、学校の働き方改革です。その図書館の選定購入にあたっては、なかなか負担があるというふうに聞いておまして、できたら本当、本にまつわることは専門の方が、現場の教員の方とかの負担がないような形で進めていけたら良いのではと思います。これはちょっと余談なんですけれども、公益社団法人が全国学校図書館協議会というのが、毎年学校図書館整備施策に関するアンケートというのを実施してまして、これは全国1741の市区町村教育委員会に対する悉皆調査となっております。2022年度は631の教育委員会が回答しておまして回収率は36.2%なんです。愛媛県内では新居浜市、東温市、上島町が回答して、今治市が一部回答で、内子町は無回答だったんですね。町としてこのような読書計画を推進しているのであれば、こういう公益性の高いアンケートにはぜひ回答していただいて、結果を公表していただけたらと思います。いかがでしょう。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい、ちょっとすいません。どのような経緯で、そのアンケート回答が漏れたかちょっとこの場で分かり兼ねるんですけども、以後気をつけたいと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 続きまして2つ目、学校における働き方改革についてお伺いたします。平成31年の中央教育審議会答申、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてを踏まえ、それ以来、学校における働き方改革が推進されてきました。令和4年12月23日公表の教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査によれば、全国的に改善傾向にある一方で、依然として長時間勤務の教師も多く、また自治体、学校間の取り組み状況

に差が見られ、さらに取り組みを加速する必要があるとして、令和5年2月3日、文科省通知「令和4年教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果を踏まえた令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について」という、大変長いタイトルの通知が出されました。この中では1つ、勤務時間管理の徹底等について。2つ、働き方改革に係る取り組み状況の公表等について。3つ、学校及び教師が担う業務の役割分担適正化について。4つ、ICTを活用した校務効率化についての4点が言及されています。私も自分の子どもを通じて、小・中の先生方の勤務の様子を垣間見ることがあるんですけども、本当に早朝から夜まで大変お忙しく働かれています。また授業や子どもと接する部分の業務が大変多いなという印象を受けてます。そこで、1つ目の質問です。町内の学校の教育職員の方々の在校時間等、実態は把握されているのでしょうか。また調査を実施しているのであれば、その手法と頻度はどのようになっているのかお聞かせください。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。塩川議員の、教職員の在校等時間等の実態と勤務時間の上限等に関する規則の反映についてのご質問にお答えします。教員の在校等時間の実態につきましては、全教員について校務支援システムというものがございます。そちらで出勤・退勤時間をシステム上で日々、管理しておるということでございます。全国的にも教員の長時間労働が指摘されている中、愛媛県においては学校における働き方改革推進方針が示されております。その取り組みの成果として、内子町においても超過勤務時間は減少傾向にございます。しかしながら、近年の教育現場における教育内容の変化は、時代とともに目まぐるしく変化しておりますので、それに対応しようと取り組んでいる学校現場の教職員の負担は増えてきておまして、負担に偏りが生じたり、負担になっている教員がいるのが現実でございます。勤務時間の上限等に関する条例・規則等の反映ですけども、内子町においては、内子町立学校管理規則において定めております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 校務支援システムで日々把握されてるということなんですけれども、ちょっとこれ古いデータになるんですが、2016年の文科省の「勤務実態調査」によると、1週間の学内総勤務時間を調べた結果、一応60時間以上というのが、いわゆる過労死ラインと言われてまして、この過労死ラインを超えて働く教員が小学校で33.4%、中学校で57.7%、これは全国の数字なんですけれども、という驚きの結果が出た訳ですが、この校務支援システムで日々把握されてる内子町の教職員の皆さん、この60時間以上、過労死ラインを超えてるような方々はいらっしゃらないという理解でよろしいですか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。今現在、45時間以内に収めましょうという通知がございます。その中でですね、45時間以上80時間、勤務している者、また80時間から100時間の者、また100時間を超えてる者、この4つの段階で集計をしております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） その集計の結果、45時間から80時間にも及ぶ教職員の方がいらっしゃるということですよ。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 失礼いたしました。それぞれの人数なんですけども、まず45時間以下の教員でございます。これ小学校、中学校を合わせた割合でございますけど、45時間以下が、これ今年度の4月から1月までの平均をとらせていただきましたが、そこで答えさせていただきますと、45時間以下が53.5%です。続いて、45時間以上80時間の教員が33.2%。続きまして、80時間から100時間の教員が7.7%。100時間超えの教員が5.5%おります。以上です。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。

続きまして、4つ目のICTを活用した校務効率化について。教職員間や学校保護者間における情報共有や連絡調整にかかる手段のデジタル化について、都道府県政令指定都市においては90%以上、市区町村において80%以上で実施され、特に緊急時等における学校からの一斉連絡、保護者向けのアンケートは多くの自治体ですでにデジタル化されておりますが、欠席・遅刻連絡、また学校からの日常のお便りについては実施が約半数にとどまっており、一層推進する必要があることから、これからも可能な限り、書面によらずデジタル化することを通じ、教職員や保護者の負担軽減を図ることとあります。この遅刻・欠席連絡、これは最も電話が主なんですけれども、朝の時間体に集中するので、なかなか繋がりにくかったりという話は保護者の中でもよくされています。学校からの日常のお便り、大変、校長先生や担任の先生が出してくれるお手紙はありがたいことなんですけれども、あれを作ることの負担も、大変さというのもまた聞き及んでおまして、これについて町内の学校でのデジタル化の見通しについてお伺いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 塩川議員のICTを活用した校務の効率化、デジタル化の見通しについてのご質問にお答えします。学校における校務の効率化につきましては、現在、

欠席・遅刻等の連絡は、先程、塩川議員言われてましたように、基本的に電話で行っております。また、学校からの日常的なお便りについては、印刷物を配布して連絡という状況になっております。デジタル化の見通しにつきましては、先程言いました欠席・遅刻の連絡、また学校からの日常的なお便りについて電子データを添付して、学校と保護者がやり取りしたり、お知らせを配布したりする機能を持ったシステムの運用開始に向けて、現在調整を行っているところでございます。本格的な運用開始につきましては、令和5年度中にシステム構築を見込んでおりますので、令和6年4月を目途にシステム稼働を予定しております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。令和6年度からシステム稼働ということに期待しております。先程の過労死超えの残業勤務実態は大変な驚きだったんですけども、教職員がやはり心身にゆとりのある生活をしなければ、子どもたちに接するにしてもですね、充実した教育活動ができない訳で、結果として授業の質が下がり、子どもたちが最も不利益を被ることになる。もちろん、教職員の方々の生活も大変なことになってしまいます。これかなりの、この45時間以上80時間で33.5%、80時間以上から100時間が7.7%、100時間が5.5%ってのは、想像以上に厳しい状況だなと思ったんですが、この改善に向けては、たちまち何かの取り組みは、教育長いかがでしょうか。一言お聞かせください。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 議員ご指摘の通り、今の状況がですね、決して子どもたちにとっても、学校の先生にとっても良い状況だとは、教育委員会としても考えておりません。町教育委員会としましても、そのようなことを少しでも改善するためにですね、例えばICTの活用、例えばパソコンを使った試験、テストをやったりですね、専門スタッフの配置、人的支援ですね、スクールソーシャルワーカーでありますとかスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、それから学校の生活支援員とか、いろんな部活動の指導員、こういったことを導入しておりますし、今現在やっております部活動改革、地域移行、こういったことを通して、やっぱり先生方の負担も減らしていきたい、それから教職員の意識改革、これも進めていきたいというふうに考えておまして、まず管理職には常に、そのことに言い聞かせております。また、コミュニティスクールも全校で導入しまして、地域の力を借りてですね、少しでも教職員の方の負担を軽減させていきたいと考えております。ただ、そうは言いながらもですね、根本的な問題として、議員もご承知の通り教職員の不足でありますとか、今、問題になっております教職員給与特措法、4%の教職員調整額、残業のし放題というのが社会問題にもなってますけど、こういった国の方でも解決していただかなきゃいけない問題も山積しておりますので、町としてはやれる限りのことをやっていきたいというふうには考えております。以上です。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。本当に国の対策がまず一番に考えられるべきことで、これは例えば議会としましても、町村会、県議会という、いろんな、あらゆるチャンネルを使って働きかけをしていく必要があると考えております。ありがとうございます。

最後に、この3月議会で私の任期の4年の折り返しとなります。それで、これまで2年間の一般質問において前向きな答弁をいただいたと感じる件につき、ここでこの進捗について改めてお尋ねしたいと思えます。羅列になってしまいますけれども、以下について現在の進捗状況をお伺いします。1番、保育園の入園基準の見直し。これは令和3年6月議会でお伺いした兄弟で別々の園に通うことについての保護者負担について。その時は、入所の公平性を保つためにも、致し方ない部分があるということだったんですけれども、この入所の公平性というのはあくまで行政の視点であり、利用する保護者側から見て、兄弟が同じ保育所になったからだって不公平と感じて苦情事例になりうるのかということですね、ある家庭では兄弟が年齢や園の職員配置など諸事情から同じ保育所一緒に入所できたのに、ある家庭では別々になってしまったという方が不満の原因になるのではと考えてます。続いて2つ目は、保育士確保の具体的な取り組み。3つ目は、外国籍住民支援及び国際交流。4つ目は、町内の主要観光施設や町並み地域、内子商店街のバリアフリー化の現状及び改善計画。5つ目は、日本版持続可能な観光ガイドラインJSTSDの活用。6つ目は、同性パートナーシップ制度の導入についてです。以上をまとめて、よろしく願いいたします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 私の方から6つの件につきまして、一括でご答弁を申し上げたいと思えます。まず1つ目、保育園の入園基準の見直しにつきましてですが、入園基準につきましては現在も見直しを行ってございません。入園については、例年12月に来年度の入園希望を募っておりますが、保育スペースや保育士の人数等により入園できる児童数が定められており、必ずしも希望する保育園に入園できない場合がございます。このような場合も想定して、内子町特定教育保育施設等利用規則の選定基準に基づいて厳正に調整し、入園決定を行っているところでございます。議員が基準の見直しを提案されている兄弟が入園している保育園への入園希望する場合についてなんです、調整指数が加算される仕組みとはなっています。しかし、その他の調整項目指数において保育の必要性がより高いと判断される方がいる場合には、希望する保育園の入園がかなわない場合も出て参ります。本基準は公平性を保つために設けているものでもございますので、保護者の皆様へはご理解をいただけるよう丁寧に対応をして参りたいと思っております。2番目の保育士確保の具体的な取り組みですが、例年ですと大学や専門学校への訪問活動を行って参りましたが、今年度は新

型コロナ第7波等の影響で十分に行えませんでした。保育士不足は内子町にとりまして大きな危機ととらえており、町長公約である子育て環境の充実を図る上で非常に大きな課題です。新年度においては、県内の保育園等で保育士確保に成果を上げられている園などの取り組みを参考とするために、社会福祉協議会とも連携をとりながら、他市町村の取り組み事例も参考に、働き方改革、処遇改善なども検討する土俵に上げ、保育士の確保と子どもの受け入れ体制を整えるべく努力をして参りたいと考えております。3つ目の、外国籍の住民支援及び国際交流でございます。外国籍の住民支援として、昨年9月29日に愛媛県国際交流協会が行う外国人生活相談窓口を内子自治センターに設け、午後からは技能実習生を雇用している町内の企業2社を訪問し、技能実習生の声を聞くことができました。また11月には、五十崎管内の技能実習生に文化祭への参加を呼びかけ、会場にて母国料理の提供をしていただき、会場参加者との交流を図ることができました。このように、国際交流協会だけでなく、自治センターや地域が事業やイベントにも広く参加を呼びかけ、交流を進めていきたいと考えております。4つ目の、町内の主要観光施設や町並み地域、内子商店街のバリアフリー化の現状及び改善計画でございます。施設のバリアフリー化につきましては、今年度、内子町歴史民俗資料館のトイレを和式から洋式に変更するとともに、ベビーシートや手すりを備えた多目的トイレに改修をいたしました。これにより、利用者の利便性は向上したと考えています。令和5年度は、伝建地区内にある町家資料館にスロープを設置する計画で必要な経費を当初予算に計上しております。さらに、木蠟資料館上芳我亭にも車椅子が庭園内を通行できるよう、改善策を検討しているところです。内子商店街のバリアフリー化につきましては特に進捗している報告は受けておりませんが、今後も内子町商工会や内子まちづくり商店街協同組合と協力して、必要に応じた対応を行っていききたいと考えています。5つ目の日本版持続可能な観光ガイドラインの活用についてでございます。日本版持続可能な観光ガイドラインJSTSE-Dは、観光地が抱える様々な課題に対し、地方自治体や観光地域づくり法人、DMOなどが、観光客と地域住民の両方が満足できる持続可能な観光を実現するために作成されたガイドラインでございます。47の項目で構成されています。現在、内子町観光協会及び町内関係団体と連携して、町の観光振興ビジョンの策定作業を進める中で、指標導入に向けた体制づくりを行っています。令和5年度は前段として、観光客の意見を収集し分析することを計画し、その経費を当初予算に計上しております。今後も持続可能な観光の実現に取り組んで参りたいと思います。6つ目の、同性パートナーシップ制度の導入でございます。議員もご承知の通り、現在、性の多様性を認め合う観点から各自治体での制度導入が進んでおり、愛媛県でも大洲市、今治市が令和5年4月から導入される予定と認識しています。本町では、性の多様性に伴う性的マイノリティの人権について第5期人権尊重のまちづくり人権教育啓発推進計画、こちらは令和4年度から6年度の計画でございますが、こちらの重要課題として掲げ、LGBTQの方々に対する差別の防止・解消や、適切な支援等に関する各種人権啓発及び人権教育を積極的に推進し、町民の理解・促進に取り組んでいます。今後、国のLGBT法案や県の動向に注視するとともに、先進自治体の取

り組み状況について、その後の調査・研究もしっかりしつつ、令和5年中に内子町人権尊重のまちづくり審議会の場におきまして、パートナーシップ制度の導入に向け、積極的に検討を進めたいと思っています。以上、令和3年6月議会から、令和4年12月議会までの塩川議員の一般質問に対するその後の対応状況等についてご説明をさせていただきました。対応できたもの、できてないもの、その最中にあるもの、いろいろございます。ですが、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。このような形で、過去の一般質問をまとめて一般質問にするというのは初めての試みだったんですけれども、ちょっとややこしいなという手応えを受けております。ありがとうございました。最後のパートナーシップ制度、今治市も手を挙げまして、この4月から大洲市も今治も導入されるということで、12月の答弁では広域での連携が大きな課題になるのではという認識を示されてましたけれども、内子町民も多く利用する大洲市内の病院、医療機関が、この大洲市が導入することによって対応するようになることが考えられますので、合わせて内子町も早急な導入について、検討していただきたいと思えます。県についてはですね、2月15日、県知事の定例会見では、当事者の間でも賛否が分かっているってということで、まずは地域住民に向けたセミナーなどで理解促進を図りたいということでしたけれども、私が考えるに、この当事者同士の賛否が分かれていることは、何ら制度導入を妨げるものではありませんし、当事者でない地域住民の理解促進を待つ必要もないと思うんですね。これはもう選択的夫婦別姓と一緒に、一律に強制するものではありませんので、パートナー制度を利用したくない人、またする必要のない人はしない、制度を必要とする人たちが利用するというだけのことなので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

ここ数日、大変、大変な残念な報道で内子町の名前をよく見かけることになって、ちょっと残念なんですけれども、再発防止の取り組み、今日の全協でも説明がありましたが、職員の監視を強化するような方向は望ましくないと個人的には考えております。これはやはりもうメンタルヘルスの問題で、依存症の問題であり、本人の意思や職場の管理強化というのはちょっとそぐわないのかなと考えています。なので、役場内だけではなく、町全体で啓発と予防に向けた取り組み、さらには、ある種の依存状態に至った人たちの社会復帰を、地域での受け入れを支援するような取り組みを進めることを期待しまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。午後2時50分から再開します。

午後 2時 40分 休憩

午後 2時 50分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。次に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 4番、向井一富です。3月議会にあたり質問通告書に基づき質問させていただきます。まず、昨年末の大雪の除雪事業と雪害について。最初に、昨年末の大雪に際して、何日も除雪ができない路線が散見されました。緊急を要する事案が起きる可能性があるのも、町に除雪をお願いしても順番待ちとの答えで何日も除雪に来てもらえなかったとの話も聞きました。新聞報道などでも、建設業者の減少により除雪作業の遅れ、停電等でも雪と倒木で現場に行けないなどが指摘されておりました。そのことにつき、歯がゆい思いをされていた住民の方は多かったと思います。個人的にも、何とかならんものかと天を恨みました。そこで、この度の大雪の除雪に関わった土木業者さんは何社あったのか。倒木処理や除雪に費やした日数、また費用は幾らかかったのかをお尋ねいたします。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えいたします。まず、除雪や倒木処理などの対応をしていただきました土木業者数でございますが、町道や町が管理する農林道、これを合わせまして、町内の14業者でございます。除雪に要した日数につきましては、この14業者を合わせまして延べ32日。単純に1社平均にしますと2.3日でございます。要した除雪費用でございますが、1,617万円でございます。次に、倒木処理でございますが、これに要した日数でございますが、延べ15日で、これも1社平均にしますと1.4日でございます。要した費用につきましては、611万6,000円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 役場の方に連絡入れても、なかなか順番待ちということで、緊急を要するというので、地元の農家さんらが手持ちの重機、ユンボとか、チェーンソーで通れるようにするような作業をされた方がおられるんですけれども、そこら辺の費用ってというのは、そこの中に入っておりますか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。ただ今申し上げました金額につきましては、町の方からご依頼をかけた業者への支払い金額ということで、自発的に地域でやっていただ

いたり、そういったボランティア辺りの方の費用については計上されておられません。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） そしたら、この項の2項目に入ります。一部の地域では、先程申しましたように重機の所有者、住民がボランティアで除雪、倒木処理に関わっていただいて、緊急的に道路を開放された地域もあります。その地域では、丸々ボランティア、ないしは区の方で燃料代の捻出など、様々な対応でございました。それもできなかった地域は、ただひたすら、何かあったらどうしようと不安の中で行政の支援を待つだけのところもありました。

そこで、言われている業者の足らざる部分を各自治会と、自治会館内のそれらの災害に必要な機材、例えばユンボ、チェーンソー等、除雪・倒木処理等の緊急避難的な作業ができる人と協定を結んで、緊急避難的に道路の通行可能を確保していく。そして、その費用を町から自治会を経由して、各個人に支払うような制度が必要でないかと考えます。そこで、そのようなシステムができないものかをお尋ねいたします。

この質問は、平成30年の大雪の時にも3月議会で質問させていただきました。その時は、自主防災組織が窓口でということ質問させていただきました。答弁で、自主防災組織はボランティア的要素があるということで、これの窓口になることはふさわしくないというような答弁であったと思います。この度はそういうことでございますので、自治会だと窓口になり得るのかなということ、再度質問させていただきます。その時にですね、3月の議会の時に、本日のような「住民による除雪に費用を出しては。」との問いに、「多くの町民の方々に除雪をしていただきました。このことについて、心からお礼を申し上げたいと思います。今回の大雪に際して、多くの方から町道の除雪の要請がありました。しかしながら、国道、県道を優先し、その後、町道等の除雪に対応することや除雪作業の業者等の不足等から、すべての要請に対し早急に対応することができませんでした。昨年と同様のようなことでございまして、30年には多くの地域では停電が続き、四国電力に電源車を用意してもらったの対応でございました。そのような中で、住民の皆様にご協力をいただき、町道等の除雪作業が進められ、大変ご苦勞をおかけいたしました。現在、除雪に対する補助制度はございませんが、今後、少子高齢化の進行や業者等の増加が見込めないなど、住民負担の増大が予想されることから、今後の積雪の動向などを十分勘案しながら、様々な角度から検討をして参りたいと思っております。」との答弁を当時の建設デザイン課長からいただいております。その答弁から5年経過しておりますが、まだ検討中ということでしょうか。含めて、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 私の方から答弁をさせていただきます。今回の年末の大雪23日

から積雪がありまして、クリスマスの24、25日と本当に大雪ですね、50cmぐらい、もっと降ったところもあるようですけれども、大変な状況になりました。そのためにですね、倒木によって、道路沿いに電線ずっと張ってますので、ありとあらゆるところでですね、電線が切れ停電をするという場所が、本当にいたるところで発生をいたしました。そういうようなことですね、除雪についてはですね、56号線の通行止めというようなこともあったりですね、業者さんもなかなか厳しかったんですが、まずはですね、復旧を優先しなければということですね、電話もたくさん、私も役場の方におりましたけれども、かかって参りました。でも対応が、残念ながらですね、出来なくて、かなりの時間を要したということになりました。本当に申し訳なかったんですけども、本当に大変な雪の量とですね、今みたいな電線が切られるという状況が起きたということで、少しご理解もいただけたらいいなと思っております。除雪、それから倒木処理などについては基本的にはですね、道路管理者の責務ということでございます。住民の皆様への道路利用に支障が生じないよう、土木業者様のお力をお借りして、迅速に対応しているところでございますが、ご指摘のように12月末の豪雪のような不測の事態が発生した場合には、一刻も早い復旧を図るため、一般住民の皆様のご協力や、町内にある重機の有効活用などは極めて重要であると考えております。実際、昨年12月の豪雪の際にはですね、議員さん言われましたように、住民の皆様が自発的に除雪や倒木処理なども行っていただいた地域もございます。早期復旧に向けてご協力をいただきましたこと、大変感謝をしているところでございます。町といたしましてもですね、このような災害における緊急時に、例えば除雪等でですね、道路を開放していただく、そういうことにご協力いただいた皆様にはですね、その対価、いろんな経費かかっていると申しますので、支払えるような制度が必要であると考えております。議員さんのご提案の方法ですね、そういうようなものも参考にさせていただきながら、制度の内容を十分検討をしております。要綱を作成してお支払いできるように進めていきたいというふうに思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。30年もそうですけれど、今回もそうです。とにかく住民の方が端々の道路ですね、しっかりと除雪していただいて、その方々には感謝しております。そういうところで、業者さんには同じ仕事をしてですね、業者さんにはお金が支払われるけど、住民はまだまだボランティアっていうのも、ちょっともう変な話じゃないかなと思うんです。しっかりと対応していただきたいと思っております。その件に関してですね、これ30年の時にも「検討します。」っていう答弁をいただいて、今回も「検討します。」みたいな言葉が出たんですけど、役所言葉で「検討します。」っていうのは「やりません。」っていう言葉に聞こえてしょうがないんですけども。町長もう一度。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 要綱を作ってますね、当然予算も一応確保しておかなければなりませんので、出来るだけですね、来年というか早い段階で、補正等ですね、要綱を作って対応したいなと思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） よろしくお願ひします。次、この項の3番目に入ります。農業施設、山林の倒木、水道等の被害状況も多かったと考えられますけれども、被害金額はどのくらい現時点で見積もっておられるのか。ハウス園芸から撤退しかねないような農家も見られております。その被害への支援策はどうなっているのかをお尋ねいたします。ウクライナ問題も長引く様相を呈してございまして、物価の高騰、食糧不足、建築資材不足などの問題も、ますます深刻になってくると考えられます。食糧・木材自給率を上げておくことも、日本の安全保障に繋がり、まずその意味でも、今しっかりと農林業を支援していくことは必須だと考えますが、いかがでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） はい。それでは、ただ今の向井議員のご質問にお答えをいたします。昨年末の雪害につきましては、町で取りまとめた被害件数ですが、農業施設37件、被害金額は7,926万9,000円となっております。施設の復旧に対する早急な支援のため、農林業施設整備事業として令和5年度の当初予算に計上をしているところでございます。次に、森林の被害についてですが、山林所有者3名の方から、森林組合に対し森林保険の申請が出ている状況でございます。被害面積は0.61haとなっております。詳細については、多くの方が自己所有の森林が被害に遭っているかどうかの情報もなく、把握できていないのが現状でございます。被害を受けた森林について、特に補助する支援策はございませんが、道路沿いなどについては、今後の災害を未然に防ぐためにも、森林整備の一環として里山林整備事業で支援することができますので、ご活用をしていただきたいと思います。また、水道施設の被害については発生しておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 農業施設については施設用の保険とかあると思うんですけども、それと町の支援でしっかりとご支援をいただいたらと考えております。林業の方は林業保険みたいなのはあるんでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） はい。林業保険につきましては、個人の林家の方が森林保

険に入っております。そこで対応することになります。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。引き続きしっかりと、農林振興課の方で見守っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、大きな2番目の中学生議会についてお尋ねいたします。先般、茨城県取手市議会の中学生議会の取り組みを研修して参りました。大変素晴らしい取り組みであると、感動して帰りました。取手市では、中学3年生が社会科公民の地方自治という授業と、総合的学習の時間などを当てて「我が町の暮らしをより良くするためには。」という様式を定めて、これを市の議事堂で審議、討論、議決するという、まさに議会そのままの取り組みをされておりました。本議会では、議案が可決すれば議案を市議会の議長に提出し、それを議長が市の執行部に提出、議会の方でも調査・研究をして学校に返すという流れで取り組まれておりました。中学生議会でも、この議事堂で議長選挙から始まり、議案提出、各会派による議案提出の説明、質疑、討論表決と、本議会さながらで、リアル議会であります。準備段階では、議員が各クラスの教室に出向き、意見の取りまとめ、議事進行についての説明等をする授業を実施し、教室内で生徒と先生、教室担当議員が投票でクラス代表の議案を選びます。そして選ばれたグループの子たちが、本議場にて議会をやります。この模擬議会が、対話の部分も生徒の自主性、生徒が考えて生徒が決める、これに重きを置いているので、教育現場からも大変好評みたいでした。中学生議会も、市議会の運営ルールと同じように、所信表明演説をして、それを聞いて投票で決める。議長が決まるまでは、一番誕生日が早い人が仮の議長で進行します。その後に、当選した議長にて議事進行を進める、なるべくリアルを追求しながら議会というのを知ってもらっている。この中学生議会では、タブレット、サイドブックの表決システムを用いて、本会議と教室とをオンラインで結び表決しており、誰が賛成、誰が反対かの顔をきちっと明確にしています。それぞれの議会に出席している生徒議員も1票、また教室の先生にまとめてもらい、代表者が表決に参加してクラスで1票、タブレットにて表決します。その議案が議会で可決された場合は、先程申した通り、その可決された議案を中学生議長から本議長に手渡され、その議案を今度は取手市議会と市の執行部においてお伝えするとともに、議員が調査研究し回答を生み出していくということです。小野植町長の就任挨拶の中にも、総合計画の中から重点的に取り組みを挙げられておられる子育て支援とふるさと教育というのが入っております。まさにこれこそが、ふるさと教育じゃないでしょうか。未来を担う子どもたちの成長が健全に進められることは非常に大切であるし、故郷に軸足を置いて活躍される子どもの育成支援も大切だと考えます。この中学生議会を通じて、将来内子町に残って議員になりたい、町長になりたい、内子町のためになりたいとの思いを増す子どもたちができるかもしれません。内子のことをもっと知りたい、大人の世界に興味を持っていただき、自分が暮らすための内子町がどうあってほしいと思いを馳せるのではないのでしょうか。自分の過去において、このような授業があればもっと人生は変

わったのかなと思ったりもします。教育の現場も、時代の流れの中、大変に難しい問題が山積していると思いますが、このような取り組みは技術的に実現可能なのか、教育長にお尋ねいたします。ここで生まれた発想・意見が、未来を見据えた未知の感性が、内子町の未来を左右するかもしれません。そういうことで、教育長、ご答弁をよろしくお願いします。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林教育長。

〔林純司教育長登壇〕

○教育長（林純司君） 向井議員の中学生議会についてのご質問にお答えいたします。中学生議会ですが、一般的には子ども議会と言われることも多いようですので、小学生の参加も含めた子ども議会としてご答弁をさせていただきます。子ども議会の開催につきましては、内子町の未来を担う児童生徒が議会制民主主義について、実際に議会において質問や提案を行い体験することで理解を深め、政治への関心を高め、さらには内子町の将来について主体的に考えることが出来るなど、教育的効果は十分にあるというふうに認識しております。このことは、将来有権者となる児童生徒の社会参画への態度や意欲を培うことに繋がる、議員さんも言われておりましたが大変意義のあるものであり、このような理由により、取手市議会のように、全国の地方議会において実施されているところもあるようでございます。しかし、子ども議会を実施する前提といたしまして、どの学年を対象とするのか、どのような内容形式にするのか、事前研修会などを行うかなど、決めなければならない事項、課題が多くございまして、議会、教育委員会、学校の3者のすり合わせが当然必要となって参ります。このようなことから、まず議会におかれましても、子ども議会を実施する意義や方法についてご協議、ご確認をいただき、その結果を踏まえて、教育委員会と今後の進め方の相談をさせていただけたらというふうに考えております。教育委員会といたしましても、児童生徒や学校側の負担も考慮しながら取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） ご答弁ありがとうございます。教育長の言われた通り、この件については議会の方が先頭に立って進めるべき事案と考えた訳ですけれども、学校側の方がですね、教育委員会の方でこういう提案をした時に、どういう立ち位置でやっていただくのかっていうことを聞いたかったということもございますので、前向きに答弁していただきまして、有難いと思っております。特に将来をですね、担う子どもたちが議会を知るっていうのは素晴らしい、内子町の全体を知るっていうことに繋がると思うんです。先般も、何回か質問で言わしていただいたんですけども、うちの地元の今の後継者がですね、中学校の自治センターで地域対抗の中・高生のソフトボール大会というのがございまして、その時は公民館でございましたけれども、公民館が主体で慰労会をさせていただきました。その時に、中・高生に1人一言、言ってくださいっていうことで、前に出て話してもらいました。1人

記憶に残ったのが、「僕は地元に戻って、将来は帰って消防団に入ることが夢です。」って言われました。もうまさに今、消防団に入られてですね、地域のリーダーになっております。ゆくゆくは地域を本当に引っ張って、内子町を引っ張っていくぐらいの人材になるんじゃないかなと。子どもたちに、こういうリアルな現場を見せるっていうことは大事だと思います。なかなか大人の社会に子どもを入れられないみたいな風潮もありますけど、どしどしですね、大人の世界に子どもを巻き込むような形でですね、未来の子どもたちの人格をですね、培ってほしいと思いますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、子どもの関連が続きますけれども、先程、同僚議員からもご質問ございましたけれども、こども家庭庁とこども基本法について。最近の子育て環境の変化は、目まぐるしく変化しておりまして、親も子育て対応に苦慮していることだろうと感じます。いじめ、SNSでの誹謗中傷、デジタル教育、少子化、そんな中、子どもが犠牲になる事件報道をよく目にします。ますますひどくなっているような気がします。先般も2022年、子どもの自殺者数が過去最高になるんじゃないかなということで、記事が出ておりました。また、子ども虐待の件数も高止まりして、止まりません。児童相談所に子育て相談にかかっている、我が子に手をかけてしまった事件、交際相手からの虐待で命を落とした子ども、それぞれにいろんな場面で、いろんなところへ相談したのだろうが、それが実を結ばなかったことを考えると、その関係機関の役割は何だったんだろうかと、がっかりしてしまいます。子育ては、難しく大変であります。核家族化が進めば進むほど大変さを増してくるし、行政の支援も増えてくるんだろうと考えます。時代の変化が早すぎて、ますます子育てが複雑になっているような気もします。そんな中、少子化に伴う人口減少は日本にとって大きな損失だと考えます。そこで、子育てしやすい国づくりを目的にこども家庭庁が今年4月から新しく設置される運びになっておりますが、その全体像を、現時点で分かる範囲で教えていただきたいと思うのと同時に、こども基本法も制定されるが、その内容を併せてご教示いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） 向井議員のご質問にお答えをいたします。こども家庭庁の全体像とこども基本法の内容についてでございます。まず、こども家庭庁の全体像でございますが、こども家庭庁はこども家庭庁長官をトップに、長官官房、こども生育局、こども支援局の1官房2局体制となります。長官官房では全体の取りまとめをする企画立案総合調整部門として、こども生育局では子どもの育ちをサポートする生育部局として、こども支援局では特に支援が必要な子どもをサポートする支援部局として、それぞれ設置をされます。次に、こども基本法の内容についてでございます。こども基本法は、令和4年6月22日に公布をされ、令和5年4月1日に施行される法律でございます。本法律は、子どもの権利が守られ、健やかに成長して幸せな生活を送ることができる社会であるために、基本的

な考え方や国の責務等を明確にして、子ども施策を総合的に推進することを目的とし、このほかに基本理念でございますとか、基本的施策などが定められてございます。日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとりまして、子どもの権利を包括的に定め、国の基本方針を示すものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 大体、全体像的には説明いただきまして納得するところではございますが、まだ動き出してないので、これからいろんなことが起こってくるんだろうと思うんですけど、2つのことがですね、今後の内子町の子育て支援にどのようなことで良くなっていくのか。良くなるためにこういうものができる訳で、施行される訳ですけど、内子町としては、このことでどういうことを期待されているのか。ちょっとお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） はい。私の方から答弁させていただきます。先程、塩川議員のご質問にも一部関連してお答えさせていただきましたが、今回こども家庭庁が新設される背景には、やはりこれまでの縦割り行政の弊害っていうのが大きくあったのではないかというふうに考えますので、それぞれの部署でそれぞれが取り組んでいた、連携はしつつ取り組んでは来ておりましたけれども、さらに連携を深めながら、切れ目のない子育て支援を実現していくための国の大きな制度改革であろうというふうに考えていますし、当町におきましても、それに向けて動きに合わせた体制を整えながら対応して参りたいと考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富。

○4番（向井一富君） ありがとうございます。最後の答弁ということで、感謝申し上げます。なかなか未知のことでございますので、答弁はしにくかったと思うんですけど、未来を担うのは子どもでございますので、子どもをしっかりと育てていく体制を、万全の体制です、この制度改革とともにですね、内子町も万全の体制で進んでいっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問になります。郵便局と自治体との連携について、住民サービスについてご質問させていただきます。総務省は、現在人口減少や少子高齢化、デジタル化、自然災害への対応といった地域課題の解決に向けて、郵便局と自治体が連携して取り組む、独居老人の見守り、不法投棄・道路の破損箇所の発見通報、災害備蓄品の保管などの、国民生活の安心安全の拠点として、郵便局に期待される役割は高まっているということで、「郵便局活性化推進事業」実証実験を行っていましたが、この取り組みは非常に有効な施策だと考えます。本町でも、このような事業を積極的に取り組んでおると考えます。毎日、地域をくまなく走り回っている郵便さんは、地域のことを誰よりも把握していると思います。独居老人の状況、道

路等の危険箇所、空き家情報など、総務省が自治体に出したアンケートでも、郵便局と自治体で協力して取り組みたい分野としては、地域の安全・防犯見守り、証明書発行などの行政サービス、防災・災害対応、その他にも、商店がなくなった地域のコンビニ機能などが挙げられておりました。人口減少、過疎化・高齢化を目の当たりにして、町内の郵便局、農協、企業等が総合的に地域の活性化に取り組む必要があると思います。中でも、郵便局は地域全体を見守れる機能を有しています。その機能と実態がマッチして、総合的な住民支援の手が打てないかと考え、この質問に至りました。ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、向井議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。郵便局と地方公共団体が連携し、地域の課題解決に向けた取り組みが全国的に行われていることは、議員ご指摘の通りでございます。内子町におきましても、すでにこれまで内子郵便局を代表局といたしまして、内子町見守りネットワークに関する協定及び災害発生時における内子町と内子町内等郵便局の協力に関する協定などを結びまして、町民の見守り活動や道路等の破損状況等の情報提供、災害発生時の相互協力の要請についてなど、取り組みを行ってきたところでございます。しかしながら、これらの協定は平成27年に結ばれたものでございます。相互の認識を新たにすることで、現状の課題などを踏まえて連携できる可能性のあるものを改めて検討するなど、包括的な見直しが必要と考えてございます。今後、郵便局と協議を重ね、協力体制を整えて参りたいと思いますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 今、僕の方から提案させていただいた大概のことが協定を結ばれているということですが、その中でですね、見守りとか道路の破損とか不法投棄とか、そこら辺の郵便さんが通報っていう言葉悪いかもしれませんが、通報されたような事案ってありますか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。先程申し上げましたけれども、この協定は平成27年に結んでおるようでございます。その当時はどうだったかっていうのが、ちょっと記録がなかったものですから分からないんですけども、私が総務課に参りましてからは、これらの協定に基づく通報等があった事例はございません。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 答弁の中でも、見直すというような言葉もいただきました。本当に

有効な手段だと思っんです。なかなか地域の住民も空き家が多くなってる。近所隣が遠くなってるので、見守りっていうことではちょっとおろそかになりがちなんかなと思います。そういう意味では、郵便さん、まあ郵便物がなかったら行けませんけれども、大概のところは知られとるんで、そのことをです、有効に、地域全体が一丸となってます、内子町の地域づくりを盛り上げていくっていうような形をとれば最高かなと思いますので、そういった意味では郵便局にしっかりとご協力いただいて、また新たな内子町をつくっていったらなと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして僕の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。来週6日は午前10時から本会議を開きます。日程は、一般質問と全議案に対する審議であります。本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願ひます。礼。

午後 4時00分 閉会

令和5年3月第130回内子町議会定例会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和5年3月第130回内子町議会定例会会議録（第2日）

- 招集年月日 令和5年 3月 3日（金）
 ○開会年月日 令和5年 3月 6日（月）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

- | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|------|
| 1番 | 城戸 | 司君 | 2番 | 塩川 | まゆみ君 |
| 3番 | 関根 | 律之君 | 4番 | 向井 | 一富君 |
| 5番 | 久保 | 美博君 | 6番 | 森永 | 和夫君 |
| 7番 | 菊地 | 幸雄君 | 8番 | 泉 | 浩壽君 |
| 9番 | 大木 | 雄君 | 10番 | 山本 | 徹君 |
| 12番 | 下野 | 安彦君 | 13番 | 林 | 博君 |
| 14番 | 山崎 | 正史君 | 15番 | 寺岡 | 保君 |

○欠席議員（1名）

- 11番 才野俊夫君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- | | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 町長 | 小野植正久君 | 副町長 | 山岡敦君 |
| 総務課長 | 黒澤賢治君 | 住民課長 | 西川安行君 |
| 税務課長 | 大竹浩一君 | 保健福祉課長 | 久保宮賢次君 |
| 保健福祉課付課長 | 上石由起恵君 | こども支援課長 | 山本勝利君 |
| 会計管理者 | 田中哲君 | 建設デザイン課長 | 谷岡祐二君 |
| 町並・地域振興課 | 畑野亮一君 | 農林振興課長 | 山中保正君 |
| 小田支所長 | 中嶋優治君 | 環境政策室長 | 高嶋由久子君 |
| 政策調整班長 | 上山淳一君 | 上下水道対策班長 | 上石富一君 |
| 危機管理班長 | 宮田哲郎君 | 商工観光班長 | 大田陽市君 |
| 教育長 | 林純司君 | 学校教育課長 | 亀岡秀俊君 |
| 自治・学習課長 | 大久保裕記君 | 代表監査委員 | 赤穂英一君 |
| 農業委員会会長 | 堀本健二君 | | |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 前野良二君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第3号）

令和5年3月6日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 発議第 2号 内子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 内子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 内子町個人情報保護審議会条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 内子町債権管理条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 内子町八日市駐車場条例の制定について
- 日程第11 議案第 8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第21 議案第18号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第19号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第20号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第21号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第25 議案第22号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第26 議案第23号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第27 議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第28 議案第25号 令和5年度内子町一般会計予算について
- 日程第29 議案第26号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第29号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第30号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
- 日程第34 議案第31号 令和5年度内子町水道事業会計予算について
- 日程第35 議案第32号 令和5年度内子町下水道事業会計予算について
- 日程第36 議案第33号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第37 議案第34号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第38 議案第35号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第39 議案第36号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第40 議案第37号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第41 議案第38号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第42 議案第39号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第43 議案第40号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第44 議案第41号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第45 議案第42号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第46 議案第43号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第47 議案第44号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第48 議案第45号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第49 議案第46号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第50 議案第47号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第51 議案第48号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第52 議案第49号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 本日の会議に付した事件
日程第1から日程第52

午前10時00分 開会

- 議長（菊地幸雄君） ただ今、出席議員14名であります。欠席届が才野俊夫議員から提出されております。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、1番、城戸司議員、2番、塩川まゆみ議員を指名します。

日程第2 議事日程通告

- 議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程第3号の通りであります。

日程第3 一般質問

- 議長（菊地幸雄君） 「日程第3」、3日に続き、一般質問を行います。本日の質問者は2人です。

最初に久保美博議員の発言を許します。

- 5番（久保美博君） 議長。
○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

[久保美博議員登壇]

○5番（久保美博君） 皆様、おはようございます。1日、1日と暖かくなっているのを、肌で感じるようになりました。今朝は鶯が綺麗な声で鳴いており、春を感じさせました。

それでは通告書に従い、2項目について質問をいたします。まず1つ目は、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてであります。2016年3月から、幼児の定期接種に使われている水痘ワクチンが50歳以上を対象に带状疱疹予防に使用できるようになりました。带状疱疹は、小児期に带状疱疹ウイルスにより水疱瘡にかかり、一旦治癒した後、潜伏した带状疱疹ウイルスが再活性化することで発症する高齢者に多い病気です。日本人成人の90%以上は原因となるウイルスが体内に潜っており、80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われています。50歳以降に多く発症し、ワクチンを接種することにより発症を抑え、後遺症を残さない唯一の方法となります。带状疱疹に関する啓発を進めるとともに、高額なワクチン接種費は全額自己負担であり、町民の経済的負担の軽減を図るよう助成制

度を創設すべきではないかと思いますが、考えはないかお伺いをいたします。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課課付課長（上石由起恵君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石保健福祉課課付課長。

〔上石由起恵保健福祉課課付課長登壇〕

○保健福祉課課付課長（上石由起恵君） 議員のご質問にお答えいたします。定期予防接種は、予防接種法に基づき、市町村長が実施すると定められております定期予防接種と、予防接種法に基づかない任意予防接種があります。ご質問の帯状疱疹ワクチンは任意予防接種の一つで50歳以上が接種の対象とされております。接種の費用は、生ワクチンは1回接種で8,000円程度、不活化ワクチンは2回接種が必要で、4万4,000円程度となります。これは決して少なくない経済的負担であるということにつきましては、理解しております。帯状疱疹ワクチンは、現在、厚生労働省のワクチン分科会におきまして、定期接種化を検討するワクチンの一つとされ、検討中でございます。今回ご質問の助成制度の創設につきましては、ワクチン分科会の検討過程でも一定の条件の方には禁忌であることも指摘されており、接種費用の助成を行政が行うことは接種を推奨しているという意味が伴われることから、ミスリードのないように慎重な検討が必要であり、国の動向を注視しているところで、現時点では助成制度の創設は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

○5番（久保美博君） はい。ただ今の答弁で、考えてはないというお話があったと思うんですが、これ高齢者になっての発症ということで、50歳以上が対象というような中で、今言われる接種の費用、余りにも高額なのかなと。結局、生ワクチンで8,000円程度、不活化ワクチンで、2回接種せないかんで4万円ぐらいいるんだと思うんですが、これはぜひですね、今、インフルエンザワクチンと、肺炎球菌のワクチン接種は助成しよると思うんです。これ結局、帯状疱疹のウイルス、ワクチン接種っていうのは同じようなワクチン使っ取るのかな。ちょっと素人で分からないんですが、今のインフルエンザのワクチン接種、肺炎球菌のワクチン接種いうことに助成しておることを考えれば、帯状疱疹も、ぜひですね、これは今、財政面と制度設計等をですね、十分考えていただいて、やはり土俵の上に上げていただいて、やっぱり町民の安全、安心いう立場から言えば、やはり助成をして町民のためになるというようなことで。これ町長、今、答弁はそういうことであつたんですが、私たちもそういう対象年齢になっておるんで、あまり聞かない病気が。これ町民から話があつたんです。実は帯状疱疹にかかって、えらい目にあつた。それで話を聞いてて、医者と相談して、じゃあどうすればいいんですかって言ったら、ワクチン接種がこれが一番良いと。経費はって言われると、余りにも高額だということで、これじゃやっぱり大きな壁になって、あまり積極的に接種をしようという気にはならんと言われたんで。これは先程申し上げたように、やはり町民の安全安心、安心して生活ができるということを考えれば、制度化をぜひ

考えていただきたいんですが、町長の考えはどうでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。今申し上げた通りであります。国の方ではですね、定期法定接種ですね、それを含めて今検討されているということでございまして、議員さん言われましたようにですね、非常に高額、2回接種になるとですね、非常に経費もかさむということで、そのあたりは重々承知はしているんですけども、国の方のですね、これやっぱ接種する時に、接種してはいけない人というのもございますのでね、その辺りも含めていろいろ検討されております。その検討結果を見てですね、町の方でもご支援できることがあるのか、ないのか、その辺りもですね、国の動向を見させていただきたいと考えております。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

○5番（久保美博君） はい。将来的にはやはり、その辺も考えていただくということで、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、次の2項目、デジタル化推進の取り組みについて、お尋ねをしたいと思います。国はデジタル技術の活用による地域活性化を目指す「デジタル田園都市国家構想」を創設し、昨年12月に決定した総合戦略で、デジタル実装に取り組む自治体を2027年度までに1,500に増やすという目標を掲げました。この目標に町として、デジタル化推進をどのような構想で進めていく考えかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、久保議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。「デジタル田園都市国家構想」は、令和3年に岸田文雄内閣総理大臣のもとで発表された成長戦略の柱の一つで、今年度に入り6月に基本構想、また12月には総合戦略が閣議決定されたところでございます。本構想の目的は、デジタル技術の活用により地域の個性を生かしながら地方の社会課題を解決するとともに、魅力向上を実現し、地方活性化を加速することとされております。内子町として、現在デジタル化に特化した構想や計画は策定してございませんけれども、総合計画をはじめ、本構想や自治体DX推進計画、また愛媛県デジタル総合戦略などに基づきデジタル化の推進を図っており、その実現に向けデジタルインフラの整備や、マイナンバーカードの普及促進といったデジタル基盤の整備、また、自治体情報システムの標準化・共通化、さらには誰1人取り残されないための取り組みなど、基礎的条件の整備を喫緊の課題と位置づけ、取り組んでいるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

○5番（久保美博君） 今の構想的には、答弁いただきましたように国と県と歩調を合わせ

て、デジタル化推進に遅れることのないように、町としてもしっかりと考えて進めていただきたらと思います。

それでは、次の2つ目のデジタル人材の育成には時間がかかりますが、人材の確保、育成をどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えいたします。久保議員ご指摘の通り、デジタルに限らず人材の育成、とりわけ専門的な知識や経験を要する人的資源の養成には相当の時間を要するものと考えてございます。一方では、デジタル化を担っていくための人材が不足しているのが現実であり、このことはどの市町にも共通する課題でございます。こうしたことから、当面の対策として愛媛県及び20市町の共同事業において、高度デジタル人材シェアリング事業を実施してございます。5分野5名の専門官を任命し、県下各市町職員のデジタル推進や導入に関する課題の相談・解決への助言等に取り組んでいただいております。実務上のデジタル人材の育成に寄与していただいております。また、令和3年度からの2年間、愛媛県との人事交流として、町職員を愛媛県デジタル戦略局デジタルシフト推進課へ1名派遣をしており、デジタル技術を活用した地域振興や官民共創、また先進事例等について知識と経験を積んでいるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

○5番（久保美博君） はい。専門の知識を持った人材は不足してるというような状況というのは官民同じかなと。結局、専門的な知識を持った人材は今も引く手あまたで、民間も欲しいだろうし、行政の方も欲しいと思います。ですから職員を養成するというようなことで、県への派遣ですかね、それでもって育成をして、後々その職務に携わってもらうということですから、これ今の現状、町としてデジタル化に向けた体制を整えるために職員として専門的なことで携わっておるのは、何人おられるんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。デジタル化の推進に関しまして、専門的な立場から携わっておりますのは、総務課危機管理班の中にデジタル推進係というのを設けまして、現在、係長1名を配置してございます。ですが、今の時代の要請、この体制でなかなか要請に応えていけないということで、今後そういったところの充実を図っていく必要があるというふうに考えてございます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

○5番（久保美博君） はい。将来的には取り組む体制を整えていくというようなことで、

これ組織の改革みたいになる場合があると思うんですが、結局、危機管理班に1名おられると、これ構想的な事業に対する人員が1名では、とてもじゃないけど足りない状況じゃないかと思うんです。これ、今の班の体制で2人、3人に増やすとか、あるいは推進室みたいな、組織改革して、やはり体制として最低2人、3人は専門家として構えておくというような体制を取らないと、乗り遅れてしまうんじゃないかと思います。これももう正直、町長、将来的にですね、今の組織のその辺の改革というか、デジタル化推進における専門的な部署を作ろうとする考えはあるかないか、お尋ねをしたいと思います。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） はい。私の方からお答えをさせていただきたいと思います。デジタル技術に精通した人材の育成というのは、今総務課長が答弁させてもらったように非常にハードルが高い部分もございます。私たちの考え方としては、デジタル技術に精通してる職員の育成という観点も大事とは考えていますが、デジタル技術を応用してどのような施策を生み出していけるのか、そこが私は大事な部分ではないかなと思います。こういう地域課題があるから、じゃあデジタル技術を使ってこのように解決していけるんじゃないかという、そういう政策立案、それができる職員の育成の方が私は大事なんじゃないかなと思います。それが見えてくると、じゃあこういうデジタル技術があるねというのは検討しまして、シェアリングしているような専門家にも当然関わっていただけるということだろうと思いますし、まずはその町内のそういう仕組みをしっかりと作っていける人材を、できれば今デジタル推進係、一応1名で担ってる部分を、複数の職員で担えるように体制を整えていきたいなと思ってますし、来年度の人事配置でそれができるようなら、そのように努めて参りたいというふうに考えています。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

○5番（久保美博君） はい。今の副町長言われるように、体制的にはそういった考え方ということで。これ今言われたように、ただデジタル化推進を、機械を入れただけでは役に立たんと思うんですね。それをいかに使うか、どういうふうに使えば今の効率化が図れるかというようなことも考えないといけないと思います。副町長言われるように、やっぱりそういった現場の声をまず確認しながら、どこをどうやれば、将来的に長い目で見れば時間的な余裕もできる、事務の効率化も図れるっていうようなことは、やっぱり現場で、どこをどう改善したらいいかっていうのを聞き取って、これから先のデジタル化に向けて取り組んでいただければいいのかなと思います。ぜひ、そういう体制でもって取り組んでいただきたいと思います。

それでは次の3つ目に移りたいと思います。行政の手続きを効率化する取り組みの第一歩として、「書かない窓口」に取り組む考えはないかどうか、お伺いをしたいと思います。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） はい。ただ今の久保議員のご質問にお答えします。現在の「書かない窓口」としては、先進地自治体の事例から申しますと、申請者の個人情報を窓口の担当職員などが聞き取りをしてタブレットなどに入力をし、また、マイナンバーカードや免許証等により本人確認後、それらをスキャンし、タブレット上に電子申請書を作成、それを本人に内容を確認していただき、間違いなければタブレットにサインしていただき、必要書類を発行する流れとなっております。これは申請者にとって、必要な手続きをタブレットに表示された内容で確認することができますし、あとは確認しましたということで、本人の署名をすることで申請が済むこととなります。窓口では、待ち時間の短縮、住民サービスの向上に繋がり、この議員言われる「書かない窓口」への取り組みは、本町にとってとても参考になる事例となります。今後はマイナンバーカードの普及に伴いまして、窓口の業務の変化も想定されるため、窓口の利用者数、医療サービスの変化なども注視しながら、今回ご提案いただいた「書かない窓口」を含めまして、行政サービス・窓口サービスのあり方について検討を重ね、利便性の向上や待ち時間の削減により、町民の皆様にとってよりよい窓口を検討し、取り組みたいと考えております。また、窓口関連の業務全体で、今後の窓口のあり方や、費用対効果、組織体制、運用方法などについても検討を行い、併せて先程申し上げました先進地事例を調査・研究して参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

○5番（久保美博君） はい。今の答弁で、他市町の取り組み等の状況を考えて進めていきたいということですので、ぜひ窓口での手続きがスムーズにいくように、せっかくデジタル化推進と言うことですから、内子町は早く取り組んだなというようなことで、前向きにぜひ進めていただいて、町民のためにサービス向上に努めていただけたらと思います。

それでは、次の4つ目に入りたいと思います。今、マイナンバーカードの話も出たんですが、もうこれ引っ越しに伴う転出・転入の手続きをマイナンバーカードと個人向けサイト「マイナポータル」を活用し、簡略化する取り組みが2月6日から全国で始まりました。窓口に出向く手間が2回から1回になり、すべての手続きが完了するということで謳われたんですが、これで1回で済むのかどうか、ちょっと疑問に思うんですが、その辺、完了するのかどうか、お伺いしたいと思います。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） はい。ただ今の久保議員さんのご質問にお答えします。現在マイナンバーカードをお持ちの方は、アプリにあります通り「マイナポータル」を活用し、転出

の届け出や転入届の来庁予定、転入期、住所、転入する人、来庁予定日等を申請ができます。なお、転出届に関しては原則来庁不要ですが、転入届の提出は「マイナポータル」からは行えませんので、来庁が必要です。また、転出に伴う関連手続きについては、「マイナポータル」にあるように、「引っ越し関連手続きの一覧を確認するか、自治体窓口にお問い合わせください。」となっており、全ての手続きがこの「マイナポータル」による転出届けで完了することにはなっていない。このため、住民課では「マイナポータル」による転出届が出た場合、関連手続きについて各課連絡・確認しながら業務を進めています。また、本人への関連手続きについての連絡方法については、メールや連絡先の携帯番号等を教えていただいておりますので、そちらの方で連絡をしていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

○5番（久保美博） 今回のマイナポータルを利用したという手続きということなんですが、3月の広報誌にも載っておりました、今の「マイナポータルで転出届ができます。」というようなことで広報に載ったと思うんですが、ただ最後に但し書きがあって、「新しい住所となる自治体の窓口では、転入届などの手続きが必要です。」と但し書きがあったと。ということは、「マイナポータル」を利用して転出しますよ、で届出をして、受ける方、どこ行くか、その自治体で「マイナポータル」を利用して、いついつ行きますとか、手続きに、というようなことをやりとりできるということであるんですが、結局諸々の、例えば国保の関係だとか、年金の関係だとか、子育てに関する児童手当だとか、そういった手続きなんか結局必要になるから、やはり2回は行かないといけないという状況ですよ。ちょっとそこ、確認させていただいたらと思います。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

○住民課長（西川安行君） 先程申しましたように、現段階では転出届でのみができまして、転出届に伴う諸手続きについては、やはり窓口もしくは郵便等の手続きが必要でございます。また、転入届につきましては、転入されますとマイナンバーカードの、当然住所のところの訂正とか、そのデータをやり替えることは欠かせませんので、「マイナポータル」で、誰が転入するのか、いつ転入するのか、いつ役場に行くのかというのは申請できるんですけど、転入届自体は正式にはできませんので、その手続きは約束通りというか、それをちゃんとしていただかないと、一番最初の転入の届出ができませんので、そういう形になってございます。また子育ての関係ですけど、将来的にはオンライン化できる形になってますので、例えば先程言われましたようにお子様をお持ちの方がですね、転入した場合に、転出する時の手続きについてはオンラインの方ですね、今はちょっとできないんですけど、将来的にはできる形になります。よろしくお願ひします。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

○5番（久保美博君） はい。今のいろんな諸手続きをするのに一番役に立つのはマイナンバーカードだと思うんですが、このマイナンバーカードの当町における今現在の普及率はどのような状況なってるんでしょうかね、お伺いしたいと思います。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

○住民課長（西川安行君） はい。現在の状況でございますが、内子町ですが、交付率、交付している部分ですけど、69.51、県下で9番目でございます。愛媛県全体としましては、68.52でございます。県の平均より少し上という形で、70%が見えたような状態でございます。はい。以上です。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

○5番（久保美博君） はい。マイナンバーカードの交付率が、今お聞きしたように7割弱というようなことで、県下平均は上回っておることなんですけど、これから先、マイナンバーカードの利用におけるいろんな諸手続きができるということで、やはり町民に交付の啓発活動、充実していただいて、100に近づけていただくということで取り組んでいただけたらと思います。今、デジタル化推進で、極力、誰1人取り残さないということで、人に優しいデジタル化社会というのを国も目標に挙げております。そういったことで、内子町における中でも、やはり誰1人取り残されないように、その辺の推進をよろしく願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 最後に、下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。最後の一般質問者になりましたので、せっかくモニターもありますし、マスクを外して一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。4日の土曜日には、五十崎の共生館において開催されました人権同和教育研究大会において、教育長様をはじめ各部署の担当の皆様にご理解をいただきまして、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための署名活動をさせていただきました。おかげさまで、176名の町民の方に署名をしていただきました。誠にありがとうございます。この場を借りて御礼を申し上げます。

この北朝鮮でございますが、今年になってからも何度もミサイルの発射を行っております。本日最初の質問は、この当町における国民保護計画の現状とあり方について、町長に質問したいと思います。ロシアのウクライナ侵攻は1年が経過しました。ウクライナ侵攻というより、私は今の現状を見ていますと、正しくはないかもしれませんが戦争と覚えてなりません。先週の3月2日、ジュネーブで開かれている軍縮会議に、ウクライナへの侵攻をめぐって対立を深めているロシアとアメリカの間において、両国ともに戦略核弾頭の配備数を1,550発以下にするなどと定めている「新戦略兵器削減条約」について、ロシアのプー

チン大統領が一方的な停止を表明しました。「現在の最も深刻な脅威は、アメリカや同盟国がウクライナや周辺での紛争を煽ろうとしていることだ。ウクライナを支援するアメリカが、ロシアの戦略施設の安全性を調査しようとしたため、条約をめぐる状況が悪化した。」と述べ、ウクライナを支援し、ロシアの核関連施設への査察を求めるアメリカに責任があると主張。また一方では、イギリスの大使は「自由のために戦っているウクライナの人々との連帯を示したい。彼らの戦いは私たちの戦いである。」と述べています。インドで開かれているG20主要20カ国の外相会合は2日に閉幕しましたが、ウクライナ情勢をめぐる欧米とロシアとの間で意見の隔たりは大きく、G20として課題が残る形となりました。中国の外相はロシアのラブロフ外相と会談し、ウクライナに軍事支援を続け、ロシアに制裁を科す欧米などをけん制したということです。世界の核兵器の9割を持つアメリカとロシアの対立が、核軍縮の停滞と軍拡競争に繋がる懸念が広がっています。また、「米韓合同軍事演習を中止せよ。」という目的でしょうか。北朝鮮によるミサイル発射も相次いでおります。2022年の1年間で弾道ミサイルなどの発射を繰り返し、その数は37回と過去最多に上りました。ミサイルが当町へ落下しないとは言いきれないと思います。謎の気球や、台湾をめぐる中国やアメリカとの軍事摩擦も懸念されております。

私は今回の一般質問、戦争の脅威を煽るものではありませんが、国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府やまた行政の最も重要な責務です。内子町では、国民保護法の規定に基づき、国の基本方針や平成17年度に作成された愛媛県国民保護計画を踏まえ、町内の関係機関の代表者で構成する内子町国民保護協議会で内容を審議し、平成19年3月に内子町国民保護計画を策定し、議会で計画策定を報告されています。日頃から備えておくべき事項、実施体制、武力攻撃事態及び緊急対処事態が発生した時の町民の避難、被災者の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などが定めてあるのですが、10年以上が経過し、世界情勢も大きく変わり、第三次世界大戦が起きるのではといった緊迫した時代になってきました。当町における国民保護計画の現状とあり方について、町長はどう対策を考えておられるか、質問をいたします。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。内子町では、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を踏まえ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の第35条第1項の規定に基づき、平成19年3月に内子町国民保護計画を決定いたしております。昨今の世界情勢を見ますと、議員ご指摘の通り、武力による攻撃や威嚇ともとれる行動などが頻発し、緊張した状況下にあり、その事態は刻々と変化しております。こうしたことから、現状に即した計画とするため、現在改定作業を行っているところでございます。仮に武力攻

撃事態等が発生しました場合には、本計画や地域防災計画に基づき、対策本部の設置や関係機関との連携、警報の伝達及び避難誘導を行うと同時に、救護や安否情報の収集や提供等を行うこととしております。また、有事の際にこうした対応が、効率的・効果的に行えるよう愛媛県では国民保護共同防災訓練を実施しており、当町職員も参加することで避難に関する知見やノウハウの蓄積を図っております。さらに、内閣官房の国民保護ポータルサイトでは、各市町の避難者情報、避難行動などについて掲載しており、これらの広報や周知も同時に行っていく予定としております。以上でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。町長の言われましたこと、私が質問したことだとは思いますが、当町においても、いざというときの連絡体制や避難体制というのは行っているが、有事に対して今後改正・改定していくということでございました。でも私これ、内子町にある国民保護法の中を見ておりますと、避難する場所やそういったものが書いてはあったり、連絡網があったりはするんですけども、一言これ、再質問なんですけどね。例えば、ロシアの侵略を受けるウクライナの多くの人々が避難していたのは、地下にあるシェルターですね。これ、キーウのシェルターは旧ソ連時代に作られたものであって、まさかその自分たちが作ったところで、同じ国から攻撃を受けて、そこに逃げ込むとは、当然、その当時は思っていなかったと思うんですけども、基本的には西側から攻められて、その時にシェルターへ逃げ込むという、そういう考えだと思うんですよ。これそういった逃げる場所について全然、表記が曖昧だと思うんですよ。これ本当、戦争になったらいけないということで、やたらと煽る訳ではないんですけど、私そういうことを考えますと、やはり昔の防空壕というか、そういうものがないと。ウクライナではそういうものがありましたから、地下に逃れて、電気もある程度、発電機流しながら、インターネットとかもできてますけども、今の日本、この内子でそういった場所はどこかという、もう昔は、うちの家にも芋壺もありましたから、そこでも入っとけば少しでも安心だと思うんですが、実際皆さんどう考えているのかなと思います。私が今考えるんだったら、いざという時にはもうトンネルの中とか、コンクリートでできたボックスカルバートとか、そういう所にやはり逃げ込むのが一番で、今のウクライナの状況といいますと、コンクリートの建物の頑丈な所に入りましようと言っても、あれだけの爆撃を受けると、コンクリートの建物も壊れてしまっています。これ冗談的に、馬鹿げたこと言うと言われるかもしれませんが、私、町内の空き家がたくさん出来てますけども、そういった空き家とかそういったところにですね、バス停ではないんですけど、やはりコルゲートとかコンクリートのちょっとした、九州でいえば阿蘇山の爆発した時にすぐに観光客が避難できるドームがありますけど、ああいうのも今後は国と対応を考えて、本当に逃げ場というものを考えなければならぬのではないかなと思うんですけども。町長、本当にそういった有事が起きたら、どこに町民を避難させますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。確かにですね、大変なそういう事になればですね、本当に大変なことだと思っております。ただ私たちはですね、限られてるんですよ、やれることというのがですね。何かこちらからということができなくて、受け身になってしまう。そういう状況でございます。やはりですね、仮にミサイルとか、そういう発射したよということと通知出されるとですね、まずは建物の中に避難してくださいと。それも先程言われましたけれども、できれば硬い建物に避難をしてくださいということで、例えばそういう中で、さっき言われましたトンネルとかですね、そういう硬い構造物、そういったのも一つの方法になってくると思います。そういう方法しかですね、現在のところですね、もう逃げると言いますかね、そういう事しかできないのかなというふうに思っております。それに代替となるようなですね、何か、先程言われましたけれども簡易的な逃げものですね、そういうものが必要ということですね、それについて建設なり、設置をしていくということについては、これはちょっと今すぐにはですね、難しいかなと思うんですけども。日本はですね、やっぱり核シェルターとかそういう逃げ場的な、そういう発想がですね、今までなかったんだと思うんです。海外ではそういう危険を回避するためにですね、そういうのを計画的に設置している部分もあるんですけども、日本ではそういう発想が今までなかったということで、現在ここまでできておりますので、いち自治体で、そういうことをどんどん進めていくのもなかなか難しい面もあるかなと考えております。以上でございます。

○12番（下野安彦議員） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。大変苦しい答弁をさせて、申し訳ないとは思いますが、やはりこれ、例えば先程言いましたぐらいの状況で、攻められる場所が刻々と変わって、やはりそこに、言うたら州ですかね、ここで言うと愛媛県とか、四国州とかいう形になったら、そのやはりトップは自分らで守る、そういった施設に対する、防御をどうするか、やはりそれぞれが対応していただければ、トップの者だけに、国の考え方だけに頼ることはできなくなる。まあそれは通信施設、出来なくなる可能性というのは、ありますので、やはりその時の判断というのは首長に委ねられると思いますので、それは十二分に今後、考えた町政をされるのも大事ではないかと私は思います。ただ、これも先程言いました、こんなことは起きないと確かに思ってる。それが逆に会話、話で戦争が起きないようにしようというのは、誰もが思うことでございます。ただ、今回のこういう一方的な侵攻される状況を見ると、また北朝鮮からの、ああいうアメリカに対するけん制として、日本が隣にいるからということで、今後、何が起きるか分からない。また中国はその隣にある。もうこれは、日本が世界の場所に、地形的にああいうところに立ってますから、中国や北朝鮮との摩擦の中で、どうしても日米の安保条約の中では、日本の国土の中にアメリカの基地を置くしかないという、これも沖縄の人にとっては特に迷惑なことではありますが、日本国民にとっては、どこかにはそういうものがないといけないというのが現実だと思います。そこで、町長。日

米間の安全保障とか防衛の体制について、事前にやはり抑止力というんですかね。こういうのが働いて、戦争は起きないようにしているんだということも、一つはあると思うんですけど、その抑止力について、町長はどうお考えでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。私、国会議員ではないので、その辺ちょっと難しいんですけども。やっぱり基本はですね、いろんな常に会話のチャンネルを持ってですね、そこでしっかりと、やっぱりお互いを理解するような、これが一番私は大切なことだと思います。ですけどですね、やっぱり理解を得ることができなかつたっていうのも、やっぱり、これはいろんな国内でもそうでしょうけれども、世界にはやっぱりあると思うんですね。その中で、やっぱり武力、使ってはいけない武力なんですけれども、そういったものがですね、一定の抑止力としてあるという、私はやっぱりそういうことなのかなという理解はしております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。大変苦しい質問して申し訳ございませんが、みんながやっぱり、これは財政のことを考えると、国の財政は結局地方に来て、地方の財政をどうするかという形になりますので、それだけの予算に対して国民がどう思ってるかは、地方の財政にも影響してくるので、私はこれ大事なことがあったと思っています。それと、先程から言いましたウクライナのこういった状況を見ておりますと、災害と同じような考えで避難をしましょうという考えなんですけども、やはりこういう有事の場合は、また別に考えておくことも大事かなと思っていますので、よろしく願いいたします。これ、隣の町のことを挙げてはいけませんかもしれないけれども、西日本豪雨の、例えばダムの緊急放流がありました。野村ダムや鹿野川ダムの。まさかこんな雨が降るとは予想もしてなく、緊急放流なんかないだろうという、もしかしたら、そういうところがみんなの中にあつたんじゃないかなと思うんですけども、やはりそれが起きて、大きな被害や人命が奪われましたので、やはりこういう有事の戦争なんか当然ないだろうと。北朝鮮からのミサイルが落ちてくることなんかは、まあ考えてるから、今の時代だからミスして落ちることはないだろうということを考えていたら、まさかの事態が起きた場合には対応できないと思いますので、常に町民の皆さんと一緒に、考えていただきたいと思います。

それでは続きまして、コロナ禍での運動不足による影響はどのように起きてるかという質問をさせていただきます。私の家は、五十崎小学校のグラウンドが一望できる場所にあります。今年の正月は、コロナの感染の影響もあつたのですが、グラウンドで凧揚げをする子どもも見かけませんでした。普段の正月は、帰省されたらおばあさんと凧揚げをしたり、ボール遊びをしたりと、一緒に遊ぶおじいちゃんやおばあちゃんの姿や子どもたちの歓声が聞こえていましたが、全くと言っていいほどありませんでした。また、正月の2日目に、私は内子町の駅伝大会に国際交流協会チームの有力選手として抜擢されていまして、

自主練習で一番距離の短い4区、大瀬の和田の柿選果場から大瀬自治センターまでの2.2kmを練習で走ってるんですが、出発した和田から到着した大瀬自治センターの道筋は、車は通りますが人影は全くなく、コロナ感染症の影響だとは思いますが、子どもの姿も見られません。当然ですが、大人の人も誰1人として見かけませんでした。町長の先日の招集挨拶の中にもありましたが、子どもの出生が50人以下と聞き、本当に私も驚いております。コロナの感染症の影響か、子どもの数自体が減ったのでしょうか。子どもたちの姿も見られない、声が聞こえない町になったとは、とても寂しいものでございます。

さて質問に入ります。コロナ感染症は、子どもたちを自由に外で遊ばせることができなくなりました。そこで、このような感染症による町民への影響について、2項目質問をします。コロナ禍での行動制限等により、運動不足から身体的及び精神的な健康を脅かす健康二次被害も心配されています。行動制限は家庭の幼児から始まり、保育園や幼稚園の園児や、小学校、中学校や高校の生徒への運動不足が懸念されています。コロナ禍前と現在での体力の差に対する調査をされたか。また、運動不足にならない対策は行われているか、質問します。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。下野議員の児童生徒・園児のコロナ禍前後における体力差の調査、また運動不足にならない対策についてのご質問にお答えいたします。まず、児童生徒や園児に対する体力調査ですが、学校や園では、コロナ禍前後の比較を目的とした独自の調査を行っておりません。しかしながら、児童生徒については、それぞれの学校で体力テストを実施しております。小学5年生と中学2年生については、全国体力テストとして実施しており、その結果から全国平均との比較や分析は可能です。今年度実施した全国体力テストにおいては、小5男子は全国平均との比較において下回りましたが、それ以外は、わずかに上回っております。また、愛媛県内での昨年度の比較においては、中2の男子を除いて低下しており、長引くコロナ禍の影響により運動時間を確保するのが難しかったことも、要因のひとつと考えられます。このことは内子町においても同様の傾向が観えます。

次に運動不足にならない対策ですが、愛媛県が策定している愛媛県子どもの体力・運動能力向上推進3カ年計画、また町内の各学校で体力アップ推進計画を策定しており、体力テストの平均値が全国平均を上回ることを目標に、コロナ禍でも身体接触を伴わない運動、またITスタジアムの活用など、工夫しながら取り組んでいるところでございます。また幼稚園においては鉄棒などの固定遊具、フラフープ、跳び箱等の用具、その他、野外での集団遊びなど、心身の発達にも効果的な運動・遊びを工夫して取り入れ、運動不足解消に努めております。今後ともコロナ禍に限らず、よりよい運動習慣を身に付け、楽しく運動に親しみ、生涯にわたる健康づくりを支えることができると考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ありがとうございます。内子町独自では、保育園や幼稚園とかの調査はされてないということでした。私もこれ質問出したら、朝のテレビを付けますと、スポーツ庁から調査をした結果、やはりコロナ前より低下してるというふうなニュースが流れておりまして、教育課長の答弁はこれで終わるなと思ってた訳なんですけども、一つ心配なのは、保護者もコロナで感染いけないから外で遊ぶなという人と、イベントには行くな、接するなという形で、そうされたと思うんですけども、自分の子どもたちの体力不足に対する親の心配というものは、そういった相談というのは特に教育委員会とかにはきてないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。特にそのようなことの問い合わせはございません。しかしながらですね、やはり全国的にも、やっぱりコロナ禍の中、体力不足が懸念されておりますので、学校現場としてはいろんな工夫を凝らしながら、運動をするような指導をしているところでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。これからだいぶ終息の兆しがあつて、第5分類に変わっていくという形で行動制限もなくなってくるとは思うんですけども、コロナの感染が出る前からもう言われてたのは、家庭でのゲームに対する時間ですね。それが問題になってたと思うんですが、今回なおさらそれがコロナ禍によって、家に閉じこもってゲームに熱中してしまうという、そういうことが起きているんじゃないかというふうに私思うんですけども、本国の子どもたちを、先程言われました課長が、野外での遊びとかにどんどんと出て、やはり体を動かすことによって自然に筋力をつくものですから、精神的にも外で遊ぶということは友達と遊ぶ、人間関係をつくれるという、大事なことだと思うんですけども、これ行政として今後の、今はどういった推進というか、学校とか保護者に、どんどん遊んでいいですよとか、何かそういう対応はされてるんでしょうか。それとも、まだ感染が完全に終息した訳じゃないから、そこはよく考えてというか、あまり推奨はしてないのでしょうか、遊ぶことを。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。もう今議員から言われたようにですね、特に行動制限などはしておりませんから、そういう制限はございません。ただやはり現実的に、やっぱりデジタル化の推進によってですね、やっぱりゲームの普及とかいうことで、子どもたちの外出の機会が減っているのは事実でございます。町としても、やはりそういうことを少しでも改善するためにですね、例えば公園をやはり整備をして、子どもたちが遊びやすい環境づくりに努めるということ、進めてはおるんですけども、やはりまだ精神的な面で、やっぱりコロナ

というものがあってですね、なかなか気軽に外で遊べない状況もございますので、また校長等を通してですね、そういったことも推進していくように、教育委員会としてもですね、また指示をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） ありがとうございます。質問の2問目の、コロナ禍は社会参加の制限をもたらしまして、成人も運動不足になっていると感じております。コロナ禍による健康寿命の検証されたかをちょっとお尋ねしたいんですけど、またこれも偶然ですけども、政府は3日前ですね、社会で孤独を抱える人や孤立する人を支援するための孤独孤立対策推進法案を閣議決定しました。首相を本部長とする対策推進本部の設置を明記し、対策の指針となる重点策計画の作成も法定化し、原因や背景が複雑で深刻化する孤独孤立問題に対し、自治体等と連携して地域協議会の設置を要請したということでございます。高齢者だけに限らないんですけども、孤立等の問題が起きていないかを質問したいと思っております。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） まず健康寿命の延伸につきましては、喫煙を控えるでありますとか、過度な飲酒を控える。また、バランスのよい食事、適度な運動や睡眠時間の確保など、様々な取り組みによって行われております。健康寿命につきましては、内子町で算出はしておりませんが、国保連合会の医療介護のデータを基にしたKDBシステムにおいて、八幡浜・大洲喜多圏域での平均自立期間というものが出されておまして、これをコロナ前の平成30年度と令和3年度を比較してみました、大きな変化は見られませんでした。また、特定健診の受診者に対しまして生活習慣に関するアンケートを実施しており、その中の運動に関する質問、具体的に言いますと、1つ、1日30分以上の汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している。2つ目、歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している。3つ目、同世代の同性と比較して歩く速度が速い。という質問について、これも平成30年度と令和3年度を比較してみましたけれども、これもその割合に大きな違いは見られませんでした。こうしたことから、今の段階で新型コロナウイルスによる運動不足が健康寿命に影響を与えているとは言えませんが、ヨガ教室でありますとか、ウォーキング教室、介護予防運動教室、また減塩やバランスのとれた食生活の推進などによって、引き続き健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、高齢者の孤立につきましては、コロナ禍による孤立等は起きてないというふうに考えておりますけれども、独居老人等の孤独死は数年に1度程度、起きております。こうしたことが起こらないように、民生委員や見守り推進による安否確認、配食サービスや介護用品支給事業による訪問確認、また社協の歳末お餅配布事業や、ひとり暮らし高齢者の集いが、今現在行われておりませんが、それに代わる銘菓とかお花などの配布、声かけ事

業などを行うことによって、できる限り孤立しないような取り組みを行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ありがとうございます。今の課長の答弁でしたが、コロナで家飲みによるアルコール摂取量も、時間とか量も増えて、アルコール依存症を心配はしてたんですけども、今回こういった事件も起きたことでありますし、またコロナ禍によって人との会話が減ったり、出歩かなかったりという事態が起きてるんですけども、やはりそうすると認知症も増えるということも、一般には言われてます。また鬱病になるリスクは、やっぱり運動しないことによって2倍に増えているというのが民間の調査であるようですが、そういった窓口での、先程言いましたアルコール依存症や認知症の人が増えたとか、鬱病の人が増えてるとか、そういった状態も全然、今回のコロナによっては、この内子町は影響はなかったということよろしいでしょうか。

○保健福祉課課付課長（上石由起恵君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石保健福祉課課付課長。

○保健福祉課課付課長（上石由起恵君） 鬱病の方が増えたっていうご質問なんですけど、特に統計は取っておりませんが、適宜、電話でのご相談というのは、やっぱり増えたのかなという傾向には感じております。認知症についてなんですけども、こちらの方は介護の方で詳しく統計を取ったりしておりますので、大きな変化はないというふうには伺っております。以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。最後、あと1点。このコロナ感染によって、マスクの使用が自主的に、本人の考えになると思うんですけども、昨日オーベルジュの温泉に行っておりますと質問されました。町が、町ということはないんですけども、ちょうどあそこは町の指定管理の施設ですけども、そういう施設がマスクを着用しない人はお断りと書いてある施設だったら、そこに本人の意思でマスクは構わないからという考えで自由に入っていいんだったら、マスクをせずに外して入っていいのか。いや、施設側が、ここはまだ安全のためにマスクはしてくださいっていうんだったら、マスクをせずに忘れて入ってきた人は入っては駄目ですと拒否できるのか。これは私、答弁できんかったんで、これはまたちょっと調べますということだったんですけど、そういう考えは、まだ国からとか当町とか、対応を考えておられますでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） はい。国が、今、厚生労働省が出している通知によりますと、今年の3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重してマスクの着用は個人の判断に

委ねるということで通知が出されております。また本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮を求めているということになっております。役場の施設の対応としまして、課長会等で協議をさしてもらったんですけども、施設等の来客については全て個人の判断に委ねるために、施設側としてマスク着用のお願いは行わないというようなことで統一をさせてもらっております。オーベルジュ等につきましては指定管理の一つでありまして、運営側の判断にはなると思いますが、基本的にはこの厚生労働省の通知に基づいて行動していただくものというふうには考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。そしたら、ちょっと質問と逸脱しますけども、例えば人権学習会とかいう、ああいうイベントの人数制限もなくなるという形でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 人数制限等も特に行いません。ただ、感染対策はしっかりしていただくということで、町の貸館業務でもそういったお願いはさせていただきます。密を避けるとか、換気の対策をしっかりするとか、消毒するとか、そういった基本的な感染対策はしっかりしていただきたいということでお願いをして参ります。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。そしたらマスクの着用は個人の自由であるが、感染対策は十二分にしなさいということですね。ちょっと悩みますけども、何かもう一度、十二分にそこらを検討されて方針を決めとかなないと、感染はしてはならないよと言われたら、消毒して帰りなさいよ、マスクも自由だけど、マスクもして欲しいけど、しなくてもいいよという考えですかね。それでよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） はい。マスク着用については個人の判断というふうになります。イベント等の運用につきましては、そういった感染対策をしっかりしていくということで、3つの密の回避でありますとか、手洗い等の手指衛生、換気などの基本的な対策は実施していただくということでお願いをしていくことになります。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 以上で一般質問を終わります。ここで暫時休憩します。午前11時

25分から再開します。

午前 11時 15分 休憩

午前 11時 25分 再開

日程第 4 発議第 2 号 内子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。「日程第 4 発議第 2 号 内子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。提出者であります総務文教常任委員長に趣旨説明を求めます。向井委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） それでは、「内子町議会の個人情報の保護に関する条例について」ご説明申し上げます。議案書 1 - 3 ページをお開きください。

「発議第 2 号内子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」内子町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のように定めることにつき、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに内子町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、提出する。

令和 5 年 3 月 3 日提出

提出者 内子町議会総務文教常任委員会 委員長 向井一富

提案理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）が公布されたことに伴い、内子町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものである。

制定する条例案は 4 ページからになります。まず第 1 章、総則です。第 1 章には、本条例の目的、本条例における語句の定義等について規定するものです。続いて 6 ページから 11 ページ、第 2 章には、本条例における個人情報等の取り扱いについて規定するものです。続いて 11 ページから 13 ページ、第 3 章には、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定してあります。続いて 13 ページから 23 ページ、第 4 章には、個人情報の開示に関することについて規定するものです。それから、23 ページ以降には、第 5 章の雑則と第 6 章の罰則について記してあります。以上、「内子町議会の個人情報の保護に関する条例について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻りください。

これより討論に入ります。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

これより「発議第2号 内子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の採決を行います。本案を原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

日程第 5 議案第2号 内子町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

日程第 6 議案第3号 内子町個人情報保護審議会条例の制定について

日程第 7 議案第4号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 議案第2号 内子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、「日程第6 議案第3号 内子町個人情報保護審議会条例の制定について」、「日程第7 議案第4号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」以上、3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第2号 内子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、「議案第3号 内子町個人情報保護審議会条例の制定について」、「議案第4号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備」、以上、3件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い関係条例を制定するもので、相互に関連がございますので、一括してご提案させていただきます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、「議案第2号 内子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、「議案第3号 内子町個人情報保護審議会条例の制定について」、「議案第4号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」以上、3議案を一括してご説明申し上げます。

議案書1、26ページをお開きください。議案第1号から第3号については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、2つの条例の制定、1つの条例の廃止、24の条例の一部改正の合計27の条例を3議案にまとめ、整備するものでございます。議案書の26ページから38ページにかけて、3つの条例の議案を掲載させていただいております。また、議案説明資料6の1ページから11ページには、条例整備の概要及び新旧対照表を掲載いたしてございます。説明につきましては、議案説明資料6の1、2ページにおいて行います。1ページをご覧ください。まず、1の本案3件の経緯、趣旨でございますけれども、令和3年5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。(1)のところに記載の通り、これまでは国の行政機関、独立行政法人、民間事業者、それぞれに別々の法律がございました。また、各自治体にはそれぞれ個別の条例を定めており、国、自治体に個人情報の取り扱いに関して統一したルールは存在してございませんでした。右側の色つきの図を掲載いたしておりますけれども、そのうち左半分の「改正前」がこれまでの状況でございます。この問題を解決するため、左側の(2)に記載しております通り個人情報保護法が改正され、国も民間企業も自治体も、同じ法律のもとで個人情報を扱うこととなりました。右側の図では、右半分の「改正後」の青い色で示している部分ということになります。この法律の施行期日のうち、自治体については令和5年4月1日とされていることから、今回、条例を定めることが法律上必要な事項及び条例で定めることが法律上許容されている事項等についてのみ、「内子町個人情報の保護に関する法律施行条例」として規定するものでございます。併せて、現在の「内子町個人情報保護条例」は廃止をし、そのうち個人情報保護審議会に関する規定は、「内子町個人情報保護審議会条例」として制定いたします。また、法改正により個人情報の保護に関する規定が個人情報保護法に一元化されることに伴い、影響する関係条例を整備するものでございます。

それでは、新たに制定いたします3つの条例をご説明いたします。初めに、右側の中段に記載の、「2. 内子町個人情報の保護に関する法律施行条例」でございます。まず、法律の委任により条例で定める必要がある事項といたしまして、第3条に「手数料等」として「個人情報の開示請求にかかる手数料は無料とし、ただし、写しの作成や送付に要する実費はご負担いただくこと」を規定してございます。これは現在の個人情報保護条例と同様の内容でございます。

次に、条例で定めることを許容されている事項として、第1条で「個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める。」と条例の趣旨を規定いたしております。その下の第2条では「定義」を定め、「用語については法律の例による」とするほか、「実施機関」について、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と定めております。

次に、2ページをお開きください。第4条、第5条では、開示請求があった場合の期限について定めており、決定期限を15日と定めます。法律では30日となっておりますけれど

も、現在の条例では15日と規定していることから、法令通りといたしますと決定期間が延びることとなり請求者にとって不利益な変更となることから、施行条例で15日と規定するものでございます。

次に、第6条では、「審議会への諮問」について規定をしております。実施機関は、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、この後にご説明いたします「内子町個人情報保護審議会条例」に規定します内子町個人情報保護審議会に諮問することができることとしております。また、附則において、現在の個人情報保護条例の廃止について規定しております。

次に、3.として、2つ目の条例「内子町個人情報保護審議会条例」についてご説明をいたします。第3条では、「所掌事務」として「個人情報の開示決定等における審査請求があった場合の調査審議」や、「実施機関から諮問があった場合の調査審議」、また、「特定個人情報ファイルの保有等について意見を述べること」、「個人情報保護制度について重要事項を調査・審議すること」といたしております。

次に、第4条では、審議会の「委員」として、5人以内で任期は2年であることや守秘義務について定めております。

次に、第5条では、審議会の調査権限を定め、「必要に応じて、審査請求人、実施機関の職員、関係者から意見・説明の聴取や調査をすることができる」といたしております。

最後に、右側の4.の「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定についてご説明申し上げます。これは個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の保護に関する根拠規定が「内子町個人情報保護条例」から「個人情報保護法」に変更となることに伴い、影響する関係条例を一括して改正するものです。改正の内容といたしましては、そちらに記載をしております(1)内子町移住体験施設条例(第1条)から第24条の内子町飲料水供給等施設条例までの24の条例の改正で、いずれも個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、内子町における個人情報の保護に関する規定が条例から法律へと変更となることから、条文中の「内子町個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改正するものでございます。これら3つの条例は、令和5年4月1日に施行いたします。以上で、「議案第2号 内子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、「議案第3号 内子町個人情報保護審議会条例の制定について」、「議案第4号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(菊地幸雄君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(菊地幸雄君) ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第2号」から「議案第4号」までの3議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第2号」から「議案第4号」までの3議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 8 議案第5号 内子町債権管理条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第8 議案第5号 内子町債権管理条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第5号 内子町債権管理条例の制定」につきましては、債権管理の事務処理方法について統一的な処理基準を定めることにより、債権管理の適正化と事務の効率化を図り、また効果的かつ効率的に未収金を縮減することで円滑な行財政運営に繋げるため、条例を制定するものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹税務課長。

〔大竹浩一税務課長登壇〕

○税務課長（大竹浩一君） はい。それでは「議案第5号 内子町債権管理条例の制定について」ご説明いたします。議案書1の39ページをお開きください。本案は町の債権管理の事務処理方法について統一的な処理基準を定めるため、内子町債権管理条例を制定するものです。

40ページをご覧ください。本条例の目的は、第1条において、「町の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準、その他必要な事項を定めることにより、町の債権の管理の適正化を図り、もって公平な町民負担の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的」としております。

第2条では、用語の「定義」として3つの債権の分類を掲げており、1つ目は、「町の債権」として「金銭の給付を目的とする本町の権利」をいい、2つ目は、「強制徴収公債権」として先程の「町の債権」のうち「地方税法等の規定に基づき滞納処分の例により処分することができる債権（町税、国保税、下水道使用料、介護保険料、保育料、後期高齢者医療保険料）をいい、3つ目は、「その他の債権」として「町債権のうち、強制徴収公債権以外（町営住宅使用料、水道使用料、奨学資金、住宅貸付）」いわゆる私債権を言います。

第3条では、「他の法令等との関係」で、町の債権の管理に関する事務処理について、法令または他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例によることを定めております。

第4条と第5条では、町の債権を適正に管理するための「町長の責務」と「台帳の整備」

を、第6条では、「債務者に関する情報の共有」いわゆる個人情報の共有について定めております。

41ページをお開きください。第7条では、「町の債権」について「督促」に関することを、第8条では、「督促手数料及び延滞金の徴収」について定めております。

第9条では、「強制徴収公債権」の滞納処分、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止について法令の定めるところにより行うことを定めております。

第10条では、「その他の債権」について、「強制執行等」いわゆる「差押さえや不動産の競売」として督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、担保の付されている私債権について、1号、担保の処分や競売等を行えること。2号、強制執行いわゆる裁判の申し立て。3号、訴訟手続きにより履行請求することについて定めております。

42ページをご覧ください。第11条と第12条では、「町の債権」についての「履行期限の繰り上げ」いわゆる「繰上徴収」と「債権の申し出等」いわゆる「交付要求等」について定めております。

第13条から第15条までは、「その他の債権」いわゆる「私債権」について、第13条では「徴収停止」、具体的には、1号、法人である債務者が事業を休止したりして事業上徴収ができなくなる場合や、2号、債務者が行方不明であり、差し押さえることができる財産が強制執行の費用を超えないとき。3号、債権金額が少額で、訴訟等の手続きをとることが経済的合理性に欠ける場合に、債権の取立てを停止する規定を定めております。

第14条では、「履行延期の特約等」いわゆる「徴収猶予」について定めており、規定適用するための債務者に対しての要件として、1号、無資力の状態にあるとき。2号、資産の状況により履行期限を延長することができること。3号、災害、盗難等の事故により債務履行が困難であるときなどとなっております。

43ページをお開きください。第15条では、「放棄」いわゆる「権利の放棄について」定めており、1号では、消滅時効に係る時効期限が満了した時。2号では、破産などその責任を免れたとき。3号では、債務者が死亡、相続人全員が相続放棄した場合、相続人が存在しない場合など。44ページをご覧ください。6号、生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、弁済する見込みがないとき。7号、債務者が失踪、所在不明など、徴収できる見込みがないときは「権利の放棄」をすることをできる規定を定めており、同条第2項において、「権利の放棄」をした場合には、議会に報告しなければならないことを定めております。

第16条では、この条例に定めるほか、必要な事項は規則で定めることとしております。

最後に、本条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、「議案第5号 内子町債権管理条例の制定について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(菊地幸雄君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第5号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第5号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

午前はここまでとし、休憩します。午後1時から再開します。

午前 11時 52分 休憩

午後 1時 00分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を再開します。

日程第 9 議案第6号 内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 議案第6号 内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第6号 内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定」につきましては、地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入等を促進し、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境を保全するため条例を制定するものでございます。その内容につきましては、環境政策室長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、「議案第6号 内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書1、45ページをお開きください。現在、地球温暖化対策として国における脱炭素化に向けた取り組みが推進されており、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー発電事業が全国で増加してきております。

内子町におきましても、本年度「脱炭素戦略」を策定し、再生可能エネルギーの導入促進に力を入れていく考えでございます。一方で、発電施設の設置に伴う大規模な森林伐採や土砂災害の危険性、景観の阻害、発電設備から生じる騒音など、生活環境への影響も懸念され

てきております。このような状況から、本町の豊かな自然環境、魅力ある景観及び町民の安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの適切な利用の促進を図るため、本条例を制定するものでございます。

それでは、46ページから50ページにかけて条例案を掲載させていただいております。ご覧ください。では条文に沿ってご説明いたします。第1条では、本条例の目的について。第2条では、基本理念として、本町の自然環境等は町民共通のかけがえのない財産であり、将来にわたって町民がその恵沢を享受し、持続可能な未来を構築することができるよう、保全及び活用が図らなければならないことを定めさせていただいております。第3条では、用語の定義について。第4条から第7条にかけては、各関係者のそれぞれの責務について定めております。お目通しいただければと存じます。47ページをご覧ください。第8条は本条例の適用を受ける事業として、建築物の屋根等に設置するものを除き、発電出力10kW以上の事業とする旨を定めております。第9条は、事業の実施について抑制の協力を事業者を求めることができる区域について定めております。また、事業者に対して、第10条で事業計画について、町と事前協議を行うこと。第11条で、地域住民等への周知を行うこと。第12条で、これらを踏まえて事業着手の60日前までに事業計画の届け出を行うよう定めております。さらに、第13条及び第14条で、事業実施に係る町の同意とその基準について定めております。第15条から17条は、工事着手や変更、廃止等の届出について定めております。49ページをご覧ください。第18条は、維持管理について。第19条は、災害及び事故発生時の対応について定めております。続く第20条から第22条にかけては、町による行政指導等について定めさせていただいております。またお目通しいただければと存じます。第23条は規則への委任についての定めてございます。

最後に附則といたしまして、第1項で本条例の施行期日を令和5年4月1日からとすること。第2項以降で、経過措置について定めております。

以上、「議案6号 内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 2点ちょっと質問させていただきます。この条例の第8条で謳われております「ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面または屋上に接するものを除く」ということは、これは太陽光パネルを対象としているものだと思うんですけど、町の条例の中に、補助事業の中に太陽光パネルと蓄電池の補助があろうと思うんですけど、それについては条例とは直接関係ないかもしれませんが、これも補助率を、または補助金を上げるような考えがあるのかというのがまず1点。もう1点は、第9条の「抑制区域は規則で定める」とあるんですけど、もう条例がこの案で出ますけど、これが通れば、

ある程度規則もおそらくできてると思うんですけど、抑制区域とはどのような場所を想定されておるのか。その2点をちょっとお伺いしたらと思います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） はい。ただ今の山崎議員のご質問にお答えさせていただきます。まず第1点目の補助率のアップなんですけれども、補助金につきましては、この後上程させていただきます当初予算におきまして、補助率をアップということではなく、随時、今まで件数を設けて対応させていただいたんですけれども、件数という枠組みを外した中で随時対応していくというところで、予算の方の上程をさせていただいてる予定でございます。続きまして、抑制区域の部分なんですけれども、こちらにつきましては土砂災害区域とか、あとですね、自然環境のある公園の部分、また景観的に保存されている部分、あと埋蔵物の関係とか、諸々そういったものについても定めさせていただいているところでございます。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 土砂災害地域っていうのはハザードマップかなんかで、内子町が、県が指定してあるのか町が指定してあるのか分かりませんが、黄色い線で引いてある部分と赤い線で引いてある部分、そしたらある程度、かなりの地域がそういう地域に入るんじゃないかなというような、全ては確認してないんですけど、あるんですけど、その辺はどのような線引きをされるのか。その辺は十分検討されているかどうか、それをちょっとお伺いしたらと思います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 今のご質問ですけれども、ハザードマップ等とかも参考にさせていただきますけれども、一応、事前協議をさせていただきますので、その中で实际的に危険な区域かどうかということも話をさせていただきながら、判断をさせていただきますと今のところ考えております。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） はい。ただ今の山崎議員の質問に関連するんですが、今の危険箇所というのが、指摘をされたような地域でなしに事前協議の上での判断ということですが、その判断は町が、担当課がされるということでしょうか。それともう1点、同じ区域の中で、抑制区域の中に「豊かな自然環境が保たれ地域における貴重な資源」という言葉があるんですが、これは地域にとって解釈が違うと思うんですが、ここらどう考えておられるか質問したいと思います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） はい。今のご質問ですけれども、土砂災害関係につきましては法令等もございますので、それらとも兼ね合い、整合性を図りながら、かつ地域のところも確認を取りながら今後判断をさせていただきたいというふうに考えております。判断なんですけれども、担当課っていうところで難しいところもあろうかと思っておりますので、各課、担当課とかに相談をいたしますし、場合によりましては13条の方で載せさせていただいております「同意」というのがあるんですけれども、そちらの方で環境保全審議会の方の意見を聞くということも定めておりますので、そういった諸々の関係者の方のご意見をいただきながら判断をさせていただきたいと考えております。先程の「豊かな自然や環境」というところもあります。さっきそれぞれ地域によって違うというご指摘もありましたが、その点につきましても、また関係各位とかに意見等を徴取しながら、その点は判断をしていきたいと考えております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第6号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第6号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 10 議案第7号 内子町八日市駐車場条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10 議案第7号 内子町八日市駐車場条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第7号 内子町八日市駐車場条例の制定」につきましては、八日市地区での駐車場整備に伴い、条例を制定するものでございます。その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい。それでは「議案第7号 内子町八日市駐車場条例の制定について」ご説明申し上げます。議案書1の51ページをお開きください。提案

理由といたしましては、内子町八日市地区での駐車場整備に伴い、内子町八日市駐車場条例を制定するものでございます。条例の内容につきましては、議案書1の52ページから53ページにその内容を記載しております。

まず、第2条の名称及び位置ですが、名称を内子町八日市駐車場としております。位置は内子町内子2864番地1ほか6筆でございます。第4条の使用料ですが、1区画月額4,000円としております。その詳細につきましては、議案説明資料によりご説明させていただきます。

議案説明資料の12ページをお開きください。右側に地図を掲載しておりますが、当該地は八日市護国伝統的建造物群保存地区の中央西側に位置し、一部が保存地区内に含まれます。周辺には、近年宿や飲食店が多数立地しており、駐車場の不足が課題となっております。左側に経過等について記しておりますが、この土地につきましては、町内在住の個人から寄付を受けたものでございます。以前より一部を月極駐車場として利用されていたことからそれを踏襲し、全体を駐車場として整備するものでございます。

令和4年度中に整備工事を行い、令和5年4月1日からの利用を見込んでいることから、今回設置条例を制定するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第7号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第7号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 11 議案第8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第11 議案第8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 「議案第8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、健康保険法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、住民課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） はい。それでは「議案第8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。議案書1の54ページをお開きください。この改正は、国の健康保険法施行令等の一部改正する政令（令和5年政令第23号）の施行に伴い、内子町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。なお、詳細については議案説明資料6で説明いたします。今送りました。議案説明資料6の13ページをお開きください。

今回、年々増え続ける出産費用に対し、経済的負担を軽減し少子化対策としての重要性に鑑み、令和5年4月より、新旧対照表にあります出産育児一時金の現行の40万8,000円から48万8,000円へ引き上げ、出産一時金等の支給総額を42万から50万円に引き上げるものです。また附則により、施行期日を令和5年4月1日からとし、経過措置は施行日前に出産した被保険者に係る内子町国民健康保険条例第5条の規定による出産一時金については、なお従前の例によるものといたします。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） はい。今回、内子町の国民保険条例の改正ということですが、国保運営は連合会が運営主体となっておると認識してはいるんですが、その中において町の条例を、この部分を改正するという、これは、そしたら市町ごとに条例の金額辺りは違うんでしょうか。なぜ全体でここの対応が、連合会で対応ができないんでしょうか。質問をさせていただきます。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

○住民課長（西川安行君） はい、すいません。この条例につきましては各市町においてですね、その市町における国民健康保険条例の中で、出産育児一時金の額を決めることになってございまして、国の方の政令に基づきまして、金額を各市町で、同じ金額で制定するような運びとなっております。以上です。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） はい。同じ金額で全ての市町が改正をするということであれば、先程質問した、なぜそういう統一したものが連合会で、運営主体の連合会で対応できないのかを質問したいと思います。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

○住民課長（西川安行君） この出産一時金につきましては国の方からですね、政令が決まった段階でですね、県の方に連絡ありまして、各市町においてですね、その一時金の改定をするようにということで指示も来ておりまして、内子としましては内子町の国民健康保険条例の中の一時金のことを決定するという事です。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第8号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第8号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 12 議案第9号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第12 議案第9号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第9号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、こども支援課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） それでは「議案第9号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の56ページをお開きください。本条例の提案理由でございますが、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」及び「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」の公布に伴いまして、本条例を一部改正するものでございます。改正条例案につきましては、議案書1の57ページから58ページにお示しをしております。説明資料でございますが、説明資料は議案説明

資料6の14ページに説明資料を、15ページから17ページに新旧対照表をお示しして
ございます。議案説明資料6の14ページにより説明をさせていただきます。

まず、(1)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」は11
の府省令が改正をされました児童福祉施設等の基準を改める内容となっております。こ
の改正に伴いまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に、安全計画の策定等
の義務化、それから自動車を運行する場合の所在の確認、3つ目に、インクルーシブ保育を
可能とするための設備・人員基準の緩和、4つ目に、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止
に必要な措置の明確化の4点の改正が行われております。町の条例におきましては、この省
令に倣って整備をなされております。町が定める基準条例について、同様の改正を行うこと
となるものでございます。

次に(2)「民法等の一部を改正する法律」の一部の規定によりまして、児童福祉法等の
中の懲戒権に関する規定について、民法改正と同様の改正が行われました。これを受け、8
本の児童福祉関係府省令が改正されましたが、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準」において、「児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止」に関する規定を削除する等
の改正が行われました。

町の条例においては、法律の改正によりまして、懲罰にかかる権限を行使することはでき
なくなっておりますので、町が定める基準条例についても該当する規定を改正せず、そのま
ま残しておくことはできないこととなりますので、法律の改正に伴う改正となっております。

以上、「議案第9号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決
定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） ちょっと勉強不足で分からないんですけど、家庭的保育事業等と
は、どのようなものになるんですか。それと、それに該当するような町の施設があるのかど
うか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

○こども支援課長（山本勝利君） はい。家庭的保育事業等についてでございますが、例え
ば院内保育、病院などの院内保育などがそういったものに該当いたします。内子町内におき
ましては、この家庭的保育の事業所というのはございません。現在ない状況でございます。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑ありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結しま
す。

お諮りします。「議案第9号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第9号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 13 議案第10号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第13 議案第10号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 「議案第10号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、こども支援課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） はい。それでは「議案第10号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。議案書1の59ページをお開きください。本条例の提案理由でございますが、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。改正条例案につきましては、議案書1の60ページから61ページ、それから説明資料は議案説明資料6の18ページに、19ページと20ページに新旧対照表をお示ししてございます。

それでは、議案説明資料6の18ページにより説明をさせていただきます。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」は11の府省令が改正され、児童福祉施設等の基準を改める内容となっております。この改正に伴いまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に、安全計画の策定等の義務化、自動車を運行する場合の所在の確認、業務継続計画の努力義務化、そして感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化の4点の改正が行われてございます。町の条例においては、この省令に倣って整備をされておりまして、町が定める基準条例について同様の改正を行うこととなるものです。

以上、「議案第10号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 1点お伺いします。放課後児童健全育成事業というのは、町内で行ってる放課後児童教室と捉えとったんでかまんでしょうか。他にも何かありますか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

○こども支援課長（山本勝利君） はい。放課後健全育成事業は、放課後児童クラブのこと、この事業になって参ります。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑ありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） はい。議案説明資料の中に、「この改正によって、実際の施設事業に対して基準改正の効果が及ぶこととなります」という文言があるんですが、何がどう変わるのか説明をいただきたいと思うんですが、具体的に、前の計画辺りを変わるということですが、分かっていることがあれば説明を願いたいと思います。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

○こども支援課長（山本勝利君） はい。少々お待ちください。すいません。放課後健全育成事業の基準におきましては、安全性の策定に係る規定が今まで存在しなかったところがございますが、安全計画の策定に係る規定を加える改正が今回行われるものとなっております。そういった改正の内容となっております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第10号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第10号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第11号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第14 議案第11号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題

とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第11号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の公布及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、こども支援課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） はい。それでは「議案第11号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。議案書1の62ページをお開きください。本条例の改正、提案理由でございますが、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の公布に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。改正条例案につきましては、議案書1の63から64ページ、それから説明資料は、議案説明資料6の21ページに説明資料、22ページから28ページに新旧対照表をお示ししてございます。それでは議案説明資料6の21ページによるご説明をさせていただきます。

まず（1）児童福祉関係府省令の改正についてでございますが、「民法等の一部を改正する法律」の一部の規定により、児童福祉法等の中の懲戒権に関する規定について、民法と民法改正と同様の改正が行われました。これを受け、8本の児童福祉関係府省令が改正されましたが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令において「懲戒に係る権限の濫用禁止」に関する規定を削除する改正が行われました。

町の条例においては、法律の改正によりまして、懲罰に係る権限を行使することはできなくなっておりますので、町が定める基準条例についても該当する規定を改正せず、そのまま残しておくことはできないこととなります。法律の改正に伴う改正となっております。

次に（2）「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」により48本の法律が改正されてございます。町条例に実質的な内容に影響を及ぼす改正はございませんが、改正された法律を引用する箇所について改正が必要となっているものでござい

す。内容は、学校教育法第25条に新しく項を設けたことによる適用条文の改正と、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことによる条ずれが生じたものでございます。

以上、「議案第11号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第11号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第11号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 15 議案第12号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10号 議案第12号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第12号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、こども支援課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） それでは「議案第12号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。議案書1の65ページをお開きください。本条例の改正、提案理由でございますが、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の公布に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。改正条例案については議案書1の66ページ、説明資料は議案説明資料6の29ページに、説明資料30ページに新旧対照表をお示ししてございます。

それでは、議案説明資料6の29ページによりご説明をさせていただきます。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により48本の法律が改正されており

ます。その中の「子ども・子育て支援法」の中で定められております「子ども・子育て会議」について定める第72条から第76条が削られることに伴い、条ずれが生じております。これに伴いまして、本条例の適用条文に改正が生じたものでございます。

以上、「議案第12号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第12号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第12号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 16 議案第 13号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第16 議案第13号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第13号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例」につきましては、飲料水供給等施設の上水道事業への統合に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは、「議案第13号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」ご説明させていただきます。資料1、議案書の67ページをお開きください。提案理由でございますが、飲料水供給事業の上水道事業への統合に伴い、内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、資料6、議案説明資料にて説明させていただきます。31ページの新旧対照表をお開きください。

上水道第7次拡張事業によりまして、石畳地区に整備された「横の地浄水場」から、落合飲料水供給施設の給水区域並びに霜戸共同給水施設の給水区域への給水が開始され、上水

道事業へ統合されましたことから、内子町飲料水供給等施設条例中、別表第1の5行目から6行目、落合飲料水供給施設の及び霜戸共同給水施設の項を削り、同じく別表第3の3行目から5行目、沖合飲料水供給施設（家庭用）項、同施設の（学校用）の項、同施設の（団体用）の項を削るものでございます。

以上、簡単ではございますが「議案第13号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第13号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第13号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。午後2時5分から再開します。

午後 1時 55分 休憩

午後 2時 5分 再開

日程第 17 議案第14号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。「日程第17 議案第14号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第14号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町部活動地域移行推進連絡協議会を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては学校教育課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、「議案第14号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。議案書1の69ページをお開きください。

提案理由でございますが、部活動の地域移行に関する取り組みを検討・協議するにあたり、学校、保護者、スポーツ・文化団体など、関係者の意見を幅広く取り入れていくことを目的に、「内子町部活動地域移行推進連絡協議会」を設置するため本条例の一部改正を行うものでございます。70ページに改正条例案を掲載いたしております。また、議案説明資料6の32ページには新旧対照表を掲載してございます。

説明は新旧対照表にて行います。議案説明資料6の32ページをお開きください。別表中、教育委員会の部の最後に「内子町部活動地域移行推進連絡協議会」の項を追加いたします。

「内子町部活動地域移行推進連絡協議会」の担任意務は、「内子町における運動部活動及び文化部活動の地域移行に関する取り組み等について検討協議すること」、定数を「20人」、任期を「1年」といたします。

以上、「議案第14号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） この部活動の地域移行なんですけど、当初25年度完全移行から、期日を決めてできるだけ早くというものを昨年末に政府が出したと思います。そして、地域移行ということで、皆さん完全移行と思っているんですけど、これ政府が掲げているのが休日の部活動の地域移行ということなんですけど、内子町は平日も含めての職員の働き方改革を含めた地域移行を目指すのか、それとも休日のみ地域移行を目指すのか、お答えをお願いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 今の城戸議員の質問にお答えいたします。内子町といたしましては、順次、協議会の中で準備をしていく訳ですが、基本的な考え方は、休日・平日セットでできるのが望ましいのではないかと考えております。以上です。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第14号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第14号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 18 議案第15号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第18 議案第15号 内子町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理
由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第15号 内子町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町部活動地域移行推進
連絡協議会を設置することに伴い条例の一部を改正するもので、その内容につきましては、
学校教育課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願いい
たします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。それでは「議案第15号 内子町特別職の職員で非
常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し
上げます。議案書1の71ページをお開きください。本案は、内子町附属機関設置条例の一
部を改正する条例を定めることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。先程、
内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例におきまして、附属機関として新たに「内子
町部活動地域移行推進連絡協議会」を追加する改正条例案をご説明させていただきました
ことから、これら附属機関の外部委員を非常勤特別職として位置づけ、その報酬及び旅費の
額を定めるものでございます。72ページに改正条例案を掲載いたしてございます。また、
議案説明資料6の33ページには新旧対照表を掲載してございます。では説明は、新旧対照
表にて行います。議案説明資料の33ページをお開きください。

別表中、内子町立大瀬自治センター整備検討委員会委員の次に、「内子町部活動地域移行
推進連絡協議会」の項を加えます。「内子町部活動地域移行推進連絡協議会委員」につい
ては、報酬の額を「日額6,000円」、旅費の額を「一般職相当額」とするものです。

以上、「議案第15号 内子町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上
ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、
これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第15号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第15号」は総務文教常任委

員会に付託することに決定しました。

日程第 19 議案第 16号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第19 議案第16号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第16号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定」につきましては、2月1日に開催いたしました「内子町公の施設指定管理者選定委員会」の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2、第6項の規程により議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、小田支所長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） それでは「議案第16号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定」につきましてご説明申し上げます。議案資料1の73ページをご覧ください。提案理由といたしまして、内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。内子町移住体験交流施設「二宮邸」につきましては、令和5年2月1日開催の「内子町公の施設指定管理者選定委員会」におきまして慎重に審議され、適当と認める旨の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。

指定の内容でございます。1. 指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地ですが、名称は、内子町移住体験交流施設「二宮邸」、所在地は内子町小田360番地です。2. 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地ですが、名称は「おだびより」で、所在地は内子町小田118番地です。当団体は地域住民5名で構成され、令和3年11月よりこれまでの間、地元、小田自治会と連携し、二宮邸を活用した試験的な体験利用を企画・運営し、交流人口の拡大に向けた各種イベントや、積極的な情報発信を行ってきたところでございます。指定の期間でございますが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。議案説明資料6の34ページに位置図を掲載しておりますので、ご覧ください。

以上、「議案第16号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、

これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第16号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第16号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 20 議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）について

日程第 21 議案第18号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 22 議案第19号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 23 議案第20号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第 24 議案第21号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 25 議案第22号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について

日程第 26 議案第23号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第 27 議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第20 議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）について」、「日程第21 議案第18号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「日程第22 議案第19号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第23 議案第20号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」、「日程第24 議案第21号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第25 議案第22号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第26 議案第23号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」、「日程第27 議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）について」以上、8件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）

について」、「議案第18号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「議案第19号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第20号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」、「議案第21号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」、「議案第22号 令和4年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」、「議案第23号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」、「議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）について」以上、8件につきまして一括してご説明申し上げます。

議案書2、補正予算関係をお願いいたします。まず水色の仕切り「議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明いたします。1ページをお願いします。「令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,630万円を減額し、歳入歳出予算の総額を108億149万7,000円と定めるものでございます。前年度の3月補正予算と比較して、5億8,340万3,000円、5.1%の減額となっております。9ページをお願いします。翌年度に繰り越して使用することができる経費を、第2表繰越明許費に定めております。11ページをお願いします。第3表として、債務負担行為の補正を定めております。13ページをお願いします。第4表として、地方債の補正を定めております。18ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の部の表中、右側に補正予算の財源を示しております。その内訳につきましては、国・県支出金1,789万2,000円の減額。地方債8,350万円の減額。その他特定財源1億1,478万1,000円の減額。一般財源4,987万3,000円の増額となっております。今回の補正は、事業費の決算見込み財源の確定等による既決予算の調整が主な内容となっております。

それでは主な補正について、ご説明させていただきます。まず歳入でございます。20ページをお願いします。上段でございます。2款4項1目森林環境譲与税でございます。令和4年度森林環境譲与税の額については1,685万円増額し、6,785万円の見込みとなります。同じページ、中段でございます。10款1項1目地方交付税でございます。令和4年度普通交付税について、国の補正予算により地方交付税総額が増額したことを受け再算定が行われ、令和4年12月9日に変更、決定されました。内子町においては9,780万4,000円増額し、地方交付税は48億5,640万7,000円となります。21ページをお願いします。下段でございます。13款1項7目教育使用料でございます。3節の歴史文化施設使用料において、313万7,000円の減額を行っております。新型コロナウイルス感染症等の影響により、資料館上芳我邸、歴史民俗資料館、内子座の入館者数が減ったことに伴い減額を行っているものです。23ページをお願いします。中段でございます。13款2項2目民生費国庫補助金でございます。9節臨時福祉給付国庫補助金として、982万9,000円を減額しております。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実績に伴い、減額を行っているものです。24ページをお願いします。上段でございます。

15款1項2目でございます。1節社会福祉総務費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定事業費負担金として、1,919万円を増額しております。同じページ、下段でございます。15款2項1目民生費県補助金でございますが、6節老人福祉費県補助金として、新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金として、2,672万円を減額しております。25ページをお願いします。中段でございます。15款2項4目農林水産業費県補助金でございます。5節農地費県補助金として、農業水利施設等保全高度化事業費補助金の追加内示があったことにより、1,686万円の増額補正を行っております。26ページをお願いします。下段から27ページ上段にかけてでございます。18款1項1目基金繰入金でございます。総額2億420万3,000円の減額を行っております。財政調整基金、公共施設整備基金、森林環境譲与税基金などにおいて、減額を行っております。28ページをお願いします。下段です。21款1項町債でございます。29ページにかけて、事業費の減、起債事業の調整に伴い、町債総額で8,350万円の減額を行っております。

続きまして、主な歳出です。30ページをお願いします。上段でございます。1款1項1目議会費の14節工事請負費でございます。議会議場音響映像配信設備整備工事として871万5,000円の減額を行っております。33ページをお願いします。中段でございます。2款1項20諸費の18節負担金補助及び交付金でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として1,000万円の減額を行っております。37ページをお願いします。上段でございます。3款1項7目老人福祉費の18節負担金補助及び交付金でございます。うち補助金について、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援等の実績に伴い、2,707万円の減額を行っております。次に、9目後期高齢者医療費の27節繰出金でございます。後期高齢者医療保険事業特別会計の繰出金として、648万7,000円の減額を行っております。38ページをお願いします。上段でございます。3款2項1目児童福祉総務費の19節扶助費でございます。子ども医療費、児童手当、子育て応援事業など、対象者数の減少により1,504万2,000円の減額を行っております。39ページをお願いします。下段でございます。3款2項4目児童福祉館費の14節工事請負費でございます。内子放課後児童クラブ第2教室整備工事、天神放課後児童クラブ整備工事の入札減少などにより、650万円の減額を行っております。41ページをお願いします。中段でございます。4款1項3目予防費の12節委託料でございます。各種予防接種等委託については、実績に伴い661万5,000円の減額を行っております。42ページをお願いします。上段でございます。4款1項4目環境衛生費の18節負担金補助及び交付金でございます。うち補助金につきましては、合併処理浄化槽設置補助、新エネルギー等関連設備導入補助の実績に伴い、474万4,000円の減額を行っております。43ページをお願いします。下段でございます。6款1項3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金でございます。うち交付金において、コロナ禍における農業資材高騰の影響を受けている販売農家に対して農業経営費に対する定額補助を行い、町内の農産物生産量を維持することで農業の活性化を図るものとして農業資材価格高騰対策事業給付金を計上しておりましたが、

実績に伴い1,470万円の減額を行っております。44ページをお願いします。中段でございます。6款1項11目農地費でございます。14節工事請負費として、中野・大久喜地区農業用水施設工事として追加内示があったことにより、2,810万円の増額を行っております。次に下段でございます。6款2項2目林業振興費でございます。45ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金のうち、補助金として自伐林家支援事業や町産材住宅補助などの実績の減により644万6,000円の減額を行っております。46ページをお願いします。下段でございます。7款1項3目観光施設費でございます。14節工事請負費として、小田深山渓谷遊歩道整備工事に400万円の増額、スキー場修繕工事の減額等を合わせて377万3,000円を計上しております。また、18節負担金補助及び交付金として759万円を計上しております。これは国土交通省・四国運輸局によるスキー場の保安監査において指摘を受け、緊急整備点検を行ったものです。指定管理者であるソルファオダ株式会社で支出した緊急的な点検整備の経費を補助金で計上しております。47ページでございます。中段でございます。8款2項2目道路橋梁維持修繕費として、年末の大雪における倒木処理及び除雪に係る経費などとして、2,322万9,000円を計上しております。同じく3目道路橋梁新設改良費の18節負担金補助及び交付金でございます。県道整備事業に係る追加配分により、市町村の負担金として378万3,000円の増額補正を行っております。49ページをお願いします。中段でございます。9款1項1目常備消防費の18節負担金補助及び交付金でございます。大洲地区広域消防事務組合負担金として286万円の減額を行っております。同じく下段から、次ページ上段にかけてでございます。3目消防施設費の17節備品購入費でございます。小型動力ポンプ及び積載車を立川2部及び参川2部に配備し、その入札減少により642万円の減額を行っております。55ページをお願いします。中段でございます。10款5項3目自治センター費の14節工事請負費でございます。五十崎自治センター空調改修工事、旧平野自治会館解体工事等の入札減少により437万6,000円の減額を行っております。59ページをお願いします。下段でございます。13款1項1目基金費でございます。基金への積立金として「エコロジータウン内子ふるさと応援基金」を550万円減額し、森林環境譲与税基金を1,685万円増額しております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、「議案第18号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」でございます。1ページをお願いします。「令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、保険基盤安定事業繰入金の確定などにより、歳入歳出それぞれ747万円を増額し、歳入歳出予算の総額を21億6,786万8,000円としております。

続きまして、紫色の仕切り、「議案第19号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。1ページをお願いします。「令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金の確定などにより、歳入歳出それぞれ1,513万4,

000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,977万1,000円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、「議案第20号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」でございます。1ページをお願いします。「令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきましては、居宅介護サービス給付金、施設介護サービス給付費の実績見込みなどにより、歳入歳出それぞれ416万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を28億2,840万3,000円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、「議案第21号 令和4年度町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。1ページをお願いします。「令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、職員人件費の減により、歳入歳出それぞれ24万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,374万2,000円としております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、「議案第22号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）」でございます。1ページをお願いします。小田分校寄宿舎事業につきましては、令和4年度の入寮者数の確定と実績に伴い寮生給食委託等は減少となり、歳入歳出それぞれ242万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,333万3,000円としております。

続きまして、浅葱色の仕切り、「議案第23号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）」でございます。1ページをお願いします。第2条収益的収入及び支出の補正でございます。収入については、水道使用料等の減による255万8,000円の減、支出については、修繕費、減価償却費の減などにより1,888万6,000円の減額を見込んでいます。2ページをお願いします。第3条資本的収入及び支出の補正でございます。収入については、乙成地区配水管布設工事に伴う工事負担金により240万3,000円の増、支出については有価証券を購入しなかったこと等により1億15万円の減を見込んでいます。

続きまして、同じく浅葱色の仕切り、「議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）」でございます。1ページをお願いします。第2条収益的収入及び支出の補正でございます。収入については、営業収入において下水道料金収入等80万4,000円の見込み増、営業外収益において維持管理費の減などによる一般会計繰入金等37万1,000円の減により、156万7,000円の減額を見込んでいます。支出については、営業費用において終末処理場費等の支出見込み減等により、156万7,000円の減額を見込んでいます。

以上、簡単ではございますが、「議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）」から「議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）」までの8件につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第17号」から「議案第24号」までの補正予算8議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第17号」から「議案第24号」までの補正予算8議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 28	議案第25号	令和5年度内子町一般会計予算について
日程第 29	議案第26号	令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第 30	議案第27号	令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
日程第 31	議案第28号	令和5年度内子町介護保険事業特別会計予算について
日程第 32	議案第29号	令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
日程第 33	議案第30号	令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
日程第 34	議案第31号	令和5年度内子町水道事業会計予算について
日程第 35	議案第32号	令和5年度内子町下水道事業会計予算について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第28 議案第25号 令和5年度内子町一般会計予算について」、「日程第29 議案第26号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」、「日程第30 議案第27号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」、「日程第31 議案第28号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計予算について」、「日程第32 議案第29号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」、「日程第33 議案第30号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」、「日程第34 議案第31号 令和5年度内子町水道事業会計予算について」、「日程第35号 議案第32号 令和5年度内子町下水道事業会計予算について」以上、8議案を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第25号 令和5年度内子町一般会計予算について」、「議案第26号 令和5年度内子町国民健康保険事業会計予算について」、「議案第27号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」、「議案第28号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計予算について」、「議案第29号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」、「議案第30号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」「議案第31号 令和5年度内子町水道事業会計予算に

ついて」、「議案第32号 令和5年度内子町下水道事業会計予算について」以上、8件につきまして一括してご説明申し上げます。

議案書3をお願いいたします。「議案第25号 令和5年度内子町一般会計予算について」でございます。令和5年度は、内子町総合計画後期計画に掲げた重点施策「ミライ・プラン」の着実な進展を図るとともに、人口減少など社会の動向や行政ニーズの変化を的確に捉え、新たな政策課題に積極的に取り組むこと、またウィズコロナ・アフターコロナを見据えた中で、町民生活を守り、地域経済の回復を図り、新しい生活様式の定着にふさわしい施策を進めることといたします。持続可能な行財政運営に向け、財源はもとより国・県支出金等の依存財源を含めて、あらゆる財源を最大限に確保するとともに、重点施策の具体化にあたっては、国や県の施策のほか、総合計画をはじめとした町の計画との整合を基本とし、各課題に即した施策事業を十分検討する中で、町民の皆さん方と共同しながら内子らしいまちづくりに取り組んでいくための予算といたしました。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、令和5年度内子町一般会計当初予算案は、歳入歳出それぞれ99億1,000万円と定めております。予算規模は本年度当初予算と比較して5億9,700万円の増額、率にして6.4%の増でございます。第2条では、9ページの第2表債務負担行為として、第三期内子町総合計画策定事業など5件の債務負担行為を設定しております。第3条では、11ページから14ページの第3表地方債として合併特例事業債を初め、地方債を設定しております。16ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、歳出の部の表中右側、一般会計予算の財源を示しています。その内訳につきましては、国・県支出金11億9,669万8,000円、地方債6億3,260万円。その他特定財源12億1,957万1,000円、一般財源68億6,113万1,000円となっております。

それでは歳入につきまして、ご説明いたします。19ページ下段をお願いいたします。9款地方交付税でございますが、46億1,000万円を計上しております。うち普通交付税につきましては、本年度と比較して2億2,000万円の増額計上をしております。25ページをお願いいたします。上段でございます。13款2項5目土木費国庫補助金でございます。11節都市計画費国庫補助金として、5年度と6年度の2ヵ年かけて作成いたします立地適正化計画の補助金として、コンパクトシティ形成支援事業国庫補助金550万円を計上しております。27ページをお願いいたします。上段でございます。14款2項2目民生費県補助金6節老人福祉費県補助金として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を予防する観点から、新たに高齢者施設に入所される方の希望により、PCR検査・抗原検査を受けた場合に検査費用を助成する高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金として1,364万円を計上しております。29ページをお願いいたします。中段でございます。14款3項1目総務費県委託金でございます。4節選挙費県委託金におきまして、4月に執行されます愛媛県議会議員選挙費委託金として1,008万9,000円計上しております。31ページをお願いいたします。中段でございます。17款1項1目基金繰入金の総額として9億4,374万3,000円を計上しております。今

年度と比較して3億5,110万3,000円の増額計上となっております。34ページをお願いいたします。下段から、次のページ上段にかけてでございます。20款1項町債の総額として6億8,260万円を計上しております。柿原自治会館整備事業、新川児童公園整備事業等に充当するようにしております。

続きまして、主な歳出でございます。43ページをお願いいたします。中段でございます。2款1項7目財産管理費14節工事請負費でございます。役場本庁舎横にあります、五十崎プールの解体整地工事などとして1,565万8,000円を計上しております。45ページをお願いいたします。中段でございます。2款1項9目企画費12節委託料に、令和5年度から6年度にかけて行う第三期内子町総合計画策定業務委託に2,795万4,000円を計上しております。51ページをお願いいたします。中段でございます。2款4項6目愛媛県議会議員選挙費でございます。令和5年4月9日執行予定の愛媛県議会議員選挙に1,008万9,000円を計上しております。54ページをお願いいたします。中段でございます。3款1項1目社会福祉総務費の27節繰出金でございます。国民健康保険事業特別会計の繰出金として、国民健康保険基盤安定事業、出産育児一時金、職員人件費等を含めた1億9,577万3,000円を計上しております。57ページをお願いいたします。下段でございます。3款1項5目心身障がい者福祉費の19節扶助費でございます。障がい者総合支援法に規定される地域生活支援事業、自立支援給付金、重度心身障がい者医療費などの扶助費として4億9,216万9,000円を計上しております。58ページをお願いいたします。下段でございます。3款1項7目の老人福祉費の18節負担金補助及び交付金でございます。大洲・喜多特別養護老人ホーム事務組合負担金を含め、1億1,326万2,000円を計上しております。59ページをお願いいたします。上段でございます。3款1項8目介護保険費の27節繰出金でございます。介護保険事業特別会計及び介護保険サービス事業特別会計への繰出金として4億7,058万3,000円を計上しております。60ページをお願いいたします。中段でございます。3款2項1目児童福祉総務費でございます。19節扶助費として、0歳から18歳になって最初に迎える年度末までの子どもの医療費等について助成する子ども医療費をはじめ、児童手当、愛顔の子育て応援事業費などに2億2,205万1,000円を計上しております。同じページの下段でございます。3款2項2目保育園費に4億3,420万4,000円を計上しております。五十崎こども園の管理運営費、内子・くるみ・五城・大瀬保育園運営負担金等について計上しております。66ページをお願いいたします。下段でございます。4款1項1目保健衛生総務費18節負担金補助及び交付金に3,122万8,000円を計上しております。内訳は、病院群輪番制病院運営事業などの負担金として2,255万1,000円、不妊治療費助成事業などの補助金として267万7,000円、出産・子育て応援交付金として600万円でございます。70ページをお願いいたします。中段でございます。4款2項1目塵芥処理費でございます。クリーンセンター及びリサイクルセンターにおける施設運転管理委託など、総額3億9,982万4,000円を計上しております。71ページをお願いいたします。下段でございます。4款3項1目給水施設費でございます。水道事

業会計繰出金など、総額1億8,205万3,000円を計上しております。75ページをお願いします。上段でございます。6款1項3目農業振興費の18節負担金及び交付金でございます。農林業施設整備事業補助金として7,305万8,000円、農業の生産条件の不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として平成12年度から実施してきており、令和5年度においても61集落に交付する中山間直接支払交付金として6,739万5,000円を計上しております。同じページの下段でございます。6款1項5目農山漁村活性化対策費14節工事請負費でございます。あぐり亭改修工事、からり屋外ウッドデッキ改修工事として1,547万7,000円を計上しております。また、22節償還金、利子及び割引料として、令和元年度に実施した新深山荘実施設計に係る交付金の返還金として1,430万円を計上しております。76ページをお願いします。6款1項8目県営中山間地域総合整備事業費の18節負担金、補助及び交付金でございます。満穂地区の営農飲雑用水施設整備事業や門松・大登・230高地の農業用排水施設整備に対する負担金等として1,487万3,000円を計上しております。79ページをお願いします。上段でございます。6款2項2目林業振興費の18節負担金、補助及び交付金でございます。うち補助金として条件不利地や鳥獣害等を受けた被害森林のような通常の林業的な取り組みで対応できない森林の整備を強化するための森林環境保全整備事業補助、有害鳥獣捕獲奨励金などの8,247万1,000円を計上しております。同じページの下段でございます。3目林業施設費12節委託料でございます。木材集積場盛り土調査測量設計委託など2,485万円を計上しております。82ページをお願いします。下段でございます。7款1項1目商工総務費の18節負担金、補助及び交付金でございます。うち、補助金として商工会育成補助「はじめる・つなぐ商工活性化支援事業補助、感染症対策資金利子補給等補助金として3,516万8,000円を計上しております。83ページをお願いします。下段でございます。7款1項2目観光費の18節負担金、補助及び交付金でございます。観光協会育成補助を含み、4,576万4,000円を計上しております。87ページをお願いします。上段でございます。8款2項2目道路橋梁維持修繕費の14節工事請負費でございます。町道の舗装修繕などを含めた道路維持補修工事費に1億円を計上しております。また15節原材料費には、生コン等補修材等の原材料支給として1,550万円、18節負担金、補助及び交付金には、町道除草等に伴う補助金として900万円をそれぞれ計上しております。同じページの中段でございます。3目道路橋梁新設改良費でございます。14節工事請負費として町道三畝町峠の峰線の防災対策工事などに8,000万円、18節負担金、補助及び交付金として県道改良事業負担金1,351万円を計上しております。88ページをお願いいたします。上段でございます。8款3項1目河川及び防災費でございます。14節工事請負費に喜田村A・中町A・掛木、天神下地区の県単がけ崩れ防災対策事業として、5,100万円を計上しております。89ページをお願いします。中段でございます。8款4項1目都市計画総務費でございます。12節委託料として、人やものの動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて、その見通しや目標を明らかにし、

将来のまちづくりについて定める都市計画マスタープランや立地適正化計画等の策定業務委託を含み、2,365万9,000円を計上しております。91ページをお願いします。上段でございます。8款4項3目公園費でございます。昭和49年に整備した新川児童公園施設の老朽化が進んでいることから、14節工事請負費として新川児童公園施設改修工事7,480万円を計上しております。93ページをお願いします。中段でございます。9款1項1目常備消防費でございます。大洲地区広域消防事務組合負担金3億5,150万9,000円を計上しております。94ページをお願いします。下段でございます。9款1項3目消防施設費でございます。14節工事請負費に立川地区防火水槽撤去工事、田渡分団第2部詰め所新築工事として2,513万円を計上しております。また17節備品購入費には、小型動力ポンプ及び積載車購入費として1,101万3,000円。98ページをお願いします。下段でございます。1款1項3目教育諸費でございます。14節工事請負費に内子中学校武道場改修工事、五十崎小学校プール改修工事などとして6,979万5,000円を計上しています。次のページをお願いします。中段にあります27節繰出金として、内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計等に1,809万7,000円を計上しております。同じページの中段でございます。10款1項4目学校情報通信技術環境整備事業費でございます。オンライン遠隔教育環境の充実を図るために、大型提示装置の整備などとして、17節備品購入費に1,162万9,000円を計上しております。106ページをお願いします。下段でございます。10款5項1目社会教育総務費の18節負担金、補助及び交付金でございます。補助金として、宜野座村親善訪問交流事業、ローテンプルク市訪問団来町対応補助などを含み、1,675万8,000円を計上しております。108ページをお願いします。下段でございます。10款5項3目自治センター費の12節委託料でございます。柿原自治会館建設施工監理委託、立石自治会館新築工事設計業務委託などに2,407万5,000円を、また次のページをお開きください。上段の14節工事請負費には内子自治センター空調改修工事、五十崎自治センター空調改修工事、柿原自治会館新築整備工事など1億9,027万3,000円を計上しております。116ページ、上段でございます。10款6項4目学校給食費17節備品購入費でございます。システム洗浄機として4,970万2,000円、18節負担金、補助及び交付金のうち補助金として学校給食費補助388万4,000円を計上しております。

続きまして、議案書4をお手元にご用意ください。まず、オレンジ色の仕切り、「議案第26号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」でございます。1ページをお願いします。国民健康保険事業は愛媛県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担っています。サービスの効率化や経費削減を図っていきませんが、今後被保険者数は高齢化と人口減少に伴い減少すると見込まれ、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。よって令和5年度の当初予算につきましては、前年度比4,653万3,000円の減額予算編成となり、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億526万3,000円といたしております。

続きまして、紫色の仕切り、「議案第27号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」でございます。1ページをお願いします。後期高齢者医療保険事業は、75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう、県後期高齢者医療広域連合と連携して適正な運営に努めています。保険料については2年ごとに見直しが行われ、令和4年度に改定が行われました。1人当たりの給付費、被保険者数の増加などにより、保険料率も年々上昇しております。令和5年度の当初予算につきましては、前年度比1,196万9,000円、4.4%の減の減額予算の編成となっており、第1条において歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,293万6,000円といたしております。

続きまして、ピンク色の仕切り、「議案第28号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計予算」でございます。1ページをお願いします。令和5年度における介護保険事業は、令和2年度に第8期介護保険事業計画を策定して3年目になります。年々増加していく介護給付費を抑制するため介護給付の適正化を推進していくとともに、高齢者の自立支援や重度化防止を図り、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムも推進することにより、住み慣れた地域で生活できる体制を構築して参ります。令和5年度の当初予算につきましては、前年度比1億1,840万8,000円、4.4%の増額予算編成となっており、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,413万円といたしております。

続きまして、同じくピンク色の仕切り、「議案第29号 令和5年度内子町介護保険サービス特別会計事業」でございます。1ページをお願いします。介護保険サービス事業につきましては、要支援1、2の認定者に対して、介護予防プランの作成に関わる予算として、令和5年度の当初予算につきましては、第一条において歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,377万2,000円といたしております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、「議案第30号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算」でございます。1ページをお願いします。内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算につきましては、寄宿舎管理等の経費でございます。令和5年度は寄宿舎生が増加する見込みであることから、第5小田寮の新設やそれに伴う光熱水費、給食委託料などを増額しております。また帰省旅費補助等に係る支援により入学しやすい環境づくりを図っていきます。第1条において、歳入歳出予算の総額を4,173万5,000円といたしております。

続きまして、議案書5をお手元にご用意ください。まず、浅葱色の仕切り、「議案第31号 令和5年度内子町水道事業会計予算」でございます。1ページをお願いします。令和5年度の業務予定量につきましては、給水戸数6,716戸、年間給水量154万2,000m³、1日平均給水量4,213m³を見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして、排水管耐震化事業、小田地区基幹改良事業、鶴川地区未普及解消事業がございます。2ページをお願いします。まず第3条の収益的収入及び支出でございます。収入は、営業収益を2億7,599万5,000円、営業外収益を1億6,925万3,000円、事業収益の総額を4億4,527万円と見込んでおります。昨年度と比較しまして、1.4%の増額とな

っております。支出は、減価償却費も含めた営業費用が3億8,902万9,000円、企業債償還利息等の営業外費用が3,765万4,000円で、水道事業費用の総額は4億2,880万3,000円を計上しております。支出の総額は昨年度と比較しまして3.5%の増額となっております。続いて、第4条の資本的収入及び支出でございます。収入は事業実施に伴う企業債及び補助金等を含め、5億1,653万7,000円を計上しております。支出は、建設改良費として4億2,070万円、企業債償還金として1億6,225万2,000円を計上しています。資本的支出の総額は、5億8,295万2,000円を見込んでおり、対前年度13.1%の増となっております。

続きまして、同じく浅葱色の仕切り、「議案第32号 令和5年度内子町下水道事業会計予算」でございます。1ページをお願いします。令和5年度の業務予定量につきましては、接続戸数1,846戸、年間総排水量53万466m³、1日平均排水量1,449m³を見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして、公共污水枡設置工事、マンホールポンプ電気設備等取替工事、浄化センター等改築更新、耐震化事業がございます。2ページをお願いします。まず、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入は下水道事業などからなる営業収益が7,754万3,000円、企業債利息等支払金の補助金である他会計補助金、償却資産の減価償却費に係る財源の収益化として、長期前受金戻入益などを含む、営業外収益として2億141万6,000円、収益的収入の総額は2億7,896万9,000円を予定しております。支出は営業費用、営業外費用と合わせた2億7,896万9,000円を見込んでおります。続いて、第4条の資本的収入及び支出でございます。収入は、一般会計などの出資金を含め、2億553万2,000円、支出はマンホールポンプ設備更新工事、浄化センター等の改築更新及び耐震補強工事、地方公共団体金融機関等の償還金など、2億5,638万5,000円を見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、令和5年度各会計の当初予算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第25号」から「議案第32号」までの令和5年度予算8議案は、予算決算常任委員会に付託して、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第25号」から「議案第32号」までの令和5年度予算8議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。午後3時40分から再開します。

午後 3時 27分 休憩

午後 3時 40分 再開

- 日程第 36 議案第33号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 37 議案第34号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 38 議案第35号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 39 議案第36号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 40 議案第37号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 41 議案第38号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 42 議案第39号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 43 議案第40号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 44 議案第41号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 45 議案第42号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 46 議案第43号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 47 議案第44号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 48 議案第45号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 49 議案第46号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 50 議案第47号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 1 議案第 4 8 号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 2 議案第 4 9 号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。「日程第 3 6 議案第 3 3 号」から「日程第 5 2 議案第 4 9 号」までの内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、17 議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案書 1 の 7 4 ページをお開きください。「議案第 3 3 号」から 9 0 ページの「議案第 4 9 号」までの内子町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本案は令和 5 年 4 月 3 0 日をもって任期満了となります農業委員 1 7 名の後任の委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

それでは各候補者について、順次ご説明申し上げます。初めに「議案第 3 3 号」、力石忠氏でございます。力石忠氏は内子町宿間にお住まいです。令和 2 年 5 月 1 日から現在まで同委員としてご活躍でございます。次に「議案第 3 4 号」、井上登雄氏でございます。井上登雄氏は、内子町五十崎にお住まいです。認定農業者であり、令和 2 年 5 月 1 日から現在まで同委員としてご活躍でございます。次に「議案第 3 5 号」、森敬造氏でございます。森敬造氏は、内子町平岡にお住まいです。認定農業者であり、J A 愛媛たいきで勤務された後、専業農家として季節野菜を中心とした農業経営をされています。次に「議案第 3 6 号」、岡田悦子氏です。岡田悦子氏は、内子町平岡にお住まいです。令和 2 年 5 月 1 日から現在まで同委員としてご活躍でございます。次に「議案第 3 7 号」、福岡富恵氏でございます。福岡富恵氏は、内子町上田渡にお住まいです。専業農家であり、果樹栽培を中心とした農業経営をされております。「議案第 3 8 号」、稲田由美子氏でございます。稲田由美子氏は、内子町五百木にお住まいです。認定農業者であり、果樹栽培を中心とした農業経営をされております。また、からり直売所出荷者運営協議会の顧問としてもご活躍でございます。次に「議案第 3 9 号」、宮内和明氏でございます。宮内和明氏は、内子町立山にお住まいです。平成 2 3 年 5 月 1 日から現在まで同委員としてご活躍でございます。また現在、立川自治会長もお務めになられています。次に、「議案第 4 0 号」、永田盛雄氏でございます。永田盛雄氏は、内子町川中にお住まいです。建築業務の傍ら、農業にも従事されており、水稻や路地野菜を栽培されています。次に、「議案第 4 1 号」、村上増夫氏でございます。村上増夫氏は、内子町内子にお住まいです。専業農家であり、大瀬南農場で果樹栽培を中心とした農業経営をされて

います。次に、「議案第42号」、政岡勝利氏でございます。政岡勝利氏は、内子町石畳にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで、農地利用最適化推進委員としてご活躍でございます。次に、「議案第43号」、宮内康都氏でございます。宮内康都氏は、内子町城廻にお住まいです。平成26年5月1日から現在まで、農業委員及び農地利用最適化推進委員としてご活躍でございます。次に、「議案第44号」、北岡清氏でございます。北岡清氏は、内子町本川にお住まいです。認定農業者であり、平成26年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。次に、「議案第45号」、久保文男氏でございます。久保文男氏は内子町上田渡にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで同委員及び農地利用最適化推進委員としてご活躍でございます。次に、「議案第46号」、木邑修也氏でございます。木邑修也氏は、内子町寺村にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで同委員及び農地利用最適化推進委員としてご活躍でございます。次に、「議案第47号」、稲田誠司氏でございます。稲田誠司氏は、内子町五百木にお住まいです。認定農業者であり、令和2年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。次に、「議案第48号」、上田孝浩氏でございます。上田孝浩氏は、内子町大瀬中央にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで、同委員及び農地利用最適化推進委員としてご活躍でございます。最後に、「議案第49号」、明智司氏でございます。明智司氏は、内子町大瀬東にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。以上、「議案第33号」から「議案第49号」まで一括してご説明致しました。いずれの方々も地元自治会からご推薦されており、地域の信頼も厚く、農業に関する識見を有しておられることから、農業委員として適任であると存じますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） 説明が終わりました。お伺いします。「議案第33号」から「議案第49号」までの人事案件について、地方自治法第117条に規定する親族、つまり父母・祖父母・配偶者・子・孫もしくは兄弟姉妹がいる場合、議員に除斥を求めることとなりますが、該当される議員はおられますか。該当する議員はおられないことを確認しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄） ありませんので、これにて質疑を終結します。本案は人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄） ご異議なしと認めます。従って、討論を省略し直ちに採決に入ります。採決は「議案第33号」から「議案第49号」まで、内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、17議案を一括で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄） ご異議なしと認めます。

それでは採決に入ります。「議案第33号」から「議案第49号」まで、内子町農業委員

会委員の任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。よって、「議案第33号」から「議案第49号」までは、原案の通りこれに同意することに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました議案の審査報告については、会期末3月17日の本会議でお願いします。次の本会議は3月17日午後2時に開会します。本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 3時 50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和5年3月第130回内子町議会定例会会議録（第3日）

- 招集年月日 令和5年 3月 3日（金）
 ○開会年月日 令和5年 3月 17日（金）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

- | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|------|
| 1番 | 城戸 | 司君 | 2番 | 塩川 | まゆみ君 |
| 3番 | 関根 | 律之君 | 4番 | 向井 | 一富君 |
| 5番 | 久保 | 美博君 | 6番 | 森永 | 和夫君 |
| 7番 | 菊地 | 幸雄君 | 8番 | 泉 | 浩壽君 |
| 9番 | 大木 | 雄君 | 10番 | 山本 | 徹君 |
| 13番 | 林 | 博君 | 14番 | 山崎 | 正史君 |
| 15番 | 寺岡 | 保君 | | | |

○欠席議員（2名）

- | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 11番 | 才野 | 俊夫君 | 12番 | 下野 | 安彦君 |
|-----|----|-----|-----|----|-----|

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- | | | | | | |
|----------|-----|------|----------|-----|------|
| 町長 | 小野植 | 正久君 | 副町長 | 山岡 | 敦君 |
| 総務課長 | 黒澤 | 賢治君 | 住民課長 | 西川 | 安行君 |
| 税務課長 | 大竹 | 浩一君 | 保健福祉課長 | 久保宮 | 賢次君 |
| 保健福祉課付課長 | 上石 | 由起恵君 | こども支援課長 | 山本 | 勝利君 |
| 会計管理者 | 田中 | 哲君 | 建設デザイン課長 | 谷岡 | 祐二君 |
| 町並・地域振興課 | 畑野 | 亮一君 | 農林振興課長 | 山中 | 保正君 |
| 小田支所長 | 中嶋 | 優治君 | 環境政策室長 | 高嶋 | 由久子君 |
| 政策調整班長 | 上山 | 淳一君 | 上下水道対策班長 | 上石 | 富一君 |
| 危機管理班長 | 宮田 | 哲郎君 | 商工観光班長 | 大田 | 陽市君 |
| 教育長 | 林 | 純司君 | 学校教育課長 | 亀岡 | 秀俊君 |
| 自治・学習課長 | 大久保 | 裕記君 | 代表監査委員 | 赤穂 | 英一君 |
| 農業委員会会長 | 堀本 | 健二君 | | | |

○出席した事務局職員の職氏名

- | | | | | | |
|------|----|-----|----|----|-----|
| 事務局長 | 前野 | 良二君 | 書記 | 和氣 | 啓介君 |
|------|----|-----|----|----|-----|

○議事日程（第4号）

令和5年3月17日（金）午後2時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 議案第 2号 内子町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 内子町個人情報保護審議会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 内子町債権管理条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 内子町八日市駐車場条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第19 議案第18号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第19号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第20号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第21号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第22号 令和4年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第24 議案第23号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第25 議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第26 議案第25号 令和5年度内子町一般会計予算について
日程第27 議案第26号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第28 議案第27号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
日程第29 議案第28号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計予算について
日程第30 議案第29号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
日程第31 議案第30号 令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
日程第32 議案第31号 令和5年度内子町水道事業会計予算について
日程第33 議案第32号 令和5年度内子町下水道事業会計予算について
日程第34 議案第50号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の一部を改正する条例について
日程第35 発議第3号 畜産飼料の価格高騰対策を求める意見書
日程第36 委員会報告 議会改革特別委員会の廃止について
日程第37 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第38 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第38

午後2時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） ただ今、出席議員13名であります。欠席届が、才野俊夫議員、下野安彦議員から提出されております。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則119条の規定により、議長において、3番、関根律之議員、4番、向井一富議員を指名します。

日程第2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程第4号の通りであります。これから議事日程従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議案第 2 号 内子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第3 議案第2号内子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、「日程第4 議案第3号内子町個人情報保護審議会条例の制定について」、「日程第5 議案第4号個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」以上、3件を一括議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第2号 内子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、「議案第3号 内子町個人情報保護審議会条例の制定について」、「議案第4号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の3件について、審査の結果をご報告申し上げます。

審査結果については、「議案第2号」、「議案第3号」、「議案第4号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容、並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整備をするものです。委員の質疑においては、「個人情報保護法の改正に伴う条例の整備ということだが、大きな変更点はないか。」との質問に対し、「大きな変更点はないが、開示請求の決定期限など、特に情報の請求人に不利益にならないようにするなど、細かな部分を改正するもの。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第2号」、「議案第3号」、「議案第4号」は全会一致により原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。まず「議案第2号 内子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第2号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第2号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第2号」は委員長報告の通り可決され

ました。

次に、「議案第3号 内子町個人情報保護審議会条例の制定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第3号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第3号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第3号」は委員長報告の通り可決されました。

次に、「議案第4号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第4号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第4号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第4号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 6 議案第5号 内子町債権管理条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 議案第5号 内子町債権管理条例の制定について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

○総務文教常任委員長（向井一富君） はい。ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第5号 内子町債権管理条例の制定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、「議案第5号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は、町の債権管理の事務処理方法について統一的な処理基準を定め、円滑な行政・行財政運営を行うために、本条例を制定するものです。委員の質疑においては、「被債権には連帯保証人がついていると思うが、この条文中の債権者には、その連帯保証人も含んでいるのか。」との質問に対し「条文に明記はしていないが、連帯保証人も債務者に含まれる。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第5号」は全会一致により、原案の通り可決す

べきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第5号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第5号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第5号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第7 議案第6号 内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について

「日程第7 議案第6号 内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○議長（泉浩壽君） ご報告を申し上げます。去る3月6日の本会議において産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第6号 内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果については、「議案第6号」は、原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。本議案は生活環境の保全と再生可能エネルギーの適切な利用促進を図るため、本条例を制定するものであります。委員から、「環境保全や防災対策などを踏まえての条例の制定だと考えるが、全国的な流れの中での条例制定なのか。」との質疑に対し、内子町の環境行政に沿った内容のものではあるが、県内でも5市町が条例制定するなど、その取り組みは全国で増えつつあるとの答弁がありました。採決の結果、「議案第6号」は全会一致により原案の通り可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。泉委員長席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第6号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第6号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第6号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 8 議案第7号 内子町八日市駐車場条例の制定について

○議長（菊地幸雄） 「日程第8 議案第7号 内子町八日市駐車場条例の制定について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） はい。ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第7号 内子町八日市駐車場条例の制定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、「議案第7号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は、内子町八日市地区の駐車場整備に伴い、本条例を制定するものです。委員の質疑においては、「一区画月額料金4,000円の設定の根拠の理由は。」との質問に対し、「地区内及び近隣の駐車場の料金水準に合わせた。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第7号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第7号」の

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第7号」は委員長報告の通り決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第7号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第9 議案第8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 議案第8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

[泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇]

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配布いたしております審査報告書の通りであり、審査結果については「議案第8号」は、原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。委員から「出産・育児一時金を8万円上げることだが、実際に出産にかかる費用はどの程度なのか。」と質疑に対し、「国が全国調査を行っており、50万円程度は必要だとの結果を出している。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第8号」は全会一致により原案の通り可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告とします。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。泉委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第8号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第8号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第8号」は委員長報告の通り可決さ

れました。

日程第 10 議案第9号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10議案第9号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第9号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果については「議案第9号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。委員から、「家庭的保育事業等に該当する施設は町内にあるのか。」との質疑に対し、「町内には家庭的保育事業等に該当する施設はない。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第9号」は全会一致により原案の通り可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。泉委員長席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第9号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第9号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第9号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 11 議案第 10号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第11 議案第10号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第10号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果については「議案第10号」は原案の通り可決すべきものとするものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い条例の一部を改正するものであります。委員から「条例中に業務継続計画の策定とあるが、今後、各施設で計画を策定するのか。」との質疑に対し、「業務継続計画については努力義務であるが、現在、計画策定に向けて取り組んでいる。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第10号」は全会一致により原案の通り可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。泉委員長席に戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第10号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第10号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 12 議案第 11号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第12 議案第11号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第11号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果については、「議案第11号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布等に伴い、条例の一部を改正するものであります。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第11号」は原案の通り可決すべきものと決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。泉委員長席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第11号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第11号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第11号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 13 議案第 12号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第13 議案第12号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第12号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果については、「議案第12号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容、並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布等に伴い、条例の一部を改正するものであります。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により「議案第12号」は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。泉委員長席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第12号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第12号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第12号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 14 議案第 13号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第14 議案第13号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第13号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては配付いたしております審査報告書の通りで、審査結果については「議案第13号」は、原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は、飲料水供給事業の上水道事業への統合に伴い、条例の一部を改正するものであります。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により「議案第13号」は原案の通り可決すべきものと決定をいたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。泉委員長席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第13号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第13号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第13号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 15 議案第 14号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第15 議案第14号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第14号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について「議案第14号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。本議案は、内子町部活動地域移行推進連絡協議会を設置するため、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「子ども

たちの減少に伴い部活動の選択肢も減ってきているが、設置する協議会においては、例えば他校との合同の部活動など、部活動の選択肢が広がるようなことなども協議されるのか。」との質問に対し、「他校との合同や拠点校を決めるなど、部活動の選択肢が増えるようなことも含め、部活動全体について協議を行う。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第14号」は、全会一致により原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。
「議案第14号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第14号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第14号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 16 議案第 15号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第16 議案第15号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。
〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第15号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、「議案第15号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町部活動地域移行推進連絡協議会の設置に伴い、非常勤特別職の報酬及び旅費を定めるため、条例の一部を改正するものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全員一致により「議案第15号」は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で

委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第15号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第15号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第15号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 17 議案第 16号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第17 議案第16号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第16号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果については、「議案第16号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容、並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は2月1日に開催いたしました「公の施設指定管理者選定委員会」の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては「大きな修繕などの費用について、どのような契約を想定しているのか。」との質問に対し「施設自体、収益性の高いものではなく、また古い建物なので、修繕も頻繁にあることを考えており、5万円以上の修繕は町が負担するよう想定している。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第16号」は全会一致により原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻

りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第16号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第16号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第16号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 18 議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）について

日程第 19 議案第18号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 20 議案第19号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 21 議案第20号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第 22 議案第21号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 23 議案第22号 令和4年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について

日程第 24 議案第23号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第 25 議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第18 議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）について」から「日程第25 議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）」についてまでの補正予算8議案を一括議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。3月6日の本会議において予算決算常任委員会に付託されました令和4年度補正予算8件について、令和5年度当初予算8件とともに、3月8日、9日、10日の3日間、委員14名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑・討論をし慎重な審査を行いました。「議案第17号 令和4年度内子町

一般会計補正予算（第8号）」から「議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）」までの8議案について審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果につきましては、配布いたしております審査報告書の通り、補正予算8議案は原案の通り可決すべきものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告いたします。

「議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,630万円を減額し、歳入歳出予算を108億149万7,000円とするものです。前年度と比較し、5.1%の減額となっています。補正予算の財源ですが、国・県支出金1,789万2,000円の減額。地方債8,350万円の減額。その他特定財源1億1,478万1,000円の減額。一般財源4,987万3,000円の増額となっています。

主な歳入予算ですが、森林環境譲与税を1,685万円増額し、6,785万円とし、普通交付税を9,780万4,000円増額し、48億5,640万7,000円としています。また、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業の実績に伴い、臨時福祉給付国庫補助金は982万9,000円に減額し、さらに新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金の実績に伴い、老人福祉費県補助金を2,672万3,000円減額補正しています。

続いて、主な歳出予算は、2款総務費においては、委員から「婚活イベントがコロナ感染症の影響で開催が少なかったようだが、今後の開催の見通しと、どのような課題があるのか。」との質疑に対し、「婚活イベント等の支援補助金は、婚活イベントを実施する団体等への補助だが、どのイベントも参加者を集めるのに苦労しており、今後は各関係団体や大洲市との連携強化を進めたい。」との答弁がありました。また、委員から「集会所建設事業補助金が減額補正されているが、どのように活用されているのか。」との質疑に対し「集会所の建設事業補助金とはなっているが、その全てが修繕に係る補助金である。」との答弁がありました。3款民生費においては、委員から「コロナワクチンの副作用に関する報告などは、町は把握しているのか。」との質疑に対し「ワクチンの副反応で救済制度を申請したという報告は現時点ではない。」との答弁がありました。6款農林水産業費においては、委員から「本年度の新たな事業として始まった自伐林家支援事業と里山林整備事業の要望件数が少なかったとのことだが、その要因は何か。」との質疑に対し「自伐林家支援事業は、少額備品の補助のみで大型機械等の購入がなかったことと、また里山林整備事業は、問い合わせがあったが、その多くが年度内事業着手に間に合わなかったことが要因だと考えている。」との答弁がありました。7款商工費においては、小田深山溪谷遊歩道整備工事などに377万3,000円を計上されてます。委員から「小田深山溪谷遊歩道の工事は、今回の豪雪の際に被害があってさらに工事費がかさんだのか。」との質疑に対し「今回の豪雪の影響はなく、経年的な痛みに対する改修工事である。」との答弁がありました。以上、「議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）」については、多くの質疑がなされました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計5件及び企業会計2件の補正予算ですが、まず「議案第18号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」については、保険基盤安定事業繰入金の策定などにより、歳入歳出それぞれ747万円を増額し、21億6,786万8,000円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」については、後期高齢者医療広域連合給付、保険基盤安定負担金の確定などによる歳入歳出それぞれ1,513万4,000円を減額し、2億5,977万1,000円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」については、介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の増などにより、歳入歳出416万8,000円を追加し、28億2,840万3,000円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」については、職員、人件費の減により、歳入歳出それぞれ24万3,000円を減額し、1,374万2,000円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第2号）」については、歳入歳出それぞれ242万6,000円を減額し、2,333万3,000円とするものです。補正内容は、入寮者数の確定と実績に伴い、寮生給付費委託等が減少となるものです。委員の質疑において「新しい第5寮が整備される訳だが、現在の第4寮はどう活用されるのか。」との質疑に対し「第5寮の整備で部屋数は充足されるが、第4寮も当面は活用していく。」との答弁でありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）」については、収益的収入及び支出の補正では、収入は水道使用料などの減により255万8,000円の減、支出では修繕費、減価償却費の減などにより1,888万6,000円を減額するものです。資本的収入及び支出の補正では、収入は配水管布設工事に伴う工事負担金であり、240万3,000円の増、支出については有価証券を購入しなかったことにより1億15万円の減額となっています。委員の質疑において「現在の物価高の影響が、今後水道料金に影響することはないのか。」との質疑に対し、令和5年度、6年度の水道料金の見直しの検討を行うので、今後2年間は水道料金の改定はない。」との答弁でありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）」については、収益的収入及び支出の補正では、収入は営業収入において下水道料金収入等80万4,

000円の増、営業外収益において一般会計繰入金等237万1,000円の減などにより、156万7,000円の減額となっています。支出については、営業費用において終末処理場等の支出見込み減により156万7,000円の減額となっています。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、令和4年度補正予算8議案について、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 委員長の報告に対する質疑を省略します。山本委員長席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第17号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）」についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第17号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第17号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第17号」は委員長報告の通り可決されました。

次に、「議案第18号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第18号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第18号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第18号」は委員長報告の通り可決されました。

続いて、「議案第19号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第19号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第19号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第19号」は委員長報告の通り可決されました。

続いて「議案第20号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」に

ついでに討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第20号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第20号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第10号」は委員長報告の通り可決されました。

続いて、「議案第21号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第21号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第21号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第21号」は委員長報告の通り可決されました。

続いて「議案第22号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）」についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第22号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第22号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第22号」は委員長報告の通り可決されました。

続いて「議案第23号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）」についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第23号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第23号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第23号」は委員長報告の通り可決されました。

続いて、「議案第24号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）」について

の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第24号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第24号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第24号」は委員長報告の通り可決されました。

ここで暫時休憩します。午後3時20分から再開します。

午後 3時 8分 休憩

午後 3時 20分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

「日程第26 議案第25号 令和5年度内子町一般会計予算について」から「日程第33 議案第32号 令和5年度内子町下水道事業会計予算について」までの、当初予算8件を一括議題とします。審査結果について委員長の報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） 去る3月6日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました令和5年度当初予算8件について、3月8日、9日、10日の3日間、委員14名出席のもと各課長等からの説明を受け、質疑・討論をし慎重な審査を行いました。「議案第25号 令和5年度内子町一般会計予算」から「議案第32号 令和5年度内子町下水道事業会計予算」までの計8議案について、審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果については、当初予算8議案は原案の通り可決すべきものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

「議案第25号 令和5年度内子町一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ99億1,000万円とするもので、前年度比5億9,700万円の増額です。一般会計当初予算に充当します財源は、国・県支出金11億9,669万8,000円、地方債6億3,260万円。その他特定財源12億1,957万1,000円、一般財源68億6,113万1,000円となっております。それではまず、主な歳入についてですが、地方交付税46億1,000万円、基金繰入金9億4,374万3,000円、また立地適正化計画策定の5年度分の補助金として、コンパクトシティ形成支援事業国庫補助金550万円

などです。続いて歳出について報告いたします。2款総務費においては、役場本庁横にある五十崎プールの解体整地工事などに1,565万8,000円予算計上されており、委員から「解体後の利用や活用方法は、すでに検討されているのか。」との質疑に対し「解体後の利活用についてはまだ決まっていないが、地域の方から詳細に意見を聞き取って、今後の活用計画を作っていきたい。」との答弁がありました。また、委員から「地域公共交通計画を作成するにあたり、公共交通会議の委員構成はどのようになるのか。」との質疑に対し「地域公共交通会議の委員は、地域の公共交通の事業者、交通に関わる行政の関係機関、住民の代表者、また利用されている町民を想定している。」との答弁がありました。次に、3款民生費においては、委員から「障がい者タクシー利用助成は、利用者が増えた場合は補正予算等で対応するのか。」との質疑に対し「現在の利用状況から推測して予算を計上しているが、利用者が多いようであれば補正予算で対応する。」との答弁がありました。また、委員から「愛顔の子育て応援事業とうちこ子育て応援事業について予算を確保しているのであれば、出生数の減少に合わせて交付単価を上げるなど、子育て支援を充実すればどうか。」との質疑に対し「子育て応援事業もスタートして長くなり、制度の見直しの時期とも考えられるので、今後検討したい。」との答弁がありました。次に、4款衛生費においては、委員から「原油高の影響により指定ゴミ袋の原材料単価が上昇し、仕入れの価格が上がったとのことだが、ゴミ袋の販売料金も値上げする予定があるのか。」との質疑に対し「現在のところは仕入価格の値上がりによる販売価格等の値上げの予定はない。」との答弁がありました。次に、6款農林水産業においては、内子フレッシュパークからりのあぐり亭やウッドデッキの耐震工事に1,547万7,000円予算計上されており、委員の質疑において「今回改修する、あぐり亭の建物は現在使われていないが、改修後はどのように利用されるのか。」との質疑に対し、「今後は地域の果樹・野菜などを提供しながら、風雨を気にせず休憩できる憩いの場として活用するよう検討している。」との答弁がありました。次に、7款商工費においては、内子町観光協会育成補助金などに3,619万円予算計上されており、委員から「観光協会育成事業は、何らかの成果があったら育成事業として終了するという位置づけだと考えるが、当初は何年ぐらいを目安に育成の終了を考えていたのか。」との質疑に対し、「観光協会自体の収益は、まだほとんどない状況である。ある程度ひとり立ちするまでは、育成補助金として支援することを考えている。当初から何年を目安にということは、検討されていないと思う。」との答弁がありました。また、委員から「本定例会の冒頭に、町長招集挨拶でふれられた近畿圏への訪問活動の事業化の取り組みは考えているのか。」との質疑に対し「近畿圏での事業展開については多くの可能性を感じており、今後事業の予算化も当然あるものとする。」との答弁がありました。次に、8款土木費においては、委員から「町内の公園には使えなくなった遊具があるが、遊具の点検・整備に目配りができているのか。」との質疑に対し、「町が管理する公園は管理する担当課は複数に跨っているが、ここの連携をとってきちんと管理するよう取り組む。」との答弁がありました。また、委員から「立地適正化計画は令和7年度からの新総合計画に盛り込まれるとのことだが、それより先に計

画を策定して、公表する予定はあるのか。」との質疑に対し「令和6年度に公表をするようなスケジュールで進めている。」との答弁がありました。次に、9款消防費においては、委員から「防災備蓄品は品目も数量も多くあり、職員が管理すると大変な労力を使うと思われるため、賞味期限等などの管理も含めて業者委託するなどの方法を検討されたことはあるか。」との質問に対し「備蓄品の日常的な管理は常に数量と期限に対して注意を払う等の在庫管理業務が主であり、これまでに業者委託は検討したことはない。」との答弁がありました。次に、10款教育費においては、オンライン遠隔教育環境の充実を図ることを目的に、大型掲示装置の整備として1,162万9,000円予算計上されていますが、委員から「今回大型掲示装置27台の購入で、小学校、中学校の特別教室など、すべての教室に配布されることになるのか。」との質疑に対し「今回の整備ですべての普通教室に配置されることになるが、それ以外に各学校に1台程度配備されるので、特別教室等については、当面は各学校で融通しながら使うことになる。」との答弁がありました。また、委員から「地域づくり事業に自主防災組織と連携する事業を組み込んだということだが、その具体的な内容は。」との質疑に対し「令和4年度まで総務課で主管していた自主防災組織の補助事業を、来年度から地域づくり事業に組み込んだもので、すでに7つの事業の要望が出ている。」との答弁がありました。以上、「議案第25号 令和5年度内子町一般会計予算について」は、多くの質疑がなされました。採決の結果、全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に特別会計5件、事業会計2件についてですが、「議案第26号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を21億526万3,000円とするもので、前年度比4,653万3,000円の減額予算編成です。委員から「令和4年度の特設検診の受診率は下がっているが、今年度の事業費が昨年度より多く計上されている。その理由は何か。」との質疑に対し「コロナの影響で受診率は減ってきているが、様々な対策をとって受診率を上げたいと考えており、昨年実績より増額している。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第26号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

「議案第27号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を2億6,293万6,000円とするもので、前年度比1,196万9,000円の減額予算編成です。委員から特に質疑はなく、採決の結果「議案第27号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定致しました。

「議案第28号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を28億5,413万円とするもので、前年度比1億1,840万8,000円の増額予算編成です。委員から「今後高齢化が進むと介護度も上がり、施設入居者も増えてくると予想されるが、施設不足などの見通しは。」との質疑に対し「高齢者の人口はすでに減少傾向にあり、施設の入居待機者も徐々に減少傾向にある。そのため、高齢化率は高くなるが総数は減少する見込みであり、施設が不足する事態にはならないと考えている。」との答弁があ

りました。採決の結果、「議案第28号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第29号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を1,377万2,000円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第29号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第30号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」は、寄宿舎生を55人と見込み、歳入歳出予算を4,173万5,000円とするものです。委員から「内子高校小田分校生徒への給食提供については検討したのか。」との質疑に対し「学校には、すでに提供体制は整っていることを伝えているが、学校側も施設や備品等の準備もあるため、学校側も現在検討中とのことである。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第30号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 令和5年度内子町水道事業会計予算について」は、収益的収入及び支出では、収入は営業収益を2億7,599万5,000円、営業外収益を1億6,925万3,000円、事業収益の総額を4億4,527万円と見込んでいます。支出は、減価償却費も含めた営業費用が3億8,902万9,000円、企業債償還利息等の営業外費用が3,765万4,000円で、水道事業費用の総額は4億2,880万3,000円を計上しています。支出の総額は、昨年度と比較しまして3.5%の増額となっています。続いて、資本的収入及び支出では、収入は、事業実施に伴う企業債及び補助金等を含め5億1,653万7,000円を計上しています。支出は、建設改良費として4億2,070万円、企業債償還金として1億6,225万2,000円を計上、資本的支出の総額は5億8,295万2,000円を見込んでおり、前年度比13.1%の増となっております。委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第31号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定致しました。

次に、「議案第32号 令和5年度内子町下水道事業会計予算について」は、収益的収入及び支出では、収入は下水道使用料などからなる営業収益が7,754万3,000円、企業債利息等支払金の補助金である他会計補助金、償却資産の減価償却費にかかる財源の収益化として、長期前受金戻入金などを含む営業外収益として2億141万6,000円、収益的収入の総額は2億7,896万9,000円を見込んでいます。支出は営業費用、営業外費用等を合わせた2億7,896万9,000円を見込んでいます。資本的収入及び支出では、収入は一般会計からの出資金などを含め2億553万2,000円、支出は、マンホールポンプ設備更新工事、浄化センター等の改築更新及び耐震補強工事、地方公共団体金融機構等の償還金など、2億5,638万5,000円を見込んでいます。委員から特に質疑はなく、採決の結果「議案第32号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定致しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 委員長報告に対する質疑を省略します。山本委員長、席にお戻りく

ださい。

討論、採決については、議案ごとに行います。

まず「議案第25号 令和5年度内子町一般会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第25号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第25号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第25号」は委員長報告の通り可決されました。

続きまして「議案第26号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第26号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第26号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第26号」は委員長報告の通り可決されました。

続きまして「議案第27号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第27号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第27号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第27号」は委員長報告の通り可決されました。

続きまして「議案第28号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第28号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第28号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第28号」は委員長報告の通り可決されました。

続きまして「議案第29号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第29号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第29号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第29号」は委員長報告の通り可決されました。

続きまして「議案第30号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第30号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第30号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第30号」は委員長報告の通り可決されました。

続きまして「議案第31号 令和5年度内子町水道事業会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第31号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第31号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第31号」は委員長報告の通り可決されました。

続きまして「議案第32号 令和5年度内子町下水道事業会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第32号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第32号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第32号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 34 議案第50号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の一部を改正する
条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第34 議案第50号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」
条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第50号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の一部
を改正する条例」につきまして、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い条例の一
部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますの
で、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、「議案第50号 内子町移住体験交流施設「二
宮邸」条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。議案書1-2の1ページ
をお開きください。本案は個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改
正するものでございます。議案書の2ページに改正条例案を、また議案説明資料6-2の1
ページに新旧対照表を掲載してございます。説明につきましては、新旧対照表にて行います。
個人情報保護に関する取り扱いの根拠規定が内子町個人情報保護条例から個人情報の保護
に関する法律に変更となることから、条例第19条中、「内子町個人情報保護条例（平成1
7年内子町条例第11号）第5条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第5
7号）」に改めるものでございます。

以上で「議案第50号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の一部を改正する条例に
ついて」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い
いたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。「議案第50号」の採決に入ります。
本案を原案の通り決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。従って、本案は原案の通り可決することに決
定しました。

日程第 35 発議第 3号 畜産飼料の価格高騰対策を求める意見書

○議長（菊地幸雄君） 「日程第3 発議第3号 畜産飼料の価格高騰対策を求める意見書」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） それでは、「発議第3号 畜産飼料価格の高騰対策を求める意見書」についてご説明させていただきます。お手元に配布しております議案書をご覧ください。

畜産飼料の価格高騰対策を求める意見書。地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により提出する

令和5年3月17日提出

提出者 内子町議会 産業建設厚生常任委員会委員長 泉浩壽

提出の理由として、輸入飼料穀物価格の高騰する中で畜産経営の安定・向上を図るため、配合飼料価格安定制度の見直しや、自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の充実強化を求め、政府に対し意見書を提出するものです。

次のページをご覧ください。

畜産飼料の価格高騰対策を求める意見書。

畜産経営については、生産費に占める飼料費の割合が高く、特に配合飼料原料のほとんどを輸入に依存しており、生産国の作付・作柄状況等による輸入価格の高騰が経営に及ぼす影響は極めて大きくなっている。

現在、配合飼料価格安定制度により、高騰した配合飼料価格については補填金が交付され、生産者の負担は一定緩和されているか、高額な補填金交付が続いているため、その補填財源の確保が課題となっている。また、制度の仕組みにより該当四半期の配合飼料価格が直前1年間の配合飼料価格を超える場合、その超える額を限度に補填金が交付されるため、配合飼料価格が一定の高値のまま推移すると、補填金交付が十分に手当されないことになる。

政府においては、これまでも補填金発動の基準引き下げや、基金への積み増し等の飼料価格高騰に対して施策を講じているが、それでも国内の畜産農家の実質負担額は増加しており、畜産経営の急激な悪化が危惧されることから、価格高騰の影響を可能な限り緩和し、畜産農家の負担を軽減するよう積極的に取り組む必要がある。

よって、国においては、畜産農家の経営安定を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、補填金発動基準を値上

がり始めた時期の価格にするなど、配合飼料価格安定制度を抜本的に見直すこと。

2. 令和5年度においても、配合飼料の価格上昇・高止まりが予想されることから、さらなる追加支援をおこなうこと。

3. 飼料穀物の生産基盤拡大対策を充実・強化し、飼料の自給率向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月11日

愛媛県内子町議会

以上、提案させていただきますので、ご賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（菊地幸雄君） 質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。泉委員長席にお戻りください。

これより「発議第3号」の採決に入ります。本案を原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。従って本案は原案の通り可決されました。

日程第 36 委員会報告 議会改革特別委員会の廃止について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第36 議会改革特別委員会の廃止について」を議題とします。委員長の報告を求めます。森永和夫議会改革特別委員長、ご登壇願います。

○議会改革特別委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永議会改革特別委員長。

〔森永和夫議会改革特別委員長登壇〕

○議会改革特別委員長（森永和夫君） それでは、ご報告いたします。令和3年6月9日、第118回定例会において議会改革特別委員会が設置され、議会閉会中における議会改革に関する調査が付託されました。その調査の経過及び結果についてご報告いたします。

議案書1の91ページをご覧ください。本委員会は、議会の活性化を図り、より町民の負託に応えられる議会を実現するために、他市町村の議会改革の状況調査、住民との意見交換会を開催するなど、議会改革に関する調査研究を行ってきました。議長からの付議事件すべてについて、15回の委員会を開催し、調査研究を行い、委員会としての答申を議長に対し提出いたしました。その内容の詳細は92ページから93ページにまとめていますので、お目通しをいただきますようお願いいたします。なお、今後、議会改革をより進める上で、93ページの下段にあります1. 町長選挙と町議選挙の同日選挙について、2. オンライン委員会について、3. オンライン本会議（一般質問）について、4. 本会議及び委員会のインターネット配信について、5. 委員会審議における討論と討議のあり方について、この5つの点について、今後検討すべき課題であることを申し送り事項として提起し、本特別委員会に付託されました議会改革に関する調査については、これをもって終了したことを報告し、最終

の委員長報告とさせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 森永委員長席にお戻りください。ただ今の議会改革特別委員長の調査報告をもって、付託した調査事件は終了しました。よって、議会改革特別委員会を廃止したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会は廃止となりました。

日程第 37 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第37 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。お諮りします。議会運営委員長からの申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。従って、議会運営委員長からの申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 38 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第38 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。お諮りします。各常任委員長からの申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。従って、各常任委員長から申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

議事を閉じましたので、ここで3月末をもってご退任・ご退職されます堀本健二農業委員長、西川安行住民課長、山中保正農林振興課長。以上の3名の方々より、ご挨拶を受けたいと思います。よろしく願いいたします。まず、堀本会長お願いします。

○農業委員長（堀本健二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 堀本会長。

〔堀本健二農業委員長登壇〕

○農業委員長（堀本健二君） はい。お時間をいただきましたので、一言お礼を申し上げます。まず最初に、今回農業委員改選期ということで、町長さんの方から17名の推薦をいただきました。本会議で満場一致でご承認賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。農業委

員会を代表して御礼申し上げます。今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、私も5期、15年農業委員、務めさせていただきました。あとの2期6年はですね、この席で、この議会に出席をさせていただき、その間1回だけ、向井議員さんからの質問に答弁をさせていただきました。その時、少し緊張をしてみた訳ですけども、良い経験をさせていただきました。6年間、あの席で議会を見させていただきました。党派を超えた質疑応答、本当に紳士的な態度で素晴らしい議会だなというふうに感じました。そういう中で、そういう、また今日も緊張しております。すみません。最後になりましたけれども、議員の皆様方の益々のご活躍と、議会の益々のご発展、内子町の益々の発展を祈念いたしまして、御礼の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 続いて、西川住民課長をお願いします。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） はい。失礼します。本日、このような機会を設けてくださいます。菊地議長さんをはじめ、議員さんの各位の皆様には大変感謝申し上げます。

私は昭和60年4月、旧小田町役場に入職して以来、早いもので38年目を迎えました。議会へは、平成24年度建設デザイン課上下水道対策班長として出席し、平成29年までの6年間務めさせていただきました。当時は14個ある簡易水道組合の上水道への一元化、経営統合が緊急の課題でありまして、水道料金の統一、管理体制の統一等、難解な課題がありました。最大5年間、2段階に分ける緩和策の水道料金の統一プランや、新規管理体制案など、各組合の皆さんと繰り返し協議を行いました。その後、理解をしていただける組合さんが増えまして、全組合員の皆さんに了解をしていただき、議会の議員さんの皆様にご説明をし、理解をいただき、本会議でご承認を得て、平成28年4月から無事に一元化経営統合をすることができました。この間、水道に関わるいろんな場所を訪れ、また多くの方々と知り合いました。私にとって、それがとても大切な思い出や財産となりました。また、定年前、すいません。また、定年前には住民課長を拝命し、令和3年、4年と2年間議会へ出席する機会を与えていただきました。マイナンバーカードの普及、国保税の税率の改正等、いろいろありましたが、議員さんのご理解と本会議の承認をいただきました。こんな私が何とか無事に仕事をするのができたのは、皆様方からのご意見、ご指導のおかげと感謝申し上げます。

また私は4月から新たな気持ちで再任用職員として働く予定でございます。内子町のまちづくりに積極的に取り組みたいと思います。またどこかでお会いするかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様、町三役、職員の方々、ここにお集まりの方全員のご健勝とご活躍を、そして内子町と議会の発展をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 続いて山中農林振興課長、お願いします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） はい。失礼をいたします。議場での最後の発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。退職に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

議会と私の繋がりですが、私が3年前の令和2年4月1日に稲本前町長から辞令交付があり、私にできるのだろうかと大きな不安に押しつぶされそうになり、何とも言えない思いで辞令を受け取ったことを思い出します。農林振興課長となり、議場で皆さんにお世話になることになりました。神聖な議場は、礼に始まり礼に終わり、緊張の連続でした。最初の議会は足が震えながら、一般質問の答弁や委員会等での説明をさせていただきました。緊張のあまり、質問に対しの得ない回答も幾度となくあったことと思います。これも今となっては貴重な経験であり、忘れることができない思い出となっております。こんな私ですが、議員の皆様や町長をはじめ、各課長の皆さんにも助けていただきながら、今まで何とか務めることができましたこと、心より御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

結びになりますが、内子町議会の今後益々のご発展と皆様のご活躍、ご健勝をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） ありがとうございます。議会としましても、長年にわたり大変お世話になりました。ここで感謝の気持ちを込めまして、議員会より花束を贈りたいと思います。贈呈は議員会副会長、泉議員。議会を代表して寺岡議員、山崎議員をお願いいたします。皆さん前にお並びください。渡してください。

〔花束贈呈〕

○議長（菊地幸雄君） ありがとうございます。長い間、大変お疲れ様でした。お席にお戻りください。

ここで小野植町長ご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。長期間にわたりまして、慎重に審議をしていただき、全議案お認めをいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨・目的に沿って適切に執行して参りたいと思います。先日の新聞報道等にありましたように、国は物価高対策といたしまして、低所得者世帯への現金給付を検討する考えを表明し、月内にも物価高対策をまとめる方針を固めましたので、今後の国の動向を注視して参りたいと思います。

さて、春とはいえ朝晩寒い日がありますので、議員の皆様にはご自愛いただき、引き続き町行政に対しましてご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶に代えさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 以上をもって、令和5年3月第130回内子町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立ください。礼。

午後 4時 18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第130回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 2	内子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	R5. 3. 3	R5. 3. 6	原案可決
発議 3	畜産飼料の価格高騰対策を求める意見書	R4. 3. 17	R4. 3. 17	原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 2	内子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	R5. 3. 3	R5. 3. 17	原案可決
議案 3	内子町個人情報保護審議会条例の制定について	R5. 3. 3	R5. 3. 17	原案可決
議案 4	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	R5. 3. 3	R5. 3. 17	原案可決
議案 5	内子町債権管理条例の制定について	R5. 3. 3	R5. 3. 17	原案可決
議案 6	内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について	R5. 3. 3	R5. 3. 17	原案可決
議案 7	内子町八日市駐車場条例の制定について	R5. 3. 3	R5. 3. 17	原案可決
議案 8	内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	R5. 3. 3	R5. 3. 17	原案可決
議案 9	内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R5. 3. 3	R5. 3. 17	原案可決
議案 10	内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R5. 3. 3	R5. 3. 17	原案可決

令和5年3月第130回内子町議会定例会

議案 11	内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 12	内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 13	内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 14	内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 15	内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 16	内子町移住体験交流施設「二宮邸」の指定管理者の指定について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 17	令和4年度内子町一般会計補正予算（第8号）について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 18	令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 19	令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 20	令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 21	令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 22	令和4年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 23	令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 24	令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 25	令和5年度内子町一般会計予算について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決

議案 26	令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 27	令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 28	令和5年度内子町介護保険事業特別会計予算について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 29	令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 30	令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 31	令和5年度内子町水道事業会計予算について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 32	令和5年度内子町下水道事業会計予算について	R5.3.3	R5.3.17	原案可決
議案 33	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 34	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 35	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 36	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 37	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 38	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 39	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 40	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 41	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決

令和5年3月第130回内子町議会定例会

議案 42	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 43	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 44	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 45	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 46	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 47	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 48	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決
議案 49	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R5.3.3	R5.3.6	原案可決

議員提出議案

発議第2号

内子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

内子町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに、内子町議会規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和5年3月3日提出

提出者 内子町議会 総務文教常任委員会 委員長 向井一富

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布されたことに伴い、内子町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものである。

(別紙)

内子町議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
 - 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）
 - 第3章 個人情報ファイル（第17条）
 - 第4章 開示、訂正及び利用停止等
 - 第1節 開示（第18条～第30条）
 - 第2節 訂正（第31条～第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条～第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条～第46条）
 - 第5章 雑則（第47条～第52条）
 - 第6章 罰則（第53条～第57条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、内子町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り

つつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、内子町情報公開条例（平成17年内子町条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第2条2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成

したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に

従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会（の事務局）の特定の（課）又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又 は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の 保護のために必要がある場 合であつて、本人の同意が あり、又は本人の同意を得 ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第 2項の規定に違反して利用 されているとき	第12条第5項の規定によ り読み替えて適用する同条 第1項及び第2項（第1号 に係る部分に限る。）の規 定に違反して利用されてい るとき、番号利用法第20 条の規定に違反して収集さ れ、若しくは保管されてい るとき、又は番号利用法第 29条の規定に違反して作 成された特定個人情報ファ イル（番号利用法第2条第 9項に規定する特定個人情 報ファイルをいう。）に記録 されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、

保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報、又は情報公開条例第8条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせ

るおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施

に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明し

ない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの交付を受けるものは、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するとき、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。
（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければ

ばならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審査手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第21条第1項に規定する内子町情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、内子町個人情報保護審議会条例(令和5年内子町条例第●号)第1条に規定する内子町個人情報保護審議会に諮問することができる。

(施行状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1

号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内子町情報公開条例の一部改正）

3 内子町情報公開条例の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第19条」の次に「及び内子町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年内子町条例第●号）第45条」を加える。

第22条第1項中「実施機関」の次に「（内子町議会の個人情報の保護に関する条例第45条に規定する諮問の場合にあっては、同条例第1条に規定する議会。次項において同じ。）」を加える。

（内子町個人情報保護審議会条例の一部改正）

4 内子町個人情報保護審議会条例（令和5年内子町条例第●号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に基づく」を「及び内子町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年内子町条例第●号。以下「議会個人情報保護条例」という。）に基づく」に改める。

第2条中「実施機関を」を「実施機関及び議会を」に改める。

第3条第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第5条中「第3条第1項第1号及び」を「第3条第1項第1号及び第3号並びに」に改める。

議員提出議案

発議第3号

畜産飼料の価格高騰対策を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和5年3月17日提出

提出者 内子町議会 産業建設厚生常任委員会

委員長 泉 浩壽

(提出の理由)

輸入飼料穀物価格の高騰する中で畜産経営の安定・向上を図るため、配合飼料価格安定制度の見直しや、自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の充実強化を求め、政府に対し意見書を提出するものである。

(別紙)

畜産飼料の価格高騰対策を求める意見書

畜産経営については、生産費に占める飼料費の割合が高く、特に配合飼料原料のほとんどを輸入に依存しており、生産国の作付・作柄状況等による輸入価格の高騰が経営に及ぼす影響は極めて大きくなっている。

現在、配合飼料価格安定制度により、高騰した配合飼料価格については補填金が交付され、生産者の負担は一定緩和されているが、高額な補填金交付が続いているため、その補填財源の確保が課題となっている。また、制度の仕組みにより該当四半期の配合飼料価格が、直前1年間の配合飼料価格を超える場合、その超える額を限度に補填金が交付されるため、配合飼料価格が一定の高値のまま推移すると、補填金交付が十分に手当されないことになる。

政府においては、これまでも補填金発動の基準引き下げや、基金への積み増し等の飼料価格高騰に対して施策を講じているが、それでも国内の畜産農家の実質負担額は増加しており、畜産経営の急激な悪化が危惧されることから、価格高騰の影響を可能な限り緩和し、畜産農家の負担を軽減するよう積極的に取り組む必要がある。

よって、国においては、畜産農家の経営安定を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、補填金発動基準を値上がり始めた時期の価格にするなど、配合飼料価格安定制度を抜本的に見直すこと。
2. 令和5年度においても、配合飼料の価格上昇・高止まりが予想されることから、さらなる追加支援をおこなうこと。
3. 飼料穀物の生産基盤拡大対策を充実・強化し、飼料の自給率向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

愛媛県内子町議会